

令和 6 年度
包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行
及び経営に係る事業の管理について

岐阜市包括外部監査人
公認会計士 山 田 直 孝

目 次

第 1	包括外部監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	外部監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	選定した特定の事件（テーマ）・・・・・・・・	1
3	事件（テーマ）を選定した理由・・・・・・・・	1
4	外部監査の対象部署・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	外部監査の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8	外部監査人を補助した者・・・・・・・・・・・・	3
9	指摘・意見の件数・・・・・・・・・・・・・・・・	3
10	利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 2	水道事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	岐阜市水道事業の概要・・・・・・・・・・・・	4
2	組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
3	財務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
4	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
第 3	中央卸売市場について・・・・・・・・・・・・	5 3
1	中央卸売市場事業の概要・・・・・・・・・・・・	5 3
2	組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
3	財務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
4	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
第 4	監査の結果及び意見（総合意見：水道事業）	7 7
1	財政計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
2	電子契約書について・・・・・・・・・・・・	9 4
第 5	監査の結果及び意見（個別事項：水道事業）	9 5
1	固定資産管理・・・・・・・・・・・・・・・・	9 5
2	棚卸資産・貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 9
3	IT 及びセキュリティ・・・・・・・・・・・・	1 1 6
4	退職給付引当金・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 8
5	賞与引当金・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 1
6	貸倒引当金・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 3
7	契約管理・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 6

第 6	監査の結果及び意見（総合意見：中央卸売市場事業）	1 4 7
1	再整備事業	1 4 7
第 7	監査の結果及び意見（個別事項：中央卸売市場事業）	1 4 8
1	売上高割使用料	1 4 8
2	施設使用料	1 5 2
3	営業収益-雑収益	1 5 7
4	営業費用-市場管理費	1 5 8
5	光熱水費	1 5 9
6	委託費	1 6 0
7	負担金分担金	1 6 5
8	営業未収金管理	1 6 7
9	卸売業者の財務状況に関する指導・監督	1 6 9
10	仲卸業者の財務状況に関する指導・監督	1 7 0

(本報告書における記載内容の注意事項)

➤ 本報告書に記述している「指摘」及び「意見」について

「指摘」とは、財務に関する事務の執行において①法令・条例・規則等に抵触するもの、②有効性・効率性・経済性の観点から著しく問題があるもので改善を求めるものである。

「意見」とは、①「指摘」には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの、②その他改善が望ましいものをいう。

➤ 端数処理

本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減算した場合、合計金額と一致しないことがある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。パーセンテージ比率は表示単位未満を四捨五入している。

➤ 報告書の数値等の出典

本報告書の数値等は、原則として岐阜市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合、原則として数値等の出典は明示していない。本報告書の数値等のうち、岐阜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

➤ 報告書の数値等の正確性

本報告書中に監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 事件（テーマ）を選定した理由

水道事業は、公営企業として独立採算制により事業を運営しているが、人口減少に伴い料金収入が減少しているなか、将来にわたり安定的で持続的な経営が続けることが課題となっている。

令和 2 年 2 月に策定された「上下水道事業部経営戦略」では、近年、水道使用者の節水意識の高揚や節水型トイレを代表とする節水型機器の普及が進み、水需要の減少傾向が続く一方で、高度経済成長期以降、急速に整備された大量の水道施設は、今後一斉に更新期を迎え、多額の更新費用が必要となるなど、経営環境は益々厳しさを増していくことが予想されており、経営上の課題が多く存在する。この経営戦略は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間が計画期間であるが、策定から 5 年が経過する中で、物価高騰などの経営環境の変化や料金改定の実施などから経営戦略の見直しが必要となり、令和 7 年度に改定することが見込まれている。

一方、水道は、市民生活にとって必要不可欠なライフラインであり、安全・安心な水を安定的、継続的に供給していかなければならない重要な事業であり、災害を想定した給水体制の整備など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応することも求められる。とりわけ、令和 6 年 1 月 1 日に発災した能登半島地震の影響等、岐阜市は一層の取り組みが必要になると思われる。

岐阜市中央卸売市場は、生鮮食料品等の流通に重要な地位にあり、生鮮食料品等を生産者から消費者に公正な価格で供給し、岐阜市民の食生活の安定と生産者の利益の向上を図る役割を有しており、重要な社会インフラの一つになっている。

岐阜市中央卸売市場は、そうした重要な社会的機能を担っている一方、地方公営企業法の財務規程等の一部適用事業として原則的には独立採算で運営を求められ、経営管理の

有効性・効率性・経済性かつ安定した事業運営がなされているかは、市民の重要な関心事である。

以上の状況を踏まえ、今年度において水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施することは非常に意義のあることと考え、令和6年度の包括外部監査のテーマとした。

4 外部監査の対象部署

上下水道事業部
中央卸売市場

5 外部監査の対象期間

令和5年度（自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、令和4年度以前に遡り、また、一部令和6年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自 令和6年6月1日 至 令和7年2月3日

7 外部監査の方法

（1）監査の主な視点

① 合规性の視点

水道事業及び中央卸売市場事業に関する事務は、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、岐阜市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

② 有効性・効率性・経済性等の視点

水道事業及び中央卸売市場事業に係る事務が、有効性・効率性・経済性の観点か

ら、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則、規程等の確認
- ② 関連資料の閲覧
- ③ 担当者への状況聴取
- ④ 質問書の回答入手及び内容分析
- ⑤ 管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合

8 外部監査人を補助した者

公認会計士・税理士	矢野厚登
公認会計士・税理士	富 孝史
公認会計士・税理士	古川有樹
公認会計士・税理士	弓削幸恵
公認会計士	河邊丹理

9 指摘・意見の件数

30 件（内訳：指摘 9 件、意見 21 件）

10 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 水道事業について

1 岐阜市水道事業の概要

(1) 水道事業者としての役割

水道法では水道事業者の役割としてその目的を「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」（水道法第1条）と規定している。

(2) 水道事業の沿革

岐阜市は清流長良川畔に発達した都市であり、豊富な地下水に恵まれており水質も良好なため、そのまま飲み水として利用されていた。

しかし、大正中期ごろから工場排水や家庭排水による井戸への影響が問題となり、良質な水道の必要性が叫ばれるようになった。

また、昭和初期には、衛生的な文化都市として岐阜市が発展していくため、水道の建設が提案され、昭和3年に長良川左岸（鏡岩水源地）に浅井戸を造成し、伏流水を水源として旧岐阜市内南部全域（計画給水人口 55,000 人、一日最大給水量 6,105 立方メートル、総事業費 820,115 円）に給水できるように創設工事に着手し、昭和5年3月には一部給水を始め、昭和9年3月に完成した。

その後、昭和20年7月9日の第2次世界大戦大空襲により市街地の約80%が被害を受けたが、復興が進むにつれ、人口の増加、岐阜市経済の復興、生活様式の変化、産業の発展により水需要が増加していった。水源地の建設や配水管網の整備拡充を行い、昭和62年から平成17年にかけて、32箇所の簡易水道を順次上水道と統合し、給水の安定に重点を置いてきた。また、平成18年1月に柳津町と合併し、水道事業の統合を行った。

現在は、平成27年2月に取得した第10期拡張事業認可（計画給水人口 356,100 人、一日最大給水量 177,300 立方メートル、総事業費 89 億円、令和6年度完成）に基づき、事業を進めており、令和5年度末現在、鏡岩水源地をはじめ17箇所（予備水源を除く。）の水源地が稼働している。なお、これらの水源地から顧客への給水は、ポンプ直送方式や高地に設置した配水池を利用する間接方式で行っている。

また、より安全で安定した水道水の供給を図るため、伏流水を水源とする鏡岩及び雄総水源地において、紫外線処理による高度浄水施設を整備し、平成23年4月から処理

を開始した。なお、各水源地や加圧施設の運転は、上下水道事業部本庁舎からの遠隔監視により制御している。

出典：岐阜市水道・下水道統計資料（令和 5 年度）改変引用

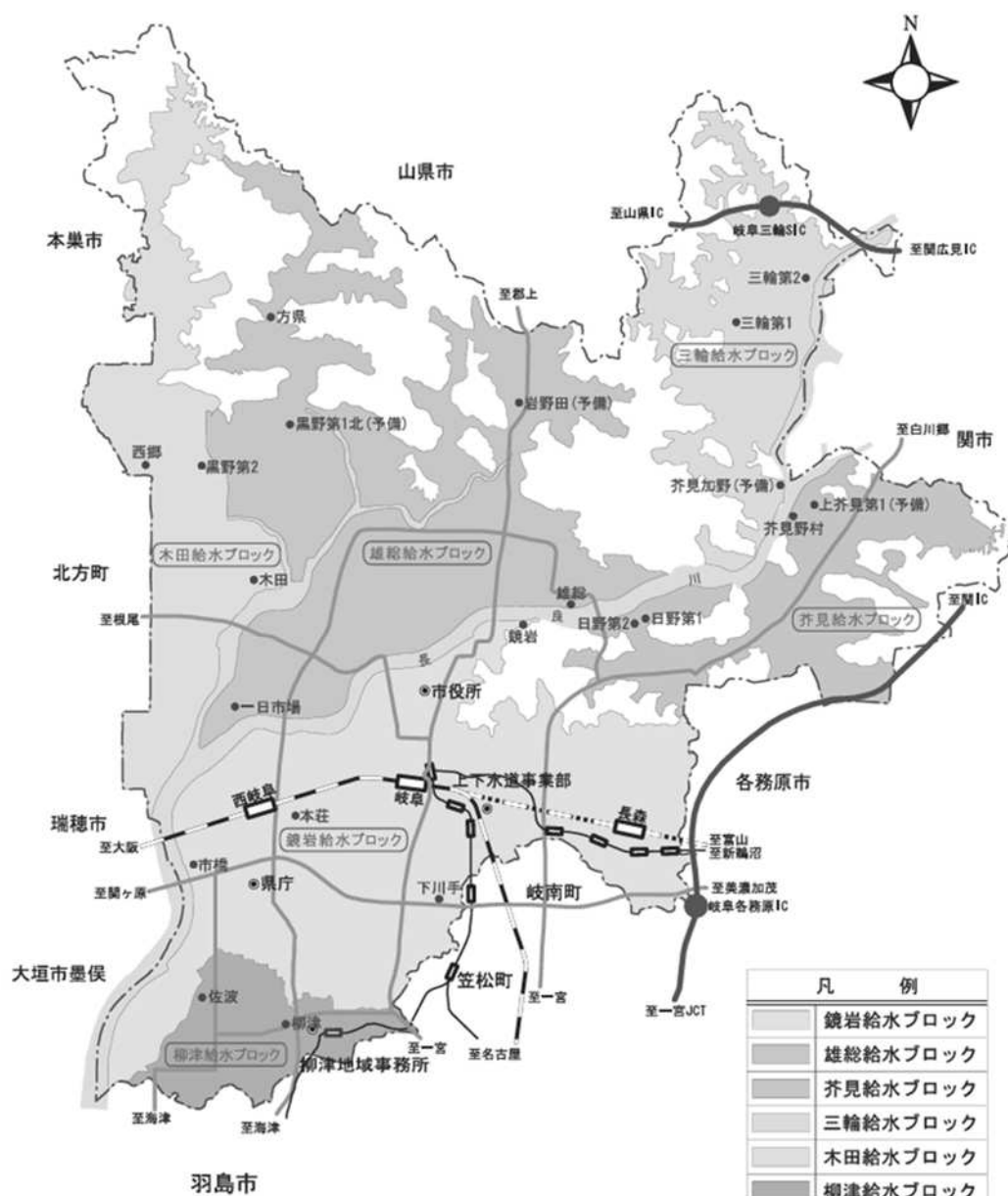
水道事業の沿革

年 度	事 項
昭和 3 年 10 月	事業認可
昭和 5 年 3 月	鏡岩水源地通水
昭和 5 年 11 月	第 2 期拡張事業認可
昭和 25 年 4 月	第 3 期拡張事業認可
昭和 26 年 7 月	第 4 期拡張事業認可
昭和 28 年 5 月	雄総水源地通水
昭和 30 年 7 月	第 5 期拡張・変更事業認可
昭和 43 年 3 月	第 6 期拡張事業認可
昭和 46 年 3 月	第 6 期拡張 1 次変更事業認可
昭和 54 年 3 月	第 6 期拡張 2 次変更事業認可
昭和 56 年 3 月	本荘水源地通水
昭和 57 年 7 月	下川手水源地通水
昭和 59 年 3 月	第 7 期拡張事業認可
昭和 62 年 3 月	第 7 期拡張 1 次変更事業認可
平成 4 年 6 月	市橋水源地通水
平成 5 年 8 月	第 8 期拡張事業認可
平成 11 年 10 月	第 8 期拡張 1 次変更事業認可
平成 12 年 3 月	芥見配水池完成、木田水源地通水
平成 14 年 3 月	鏡岩配水池完成
平成 16 年 3 月	木田配水池完成
平成 17 年 3 月	第 9 期拡張事業認可
平成 20 年 3 月	第 9 期拡張 1 次事業認可
平成 22 年 3 月	雄総第 2 配水池完成
平成 23 年 2 月	鏡岩及び雄総水源地紫外線処理施設完成
平成 26 年 12 月	黒野第 1 配水池完成
平成 27 年 2 月	第 10 期拡張事業認可
平成 27 年 8 月	黒野第 1 加圧施設完成
平成 30 年 3 月	岩野田配水池、岩野田加圧施設完成

※上下水道事業部ホームページ公開資料を監査人が加工

(3) 水道事業区域

① 岐阜市水道区域図



出典：令和6年度第1回岐阜市上下水道事業経営審議会参考資料

② 水道の区域

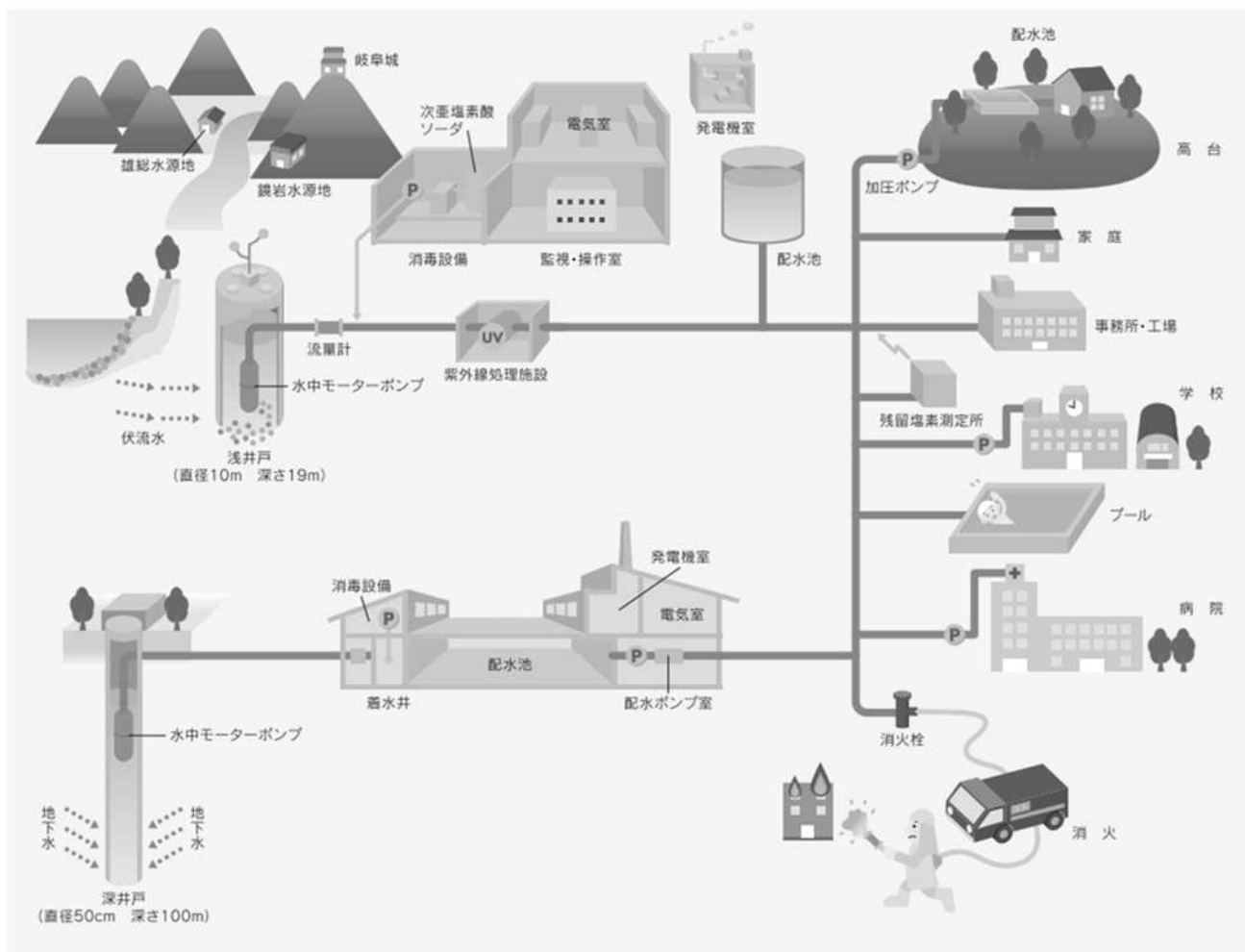
令和5年度現在、岐阜市では6つの給水ブロック、17箇所の水源地で運営している、水源は地下水及び伏流水、水道管総延長は約2,424kmとなっている。

水道の給水ブロック

鏡岩給水ブロック ◆給水人口 166,911人 ◆配水量 25,247,456㎡ (78,389㎡/日) 鏡岩・本荘・市橋・ 下川手水源地	雄総給水ブロック ◆給水人口 102,918人 ◆配水量 14,744,167㎡ (45,343㎡/日) 雄総・一日市場・ 方県水源地	芥見給水ブロック ◆給水人口 26,243人 ◆配水量 4,345,515㎡ (13,615㎡/日) 芥見野村・日野第 1・日野第2水源地	
三輪給水ブロック ◆給水人口 15,602人 ◆配水量 2,877,716㎡ (8,902㎡/日) 三輪第1・三輪第2 水源地	木田給水ブロック ◆給水人口 17,906人 ◆配水量 3,082,852㎡ (9,336㎡/日) 木田・西郷・ 黒野第2水源地	柳津給水ブロック ◆給水人口 12,509人 ◆配水量 1,631,392㎡ (4,966㎡/日) 柳津・佐波水源地	合計 ◆給水人口 341,549人 ◆配水量 52,029,098㎡ (159,748㎡/日)

出典：令和6年度第1回岐阜市上下水道事業経営審議会参考資料

③ 岐阜市の水道のしくみ



出典：岐阜市の水道

(4) 水道施設の概要

岐阜市の水源地は、令和5年度末で17箇所あり各配水系統を区別して給水している。水源は水質が良好で、地下水を直接ポンプ揚水し、次亜塩素酸ナトリウム消毒を施し給水している。

① 水源

岐阜市の水源は、良質で豊富な清流長良川の伏流水や地下水に求めており、すべて自己水源から取水している。

i) 伏流水

伏流水とは、河川の流水が河床の地質や土質に応じて河床の下へ浸透し、水脈を保っている極めて浅い地下水のことで、本来の地下水とは異なり、河道附近に存在して河川の流水の変動に直接影響されるものをいう。地中で自然のろ過が行われるため、表流水に比べて濁度など水質が良好で安定している。

伏流水は、昭和5年の水道創設時から活用している岐阜市の水源であり、鏡岩及び雄総給水ブロックの主な水源としている。より安全で安心な水道水を供給するため、平成23年4月より鏡岩及び雄総水源地において、紫外線処理による高度浄水施設を整備し、処理を開始した。

ii) 地下水（深井戸）

地下水は、現在、柳津、芥見、三輪及び木田給水ブロックの主な水源としている。

水源地名（水源種別）と施設及び計画取水（受水）量

※（ ）は予備水源

ブロック	水源地名	井戸数	取水可能量 m ³ /日	計画取水量 m ³ /日
鏡岩給水	鏡岩（伏流水）	3	60,390	60,390
	本荘（地下水）	2	13,400	11,290
	市橋（地下水）	2	12,000	10,860
	下川手（地下水）	2	11,500	7,090
柳津給水	柳津（地下水）	2	8,060	4,180
	佐波（地下水）	1	5,760	2,200

ブロック	水源地名	井戸数	取水可能量 m ³ /日	計画取水量 m ³ /日
雄総給水	雄総（伏流水・地下水）	4	55,470	49,460
	一日市場（地下水）	2	6,000	1,100
	（黒野第1北）	（2）	（5,700）	（3,000）
	方県（地下水）	2	1,800	1,100
	（岩野田第1、第2）	（5）	（15,500）	（11,700）
芥見給水	芥見野村（地下水）	5	21,800	12,260
	（上芥見第1）	（1）	（2,300）	（2,300）
	日野第1（地下水）	1	3,800	3,300
	日野第2（地下水）	1	2,700	2,100
三輪給水	三輪第1（地下水）	3	6,300	5,480
	三輪第2（地下水）	2	8,600	4,460
	（芥見加野）	（1）	（6,000）	（3,700）
木田給水	木田（地下水）	3	10,400	5,900
	西郷第1、第2（地下水）	3	6,160	5,560
	黒野第2（地下水）	2	2,400	1,000

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

鏡岩水源地



出典：岐阜市新水道ビジョン

② 配水池

配水池とは、需要量に応じて適切な配水を行うために浄水を一時貯えるための池で、
 渇水や地震、事故など災害時には、配水池に貯められた水が飲料水や消火用水となるな
 ど、災害対策でも重要な施設となる。

岐阜市の給水は、ポンプ直送方式や高地に設置した配水池を利用する間接方式で行
 っている。

配水池と配水池容量

区分	ブロック名	配水池名	配水池容量（m ³ ）
基幹施設	鏡岩	鏡岩配水池	20,000
		本荘配水池	4,000
		市橋配水池	4,000
		下川手配水池	2,100
	雄総	雄総第 1 配水池	2,000
		雄総第 2 配水池	11,300
		黒野第 1 配水池	4,000
		岩野田配水池	4,000
	芥見	芥見配水池	5,000
		日野配水池	1,335
	三輪	三輪第 2 配水池	980
	木田	木田配水池	2,600
		西郷配水池	1,275
		黒野第 2 配水池	550
柳津	柳津配水池	2,000	
	佐波配水池	2,000	
その他		23 箇所	6,242

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略

雄総第 2 配水池



黒野第 1 配水池



出典：岐阜市新水道ビジョン、岐阜市の水道

③ 加圧ポンプ施設

加圧ポンプ施設は、配水管路の途中に設け、高所の配水区域や配水池へ水を送るための施設である。岐阜市の加圧ポンプ施設は以下の表のとおりである。

加圧ポンプ施設

区分	ブロック名	施設名	施設能力 (m ³ /日)
基幹施設	鏡岩	粕森加圧施設	11,520
	雄総	岩野田加圧施設	9,187
		黒野第 1 加圧施設	7,402
	芥見	芥見加圧施設	3,168
		岩芥見加圧施設	5,040
	木田	則松加圧施設	2,160
その他		15 箇所	8,410

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略

黒野第1加圧施設



岩野田加圧施設



出典：岐阜市上下水道事業経営戦略

④ 管路

令和5年度末現在の水道管の管種別布設総延長は下記の表のとおりであり、総延長は約2,424 kmとなっている。

管種別布設総延長（単位：m）

区分		耐震管	ダクタイル 鋳鉄管	鋼管	石綿管	ビニル管	鋳鉄管	ポリエ チレン 管	合計
岐阜 地区	延 長 (m)	553,590	822,914	3,253	748	910,777	19,862	1,963	2,313,107
	比 率 (%)	23.93	35.59	0.14	0.03	39.37	0.86	0.08	100.00
柳津 地区	延 長 (m)	26,555	16,725	26	—	65,186	—	2,402	110,894
	比 率 (%)	23.95	15.08	0.02	—	58.78	—	2.17	100.00
合計	延 長 (m)	580,145	839,639	3,279	748	975,963	19,862	4,365	2,424,001
	比 率 (%)	23.93	34.64	0.14	0.03	40.26	0.82	0.18	100.00

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

管種の区分は、ダクタイル鋳鉄管及びビニル管の合計が全体の約 75%を占めている。ビニル管のうち、特に昭和 50 年代以前に布設されたものは、耐震性能を有しておらず、破損等による漏水事故が多く発生していることから、管路の耐震化を図ると共に、老朽化したビニル管などの布設替を着実に進めていく必要がある。

⑤ 水道の種類

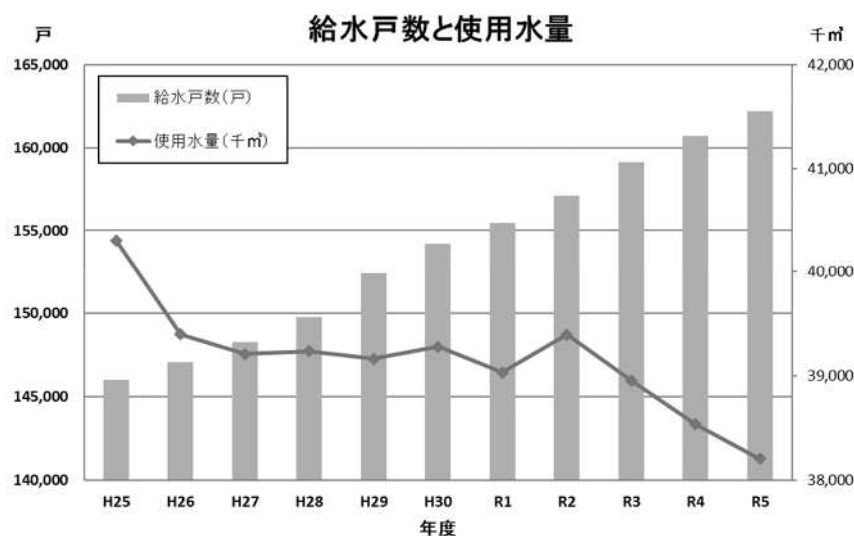
水道事業は水道法第 3 条により法的に規定されている。

水道事業は一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業（給水人口が 100 人以下である者は除く）であり、経営は、原則として市町村が行う（水道法第 6 条第 2 項）。

水道用水供給事業は水道事業者に対して水道水を供給する事業をいう。簡易水道とは供給人口が 5,000 人以下である水道により、水を供給する事業、専用水道とは寄宿舍、社宅、療養所、療養施設等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道水以外の水道であって、給水人口が 100 人を超えるもの又は 1 日に給水することができる水量が 20 立方メートルを超えるものと定義されている。

⑥ 水道事業の概況

岐阜市の水道事業の給水戸数と年間一戸当たりの使用水量では世帯数の増加により給水戸数は増加しているが、節水型社会の進展及び世帯人員の減少等により、一戸当たりの使用量は減少傾向である。



出典：令和 6 年度第 1 回岐阜市上下水道事業経営審議会参考資料

⑦ 第10期拡張事業

平成27年2月に、取水地点の変更を主とした第10期拡張事業認可を取得し、事業を進めている。

i) 計画の規模

目 標 年 次		令和6年度
給 水 区 域 面 積		13,930 ha
計 画 給 水 人 口		356,100 人
計 画 普 及 率		87.3 %
計画給水量	1日平均給水量	149,400 m ³
	1日最大給水量	177,300 m ³
施 工 年 次		平成26年度～令和6年度
総 事 業 費		88.649億円 — 起 債 60.320億円 自己資金 28.329億円
事 業 内 容		下記の(ii)実施状況に示す計画のとおり

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

ii) 実施状況

平成26年度を初年度とした11か年計画の第10期拡張事業は、年次計画に基づき事業を施行中である。

なお、計画及び進捗状況は次のとおりである。

区 分	計 画	令和5年度末までの実績	進捗率
配水管布設 工 事 費	φ400～75 mm L=24,434 m 5,733,987千円	L=51,338 m 3,260,161千円	56.9 %
原 水 及 び 浄 水 設 備 工 事 費	浄水施設工事及び 配水池築造工事ほか 2,187,905千円	岩野田加圧施設電気設備 工事ほか 1,704,529千円	77.9 %
事 務 費	943,000千円	673,564千円	71.4 %
計	8,864,892千円	5,638,255千円	63.6 %

注1：消費税込みの数値である。

注2：令和5年度末までの実績は、令和5年度繰越を含まない。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

⑧ 水道整備事業

現在、水道は、市民生活や産業活動において欠くことのできないライフラインとして、未給水区域の供給域化をはじめ、安全でおいしい水を安定して供給する施設づくりが強く求められている。

昭和 63 年度になると、昭和 30 年以前に布設された铸铁管や石綿管等が、赤水の発生や破裂事故の一因ともなったことから、第 1 期水道整備事業に着手し、平成 7 年度から第 2 期水道整備事業、平成 9 年度からは石綿管の早期更新と老朽管及び水源施設の更新増による基幹設備の早期充実を図るため、第 2 期 1 次変更水道整備事業を進めた。

平成 17 年度になると、老朽管及び水源施設の更新による基幹施設の充実を推進するため、第 3 期水道整備事業を進めた。平成 23 年度からは、岐阜市水道ビジョンの基本目標である「安全で安心な水道」、「災害に強い水道」を実現するため、施設の耐震化も考慮した第 4 期水道整備事業を進め、平成 28 年度からは、管路の耐震化、更新をより効率的に行う第 5 期水道整備事業を進めた。令和 3 年度から第 6 期水道整備事業が進行中である。

i) 計画の規模

目	標	年	次	令和 7 年度
施	工	年	次	令和 3 年度～令和 7 年度
総	事	業	費	12,611,677 千円
事	業	内	容	下記の (ii) 実施状況に示す計画のとおり

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和 5 年度）

ii) 実施状況

令和 3 年度を初年度とした 5 か年計画の第 6 期水道整備事業は、年次計画に基づき事業を施行中である。

なお、整備計画及び進捗状況は次のとおりである。

区 分		計 画	令和5年度末までの実績	進捗率
事業費	配水管整備	L=114,040 m 9,852,077千円	L=69,371 m 6,061,133千円	61.5 %
	水源等施設整備	施設耐震化 (耐震補強工事等) 設備更新 (ポンプ取替等) 2,759,600千円	雄総水源地自家発電 設備更新工事ほか 1,851,194千円	67.1 %
	計	12,611,677千円	7,912,327千円	62.7 %

注1：消費税込みの数値である。

注2：令和5年度末までの実績は、令和5年度繰越を含まない。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

⑨ 施設の統廃合

岐阜市の水道は、昭和3年に長良川の伏流水を水源とした鏡岩水源地の建設工事に着手して以来、雄総、柏森、本荘、下川手の5箇所の水源地において直間接方式で給水してきた。昭和62年4月に簡易水道事業の水道部への統合に伴い、旧32簡易水道地域の内、24箇所の簡易水道（下奈良、爪、茜部、鶉、今嶺藪田、日置江、前一色、水海道、岩芥見、上芥見第1、上芥見第2、芥見加野、岩井、岩野田、黒野第1、黒野第2、柿ヶ瀬、西郷、日野、常磐、芥見野村、三輪第1、三輪第2、志段見）を第2給水区域として上水道に統合した。平成6年4月には3地区の簡易水道（石谷、木田、一日市場）を上水道に統合、平成8年4月、平成11年10月には、水道事業の給水区域に隣接する曾我屋地区、河渡地区の簡易水道を上水道に統合した。

こうした統廃合の中、岩井、柿ヶ瀬、前一色、爪、今嶺藪田、志段見、下奈良、水海道、石谷、茜部、常磐及び旧木田水源地を順次休廃止してきた。更に平成4年6月には市橋水源地での給水を開始、平成4年10月には柏森水源地の廃止、平成8年1月には、下川手、本荘、市橋水源地間の相互給水を行い、平成8年4月には旧第1給水区域と旧第2給水区域を上水道給水区域として統合した。

その後、平成12年3月に芥見配水池及び木田水源地が完成、平成14年3月には鏡岩配水池が完成しそれぞれ稼働を開始している。また平成13年4月に古津地区の簡易水道を上水道へ統合、平成14年2月に鶉区域、平成15年4月には日置江区域をそれぞれ市橋区域へ統合した。更に、平成14年4月には則松地区の簡易水道を上水道へ統合、平成16年3月には、木田水源地内に木田配水池及び配水施設が完成、運転を開始したのに伴い曾我屋、河渡区域を木田区域へ統合した。平成17年4月には上雛倉、方県地区の簡易水道を上水道へ統合し、簡易水道の統合は全て完了した。平成18年1月には柳津町との

合併に伴い、柳津・佐波水源地を岐阜市の水道事業に譲り受けた。平成 22 年 3 月に雄総第 2 配水池、平成 26 年 12 月に黒野第 1 配水池、平成 27 年 8 月に黒野第 1 加圧施設、平成 30 年 3 月には岩野田配水池、岩野田加圧施設が完成し稼動を開始した。

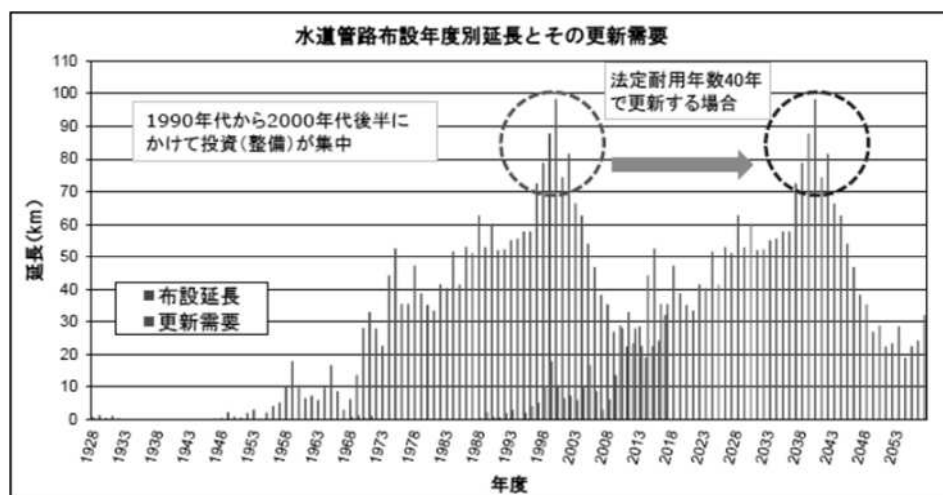
また、より安全で安心な水道水を供給するため、平成 23 年 4 月から鏡岩水源地及び雄総水源地において、紫外線処理による高度浄水処理を開始している。

令和 5 年度末現在、鏡岩水源地をはじめ 17 箇所の水源地（予備水源を除く）が稼動している。これらの水源地では長良川の良質な伏流水を含む地下水を取水してポンプ直送と配水池を利用する直間接方式で給水し、上下水道事業部本庁舎において、各水源地、加圧施設の集中監視を行っている。

出典：岐阜市水道・下水道統計資料（令和 5 年度）改変引用

⑩ 施設の老朽化について

現在、岐阜市の管路の総延長は令和 5 年度現在約 2,424km となっている。そのうち 40 年経過管（経年化管）は約 529 km（21.8%）になる。このまま管路の更新を行わない場合、2043 年度末には 40 年経過管が全管路の約 74%となることが予測されている。（令和 5 年度末時点）



出典：岐阜市の上下水道事業の概要

⑪ 給水普及状況

i) 行政・給水各区域内の戸数及び人口普及状況

水道事業における岐阜市行政区内の住民戸数は増加傾向であるが、一方人口は減少傾向となっている。

区分 年度	行政区内 (A)			給水区域内 (B)			給 水 (C)			普及率(%)	
	戸数(戸)	人口(人)	指数	戸数(戸)	人口(人)	指数	戸数(戸)	人口(人)	指数	C/A	C/B
令和元	181,716	408,109	100.0	181,807	408,334	100.0	155,440	348,961	100.0	85.5	85.5
岐阜地区 給水区域	—	—	—	176,417	394,975	100.0	150,619	336,470	100.0		85.2
柳津地区 給水区域	—	—	—	5,390	13,359	100.0	4,821	12,491	100.0		93.5
令和2	183,288	406,407	99.6	183,382	406,630	99.6	157,092	347,509	99.6	85.5	85.5
岐阜地区 給水区域	—	—	—	177,854	393,238	99.6	152,159	334,986	99.6		85.2
柳津地区 給水区域	—	—	—	5,528	13,392	100.2	4,933	12,523	100.3		93.5
令和3	183,506	402,965	98.7	183,600	403,184	98.7	159,125	344,571	98.7	85.5	85.5
岐阜地区 給水区域	—	—	—	177,993	389,865	98.7	154,107	332,114	98.7		85.2
柳津地区 給水区域	—	—	—	5,607	13,319	99.7	5,018	12,457	99.7		93.5
令和4	185,365	401,294	98.3	185,455	401,505	98.3	160,711	343,091	98.3	85.5	85.5
岐阜地区 給水区域	—	—	—	179,684	388,092	98.3	155,589	330,723	98.3		85.2
柳津地区 給水区域	—	—	—	5,771	13,413	100.4	5,122	12,368	99.0		92.2
令和5	186,907	399,492	97.9	186,999	399,702	97.9	162,212	341,549	97.9	85.5	85.5
岐阜地区 給水区域	—	—	—	181,136	386,233	97.8	156,980	329,040	97.8		85.2
柳津地区 給水区域	—	—	—	5,863	13,469	100.8	5,232	12,509	100.1		92.9

(1) 指数及び普及率は各人口に対してのものである。

(2) 指数は令和元年度を100とした。

(3) 県が公表する令和4年度末の市町村別水道普及率は、上下水道事業部以外が管理する水道も含めた岐阜市全体の給水人口の率であり、85.9%である。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

ii) 岐阜県及び全国の給水人口と水道普及率

令和5年度現在、岐阜県及び全国の給水人口は共に減少している。給水普及率は岐阜県及び全国共に95%以上となっているが共に大きく変化はしていない。

区 分		総人口 (人) (A)	給 水 人 口 (人)				普及率 B/A(%)
			上水道事業	簡易水道事業	専用水道	合計 (B)	
岐阜県	平成30年度	1,991,623	1,835,320	62,498	5,164	1,902,982	95.5
	令和元年度	1,979,516	1,824,912	60,698	4,653	1,890,533	95.5
	令和2年度	1,969,183	1,807,592	59,044	4,569	1,871,205	95.0
	令和3年度	1,946,253	1,788,103	57,356	4,155	1,849,614	95.0
	令和4年度	1,933,019	1,775,646	56,060	4,190	1,835,896	95.0
全国	平成30年度	126,437,001	121,384,594	2,203,892	382,787	123,971,273	98.0
	令和元年度	126,177,644	121,351,209	2,053,193	368,472	123,722,874	98.1
	令和2年度	125,773,794	121,283,648	1,741,454	368,367	123,393,469	98.1
	令和3年度	125,177,460	120,874,440	1,666,833	362,430	122,903,703	98.2
	令和4年度	124,704,624	120,508,470	1,623,337	396,991	122,528,798	98.3

注 (1) 国土交通省 水管理・国土保全局調べ抜粋

(2) 水道法による用語の定義

イ 「水道事業」とは、一般の需要に応じて水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口100人以下である水道によるものを除く。

ロ 「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する水道事業をいう。

ハ 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道（上水道事業、簡易水道事業）以外の水道であって、100人を超える者にその居住に必要な水を給するものをいう。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

iii) 年度別配水量、電力量、及び電気料金の推移

令和 5 年度現在、年度別配水量に関しては大きく変化はしていないが、電力量は平成 26 年に比べ 7.5%ほど増加している。

しかし、電力料金に関してはエネルギー原料の高騰を受け平成 26 年度に比べ約 1.2 倍と激増している。

年度	配水量		電力量		電力料金	
	(m^3)	指数	(kWh)	指数	(円)	指数
26年	52,306,883	100.00	17,440,632	100.00	342,740,540	100.00
27年	52,510,811	100.39	17,437,697	99.98	289,642,543	84.51
28年	52,476,224	100.32	17,394,440	99.74	269,916,220	78.75
29年	52,641,483	100.64	17,630,170	101.09	293,736,528	85.70
30年	52,761,160	100.87	17,829,274	102.23	330,424,541	96.41
元年	52,644,188	100.64	17,654,462	101.23	293,611,720	85.67
2 年	53,659,073	102.59	18,387,046	105.43	270,127,852	78.81
3 年	53,055,777	101.43	18,406,362	105.54	289,195,409	84.38
4 年	52,615,704	100.59	18,494,719	106.04	586,569,289	171.14
5 年	52,029,098	99.47	18,754,677	107.53	416,421,264	121.50

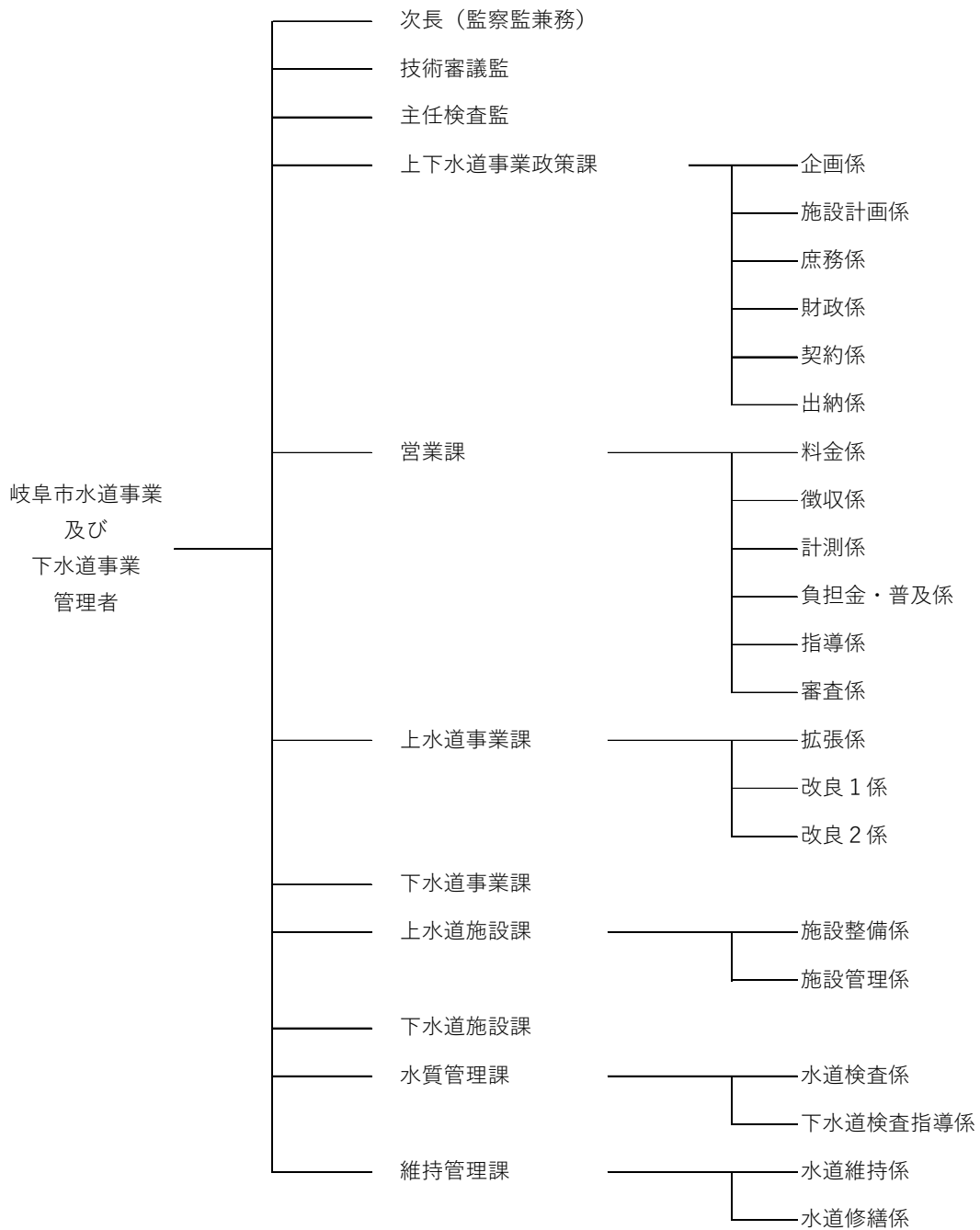
注：指数は平成26年を100とした。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和 5 年度）

2 組織の概要

(1) 機構図

令和6年4月現在の岐阜市上下水道事業部の機構は下記の表のとおりである。



出典：令和5年度岐阜市水道・下水道統計を監査人が加工

(2) 職員構成

令和6年4月現在の岐阜市上下水道事業部の所属別職員構成及び職種別職員構成は下記の表のとおりである。

令和6年4月1日現在の職員数は97名となっており、職種別では、事務職員は15名、技術職員は72名、技術労務職員は10名となっている。

所属別職種別職員構成（単位：人）

課名 職名	上下水道事業政策課	営業課	上水道事業課	上水道施設課	維持管理課	水質管理課	計
事務職員	9	6	0	0	0	0	15
技術職員	4	7	20	21	16	4	72
技術労務職員	0	0	0	0	10	0	10
計	13	13	20	21	26	4	97

（管理者、再任用・任期付職員を除く）

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

(3) 年齢別職員構成

年齢別職員構成では、各年齢層に多少の多寡はあるが全年齢層に亘って職員構成されている。しかし、50才以上の職員が全体の37%を占めており、今後熟練工の退職に伴う技術の伝承が危惧される。

年 齢 別	職 種	事 務 職 員	技 術 職 員	技能労務職員	計	
					職 員 数	比 率
20歳未満		0人	0人	0人	0人	0.0%
20歳以上～25歳未満		0	2	0	2	2.1
25歳以上～30歳未満		1	10	0	11	11.3
30歳以上～35歳未満		1	9	0	10	10.3
35歳以上～40歳未満		4	10	0	14	14.4
40歳以上～45歳未満		2	7	0	9	9.3
45歳以上～50歳未満		3	11	1	15	15.5
50歳以上～55歳未満		3	7	3	13	13.4
55歳以上～60歳未満		0	14	3	17	17.5
60歳以上		1	2	3	6	6.2
計		15	72	10	97	100.0
平均年齢（歳）	本年度	43.0	42.9	56.4	44.3	—
	前年度	43.7	42.2	55.0	43.7	—

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

(4) 職員定数推移

柳津町との市町村合併による定数増を除き、職員定数を削減しており、昭和 62 年のピーク 156 人から約 40%の削減を行っている。

年 度	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
水 道	130	129	156	154	154	154	152	153	153	154
下水道	149	147	146	146	145	145	145	144	144	146
計	279	276	302	300	299	299	297	297	297	300

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
水 道	151	145	140	138	133	121	117	109	104	104
下水道	144	138	133	131	129	123	118	112	112	112
計	295	283	273	269	262	244	235	221	216	216

年 度	H17	合併	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
水 道	103	106	106	106	106	102	98	94	94	94
下水道	110	113	112	109	109	104	102	101	97	96
計	213	219	218	215	215	206	200	195	191	190

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
水 道	94	94	94	93	93	93	94	94	97	97
下水道	96	96	96	96	95	95	95	95	91	91
計	190	190	190	189	188	188	189	189	188	188

年 度	R6
	△
水 道	97
下水道	91
計	188

注：管理者は除く。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和 5 年度）

(5) 職務分掌

岐阜市上下水道事業部の職務分掌は下記の表のとおりである。

課名	分掌事務
上下水道 事業政策課	(1) 企業合理化に関すること。 (2) 水道及び下水道の拡張及び改良の計画に関すること。 (3) 条例及び規程に関すること。 (4) 市議会に関すること。 (5) 広報及び宣伝に関すること。 (6) 部内の総合調整に関すること。 (7) 文書及び公印に関すること。 (8) 部内の情報の公開及び個人情報の保護に関すること。 (9) 儀式及び褒賞に関すること。 (10) 職員の服務及び福利厚生に関すること。 (11) 財産及び車両の取得、管理及び処分に关すること。 (12) 物品の購入、工事の請負等の契約に関すること。 (13) 水道会計及び下水道会計の予算及び財務に関すること。 (14) 水道会計及び下水道会計の決算に関すること。 (15) 水道会計及び下水道会計の出納に関すること。 (16) 上下水道事業部本庁舎の維持管理に関すること。 (17) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
営業課	(1) 水道料金及び下水料金の調定及び収納に関すること。 (2) 受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。 (3) 滞納整理及び滞納処分に关すること。 (4) 欠損処分に关すること。 (5) 給水装置及び排水設備の工事に関すること。 (6) 指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店に关すること。 (7) 水洗便所改造等工事、水道水切替工事等に係る助成金並びに給水装置及び排水設備に係る工事費の融資あっ旋に関すること。 (8) 水道及び下水道の普及促進に関すること。 (9) 水道メーターの開閉栓及び管理に関すること。 (10) 下水計測器の設置及び管理に関すること。
上水道 事業課	水道の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関すること。

課名	分掌事務
下水道事業課	(1) 下水道の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関すること。 (2) 下水管渠の維持管理に関すること。 (3) 公道内の排水設備の修繕に関すること。
上水道施設課	(1) 水道の水源地等の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関すること。 (2) 水道の水源地等の維持管理に関すること。
下水道施設課	(1) プラント及びポンプ場の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関すること。 (2) プラント及びポンプ場の維持管理に関すること。 (3) 下水処理に関すること。 (4) 焼成れんがの販売に関すること。 (5) りんの回収及び販売に関すること。
水質管理課	(1) 水道の水質に関すること。 (2) 下水道の水質に関すること。
維持管理課	(1) 配水管の維持管理に関すること。 (2) 公道内の給水装置の修繕に関すること。 (3) 応急給水に関すること。 (4) 漏水防止対策に関すること。 (5) 貯蔵品の出納及び保管に関すること。

出典：岐阜市上下水道事業部の組織等に関する規程

3 財務の概要

(1) 貸借対照表

令和元年度～令和5年度の貸借対照の推移は次のとおりである。

(単位：百万円) ※単位未満切捨

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産					
土地	1,999	1,995	1,995	2,003	2,003
建物	1,674	1,665	1,660	1,660	1,658
減価償却累計額	△ 860	△ 883	△ 906	△ 932	△ 957
差引;建物簿価	814	782	754	728	701
構築物	89,553	91,463	93,541	95,582	97,816
減価償却累計額	△ 43,100	△ 44,901	△ 46,675	△ 48,481	△ 50,316
差引;構築物簿価	46,453	46,562	46,865	47,101	47,499
機械及び装置	9,839	9,880	10,273	10,287	10,330
減価償却累計額	△ 6,966	△ 7,148	△ 7,315	△ 7,581	△ 7,778
差引;器械及び装置簿価	2,872	2,732	2,958	2,706	2,551
車両運搬具	59	56	53	51	51
減価償却累計額	△ 53	△ 51	△ 50	△ 49	△ 48
差引;車両運搬具簿価	6	4	3	2	2
工具、器具及び備品	190	199	207	188	177
減価償却累計額	△ 149	△ 156	△ 165	△ 149	△ 131
差引;工具、器具及び備品簿価	41	43	41	39	46
建設仮勘定	212	245	216	401	1,422
有形固定資産合計	52,400	52,366	52,834	52,983	54,227
無形固定資産					
電話加入権	0	0	0	0	0
無形固定資産合計	0	0	0	0	0
固定資産合計	52,401	52,367	52,835	52,984	54,228
流動資産					
現金預金	3,335	3,362	3,531	3,127	2,977
未収金	669	614	733	659	813
貸倒引当金	△ 12	△ 12	△ 12	△ 11	△ 9
差引;未収金簿価	656	602	720	648	803
貯蔵品	28	28	30	30	31
前払金	35	75	102	344	113
流動資産合計	4,056	4,069	4,385	4,151	3,925
資産合計	56,458	56,437	57,221	57,135	58,153

(単位：百万円) ※単位未満切捨

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
負債の部					
固定負債					
企業債	28,644	27,674	26,672	26,159	26,455
退職給付引当金	447	477	508	539	514
固定負債合計	29,092	28,152	27,181	26,698	26,970
流動負債					
企業債	2,171	2,171	2,181	2,070	2,014
未払金	975	752	1,298	969	770
賞与引当金	68	68	69	68	66
預り金	14	5	17	17	17
流動負債合計	3,229	2,998	3,567	3,126	2,869
繰延収益					
長期前受金	11,264	11,431	11,617	11,886	12,094
収益化累計額	△ 6,063	△ 6,289	△ 6,476	△ 6,694	△ 6,899
差引:繰延収益	5,200	5,142	5,140	5,191	5,195
負債合計	37,522	36,293	35,889	35,016	35,035
資本の部					
資本金	15,053	16,094	17,124	18,129	19,398
剰余金					
資本剰余金					
国庫補助金	14	14	14	14	14
県補助金	131	131	131	131	131
一般会計補助金	294	294	294	294	294
工事負担金	540	540	540	540	540
受贈財産評価額	110	110	110	110	110
資本剰余金計	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091
利益剰余金					
減債積立金	904	908	1,145	1,061	691
当年度未処分利益剰余金	1,885	2,049	1,970	1,836	1,937
利益剰余金計	2,790	2,958	3,116	2,898	2,628
剰余金計	3,881	4,049	4,207	3,989	3,719
資本の部計	18,935	20,144	21,331	22,119	23,118
負債資本合計	56,458	56,437	57,221	57,135	58,153

出典:岐阜市水道事業会計決算書(令和元年度～令和5年度) △はマイナス

令和5年度における対前年度増減分析は次のとおりである。

① 資産の部

【固定資産】

有形固定資産は対前年度比 1,244 百万円 (2.3%) 増加している。これは主に、建設仮勘定（施工期間が複数年度に及ぶ大型工事の出来高計上）の増加 1,021 百万円によるものである。

【流動資産】

流動資産は対前年度比 226 百万円 (5.4%) 減少している。これは主に、現金預金の減少 150 百万円、未収金の増加 154 百万円、前払金の減少 231 百万円によるものである。

② 負債の部

【固定負債】

固定負債は対前年度比 272 百万円 (1.0%) 増加している。これは主に、企業債の増加 296 百万円によるものである。

【流動負債】

流動負債は対前年度比 257 百万円 (8.2%) 減少している。これは主に、未払金の減少 199 百万円、企業債の減少 56 百万円によるものである。

③ 資本の部

資本の部は対前年度比 999 百万円 (4.5%) 増加している。これは主に、資本金の増加 1,269 百万円、減債積立金の減少 370 百万円、令和5年度未処分利益剰余金の増加 101 百万円を計上したことによるものである。

(2) 損益計算書

① 令和元年度～令和5年度の損益計算書の推移は次のとおりである。

(単位：百万円) ※単位未満切捨

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営業収益	5,256	5,306	5,264	5,205	5,148
水道料金	5,240	5,284	5,217	5,169	5,120
受託工事収益	—	—	3	—	—
他会計負担金	5	7	25	14	11
その他の営業収益	10	14	17	21	17
営業費用	4,018	3,912	3,986	4,327	4,170
原水及び浄水費	520	477	501	748	630
配水費	291	264	315	376	316
給水費	266	259	254	289	326
受託工事費	—	—	3	—	—
業務費	327	313	307	303	309
総係費	300	257	246	219	185
普及促進費	11	9	8	8	8
減価償却費	2,261	2,290	2,311	2,361	2,366
資産減耗損	39	40	37	20	26
営業損益	1,237	1,394	1,278	877	978
営業外収益	271	285	269	260	320
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0
一般会計補助金	6	5	4	4	52
国庫補助金	0	0	—	—	—
県補助金	0	—	—	5	—
長期前受金戻入	260	259	257	247	253
雑収益	3	19	7	2	14
営業外費用	592	539	486	446	423
支払利息及び企業債取扱諸費	587	532	483	435	401
雑支出	5	6	3	10	21
経常利益	917	1,139	1,061	691	875
特別利益	—	5	—	—	—
固定資産売却益	—	5	—	—	—
特別損失	8	—	—	—	—
固定資産売却損	8	—	—	—	—
当年度純利益	908	1,145	1,061	691	875
前年度繰越欠損金					
その他未処分利益剰余金変動額	976	904	908	1,145	1,061
当年度未処分利益剰余金	1,885	2,049	1,970	1,836	1,937

出典：岐阜市水道事業会計決算書（令和元年度～令和5年度）

令和 5 年度における対前年度比増減分析は次のとおりである。

i) 営業収益

営業収益は対前年度比 57 百万円 (1.1%) 減少している。これは主に、水道料金の減少 49 百万円によるものである。

ii) 営業費用

営業費用は対前年度比 157 百万円 (3.6%) 減少している。これは主に、原水及び浄水費の減少 118 百万円、配水費の減少 60 百万円、総係費の減少 34 百万円、給水費の増加 37 百万円によるものである。

iii) 営業外収益

営業外収益は対前年度比 60 百万円 (23.1%) 増加している。これは主に、一般会計補助金の増加 48 百万円、雑収益の増加 12 百万円によるものである。

iv) 営業外費用

営業外費用は対前年度比 23 百万円 (5.1%) 減少している。これは主に、支払利息及び企業債取扱諸費の減少 34 百万円、雑支出の増加 11 百万円によるものである。

② 令和元年度～令和５年度の営業費用（区分ごと）の推移は次のとおりである。

i) 原水及び浄水費

（単位：百万円）※単位未満切捨

原水及び浄水費	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
給料	67	66	65	76	75
手当	39	37	37	38	42
賞与引当金繰入額	12	12	13	14	13
法定福利費	22	21	21	24	24
旅費	0	0	－	－	－
報償費	1	1	1	1	1
被服費	0	0	0	0	0
備用品費	2	2	2	2	2
燃料費	0	0	0	0	0
光熱水費	4	4	5	4	4
通信運搬費	3	3	3	3	3
委託料	57	53	59	58	71
手数料	0	0	0	0	0
賃借料	3	4	2	2	2
修繕費	40	16	22	20	21
工事請負費	－	5	6	4	7
動力費	234	213	229	468	327
薬品費	13	14	13	14	15
材料費	14	16	14	12	13
補償金	－	－	－	－	0
負担金	1	1	1	0	－
合計	520	477	501	748	630

出典：岐阜市水道事業会計決算書（令和元年度～令和５年度）

原水及び浄水費合計は対前年度比 118 百万円減少している。これは主に委託料の増加 13 百万円、動力費の減少 141 百万円によるものである。委託料の増加要因は、点検業務の増加による施設機器保守委託料の影響、動力費の減少は、料金単価及び燃料費調整単価の影響による。

ii) 配水費

(単位：百万円) ※単位未満切捨

配水費	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給料	39	40	42	33	32
手当	16	17	16	15	18
賞与引当金繰入額	7	7	7	5	4
法定福利費	12	12	12	10	10
報償費	0	—	—	—	—
被服費	0	0	0	0	0
備用品費	0	1	0	0	1
燃料費	1	1	1	1	1
光熱水費	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0
通信運搬費	3	3	3	3	3
委託料	65	38	45	70	70
手数料	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	0	0	0
使用料	0	0	0	0	0
修繕費	41	37	45	47	53
工事請負費	48	54	86	103	51
動力費	36	32	35	68	50
材料費	16	14	14	12	15
補償金	—	0	—	0	—
負担金	0	0	0	0	0
合計	291	264	315	376	316

出典：岐阜市水道事業会計決算書（令和元年度～令和5年度）

配水費合計は対前年度比 60 百万円減少している。これは主に工事請負費の減少 52 百万円、動力費の減少 18 百万円によるものである。工事請負費の減少要因は、舗装復旧工事の減少（令和4年度 10 件→令和5年度 6 件）の影響、動力費の減少は、料金単価及び燃料費調整単価の影響による。

iii) 給水費

(単位：百万円) ※単位未満切捨

給水費	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給料	56	61	65	74	77
手当	29	27	31	29	33
賞与引当金繰入額	10	10	10	12	12
賃金	0	—	—	—	—
報酬	4	—	—	—	—
法定福利費	19	18	19	21	22
被服費	0	0	0	0	0
備品消費	0	0	0	0	1
燃料費	0	0	0	0	1
印刷製本費	0	0	0	0	0
通信運搬費	0	0	0	0	0
賃借料	—	—	0	0	—
修繕費	129	108	109	136	163
工事請負費	2	2	3	3	1
材料費	13	10	12	8	12
補償金	—	17	—	—	1
合計	266	259	254	289	326

出典：岐阜市水道事業会計決算書（令和元年度～令和5年度）

給水費合計は対前年度比 37 百万円増加している。これは主に修繕費の増加 27 百万円によるものである。修繕費の増加要因は、修繕単価の高騰の影響による。

iv) 業務費

(単位：百万円) ※単位未満切捨

業務費	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給料	43	47	48	48	48
手当	23	21	20	20	21
賞与引当金繰入額	8	8	9	8	7
賃金	6	—	—	—	—
報酬	2	—	—	0	0
法定福利費	15	16	15	14	14
旅費	—	—	—	0	0
被服費	0	0	0	0	0
備用品費	0	0	0	0	0
燃料費	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0
通信運搬費	11	9	10	10	10
委託料	158	156	159	154	158
手数料	4	4	4	4	4
賃借料	0	—	—	0	0
使用料	0	0	0	0	0
修繕費	51	46	38	39	40
工事請負費	—	—	0	—	—
材料費	1	0	0	0	0
負担金	0	0	0	0	0
合計	327	313	307	303	309

出典：岐阜市水道事業会計決算書（令和元年度～令和5年度）

業務費合計は対前年度比 6 百万円増加している。これは主に委託料の増加 4 百万円によるものである。

v) 総係費

(単位：百万円) ※単位未満切捨

総係費	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給料	47	51	48	49	53
手当	29	27	27	28	31
賞与引当金繰入額	10	8	8	8	9
賃金	8	—	—	—	—
報酬	4	0	0	0	0
法定福利費	16	16	15	16	16
旅費	0	0	0	0	2
退職給付費	101	89	83	46	0
報償費	—	0	—	0	0
被服費	0	0	0	0	0
備用品費	4	2	2	4	2
燃料費	0	0	0	0	0
光熱水費	3	3	3	5	4
印刷製本費	0	0	0	0	0
通信運搬費	2	2	1	1	1
委託料	41	24	24	27	28
手数料	0	0	0	0	0
賃借料	8	9	10	11	9
使用料	0	0	0	3	3
修繕費	1	0	1	0	1
補償金	—	—	—	0	—
研修費	0	0	0	0	0
食糧費	0	0	0	0	0
厚生費	0	0	0	0	0
負担金	2	2	3	3	3
公租公課	0	0	0	0	0
保険料	2	2	2	3	4
貸倒引当金繰入額	10	12	11	5	9
合計	300	257	246	219	185

出典：岐阜市水道事業会計決算書（令和元年度～令和5年度）

総係費合計は対前年度比 34 百万円減少している。これは主に退職給付費の減少 46 百万円によるものである。

vi) 普及促進費

(単位：百万円) ※単位未満切捨

普及促進費	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給料	3	5	4	4	5
手当	1	1	1	1	1
賞与引当金繰入額	0	0	0	0	0
報酬	2	—	—	—	—
法定福利費	1	1	1	1	1
被服費	0	—	—	—	—
燃料費	0	0	0	0	0
通信運搬費	0	0	0	0	0
修繕費	0	—	0	0	0
補助交付金	1	0	0	0	0
合計	11	9	8	8	8

出典：岐阜市水道事業会計決算書（令和元年度～令和5年度）

令和5年度普及促進費は、ほぼ前年度と同額となっている。

(3) 給水原価及び供給単価比較表

(受託工事費を除く)									
年 度 有収水量(A) 給水原価 区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	38,956,673 m ³			38,535,185 m ³			38,203,875 m ³		
	事業費(B)	原 価	構成	事業費(B)	原 価	構成	事業費(B)	原 価	構成
	千円	円	%	千円	円	%	千円	円	%
	4,211,971	108.12	100.0	4,525,742	117.44	100.0	4,340,154	113.61	100.0
職員給与費	627,208	16.10	14.9	605,417	15.71	13.4	577,416	15.11	13.3
支払利息	483,034	12.40	11.5	435,549	11.30	9.6	401,409	10.51	9.2
減価償却費	2,066,077	53.04	49.0	2,117,326	54.95	46.8	2,119,515	55.48	48.8
動力費	264,918	6.80	6.3	536,586	13.92	11.8	378,942	9.92	8.7
修繕費	312,625	8.03	7.4	356,720	9.26	7.9	342,009	8.95	7.9
材料費	42,459	1.09	1.0	34,063	0.88	0.7	41,802	1.10	1.0
薬品費	13,806	0.35	0.3	14,225	0.37	0.3	15,880	0.42	0.4
委託料	289,186	7.42	6.9	311,131	8.07	6.9	328,891	8.61	7.6
備消費費	6,967	0.18	0.2	8,330	0.22	0.2	7,409	0.19	0.2
燃料費	3,866	0.10	0.1	3,956	0.10	0.1	4,384	0.11	0.1
その他	101,825	2.61	2.4	102,439	2.66	2.3	122,497	3.21	2.8
供給単価	給水収益(C)	単 価		給水収益(C)	単 価		給水収益(C)	単 価	
		円			円			円	
	5,217,585	133.93		5,169,084	134.14		5,120,405	134.03	
供給損益	1,005,614	25.81		643,342	16.70		780,251	20.42	

注1 減価償却費及び固定資産除却費は自己財源部分のみの数値

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

(4) 経営指標

令和元年度～令和5年度の主要経営比率の推移は次のとおりである。

項 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	口 (人)	408,109	406,407	402,965	401,294	399,492
給 水	人 口 (人)	348,961	347,509	344,571	343,091	341,549
普 及	率 (%)	85.5	85.5	85.5	85.5	85.5
有 収	率 (%)	74.1	73.4	73.4	73.2	73.4
負 荷	率 (%)	91.8	93.3	91.9	91.6	89.0
施 設	利 用 率 (%)	56.5	57.8	57.1	56.7	55.9
配 水 管	使 用 効 率 (m ³ /m)	21.98	22.34	22.07	21.75	21.46
最 大	稼 働 率 (%)	61.6	62.0	62.2	61.9	62.8
固 定 資 産	使 用 効 率 (m ³ /万円)	10.05	10.25	10.04	9.93	9.59
供 給	単 価 (円)	134.25	134.14	133.93	134.14	134.03
(料金収入/有収水量)						
給 水	原 価 (円)	111.45	106.41	108.12	117.44	113.61
※他会計負担金等を控除せず算出						
基 本	料 金 (円)	885	885	885	885	885
(家庭用10m ³ 当たり)						
1 人 1 日	平 均 有 収 水 量 (ℓ)	306	311	310	308	306
職 員 1 人	当 た り 営 業 収 益 (千円)	76,176	66,333	68,374	63,476	62,033
職 員 1 人	当 た り 給 水 人 口 (人)	5,057	4,344	4,475	4,184	4,115
職 員 1 人	当 た り 有 収 水 量 (m ³)	565,680	492,460	505,931	469,941	460,288
有収水量 1万m ³ /日 当たり職員数 (損益勘定職員)	原 浄 配 水 施 設 関 係 職 員 (人)	3	3	3	3	3
	検 診 ・ 集 金 職 員 (人)	1	1	1	1	2
	そ の 他 (人)	2	3	3	4	3
	全 職 員 (人)	6	7	7	8	8
料金収入に対する職員給与費の割合 (%)		12.4	11.9	12.0	11.7	11.3
費用中に占める支払利息の割合 (%)		12.7	12.0	10.8	9.1	8.7
費用中に占める減価償却費の割合 (%)		48.9	51.4	51.7	49.5	51.5
有収水量1m ³ 当たり電力使用料金 (円)		6.93	6.25	6.80	13.92	9.92
固 定 資 産 対 長 期 資 本 比 率 (%)		98.4	98.0	98.5	98.1	98.1
料 金 収 入 に 対 す る 企 業 債 元 利 償 還 額 の 割 合 (%)		52.8	51.2	50.9	50.6	48.3

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和5年度）

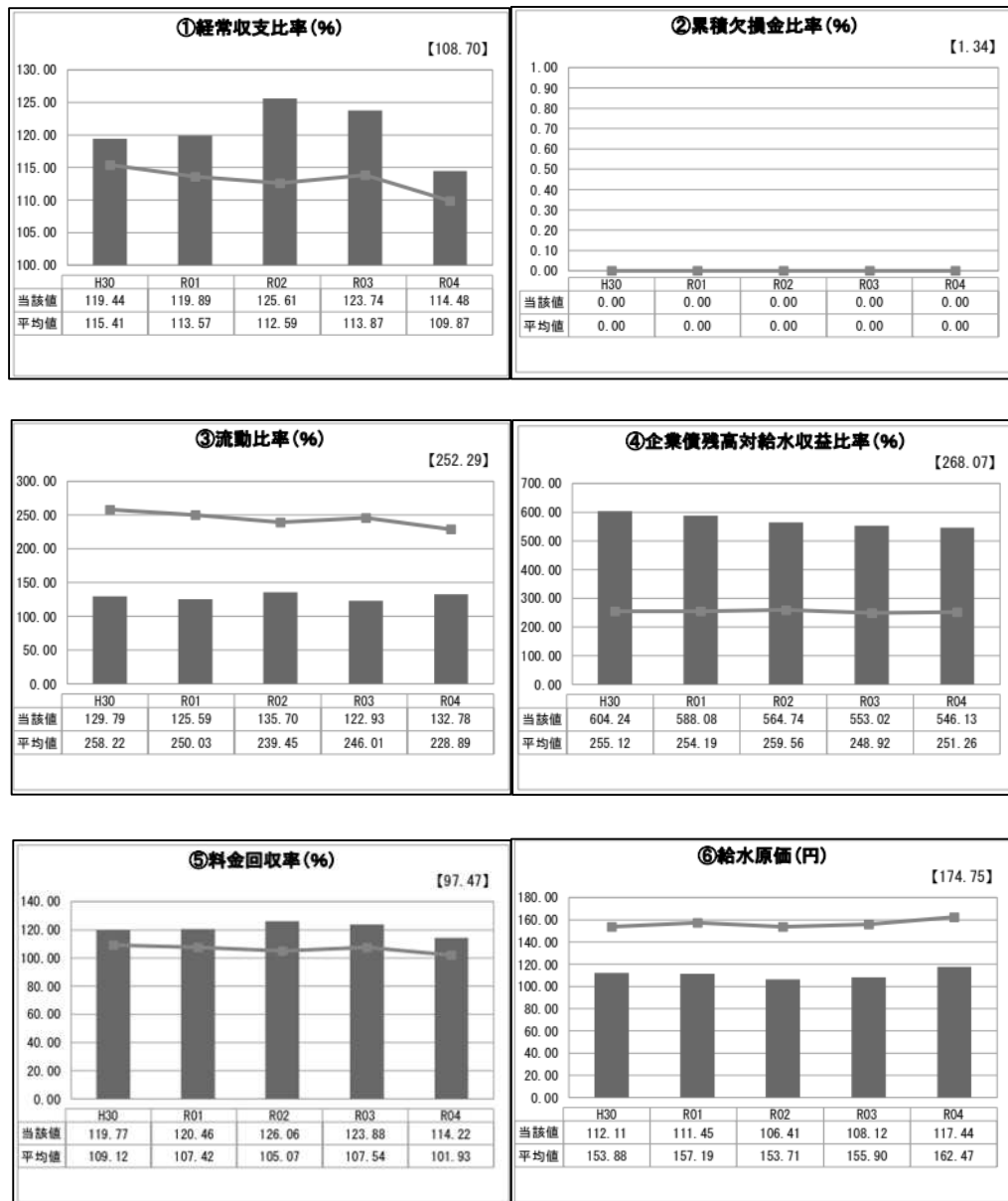
なお、主要経営比率の算式は、以下のとおりである。

経営指標	計算式
有収率 (%)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
負荷率 (%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$
施設利用率 (%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
配水管使用効率 (1 m 当たり m ³)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$
最大稼働率 (%)	$\frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
固定資産使用効率 (1 万円 当たり m ³)	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$
供給単価 (1 m 当たり 円)	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
給水原価 (1 m 当たり 円)	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$
1 人 1 日 平均有収水量 (ℓ)	$\frac{\text{年間総有収水量} \div \text{年間日数}}{\text{現在給水人口}}$
職員 1 人 当たり 営業収益 (千円)	$\frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員 1 人 当たり 給水人口 (人)	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員 1 人 当たり 有収水量 (m ³)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
有収水量 10,000 m ³ / 日 当たり 職員数 (損益勘定所属職員数) (人)	$\frac{\text{損益勘定所属職員数}}{\text{年間総有収水量} \div \text{年間日数} \div 10,000 \text{ m}^3}$
有収水量 1 m ³ 当たり 電力使用料金 (円)	$\frac{\text{動力費}}{\text{年間総有収水量}}$
固定資産対長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$
料金収納に対する 企業債元利償還金の割合 (%)	$\frac{\text{建築改良のための企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和 5 年度）

(5) 上水道事業の経営分析の状況（岐阜市令和4年度経営比較分析表より）

① 経営の健全性



- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和4年度全国平均

(岐阜市が開示している分析結果)

- 経常収支比率は、経常収益の減少及び経常費用の増加により、前年度から 9.2 ポイント減少したが、健全経営の水準とされる 100%を上回ることができた。
- 流動比率は、100%を上回っており、短期的な債務に対して支払能力を有している。
- 企業債残高対給水収益比率は、過去に行った配水池建設などの大規模工事の財源を企業債で賄ったため、企業債現在高が多く比率が高くなっているが、計画的な新規企業債の発行と発行済企業債の元金償還を進め、引き続き比率の低下に努めなければならない。
- 料金回収率と給水原価には、良質な水源により、給水原価が低く抑えられているため、料金回収率は前年度より 9.7 ポイント程度低下したものの高水準を維持しており、給水収益で十分に費用が賄えていると言える。

(指標の解説)

①経常収支比率(%) $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$

【指標の意味】経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

②累積欠損金比率(%) $\text{当年度未処理欠損金} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$

【指標の意味】営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標である。

③流動比率(%) $\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$

【指標の意味】短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

④企業債残高対給水収益比率(%) $\text{企業債現在高合計} \div \text{給水収益} \times 100$

【指標の意味】給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

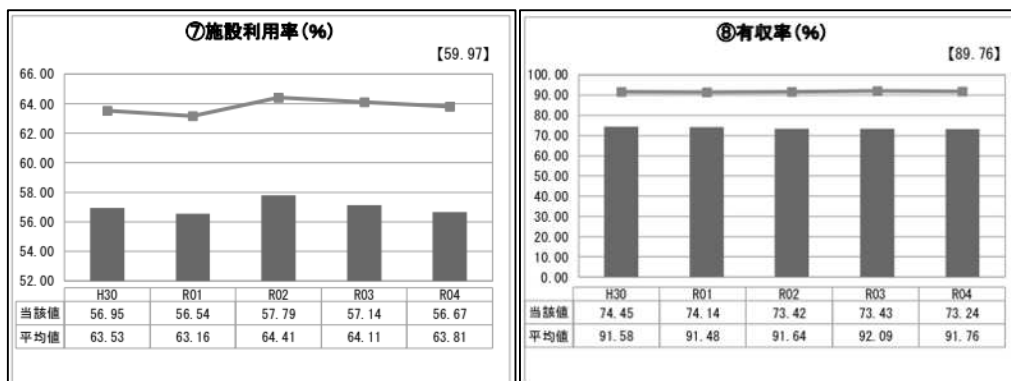
⑤料金回収率(%) $\text{供給単価} \div \text{給水原価} \times 100$

【指標の意味】給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

⑥給水原価(円) $\{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}\} \div \text{年間総有収水量}$

【指標の意味】有収水量 1 m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。

② 経営の効率性



- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和4年度全国平均

（岐阜市が開示している分析結果）

- 施設利用率は、類似団体よりも低い値となっているが、安定した水道水の供給を図るため予備ポンプなどを備えているためである。しかしながら、今後の水需要を見据え、適正な施設規模の検証を行う必要がある。
- 有収率は、類似団体と比較して著しく低い水準となっているため、引き続き老朽管の布設替えを進めるとともに、最新技術の導入や DX の活用を推進し、漏水の早期発見・早期修繕の実現を目指す。

（指標の解説）

⑦施設利用率(%) $\text{一日平均配水量} \div \text{一日配水能力} \times 100$

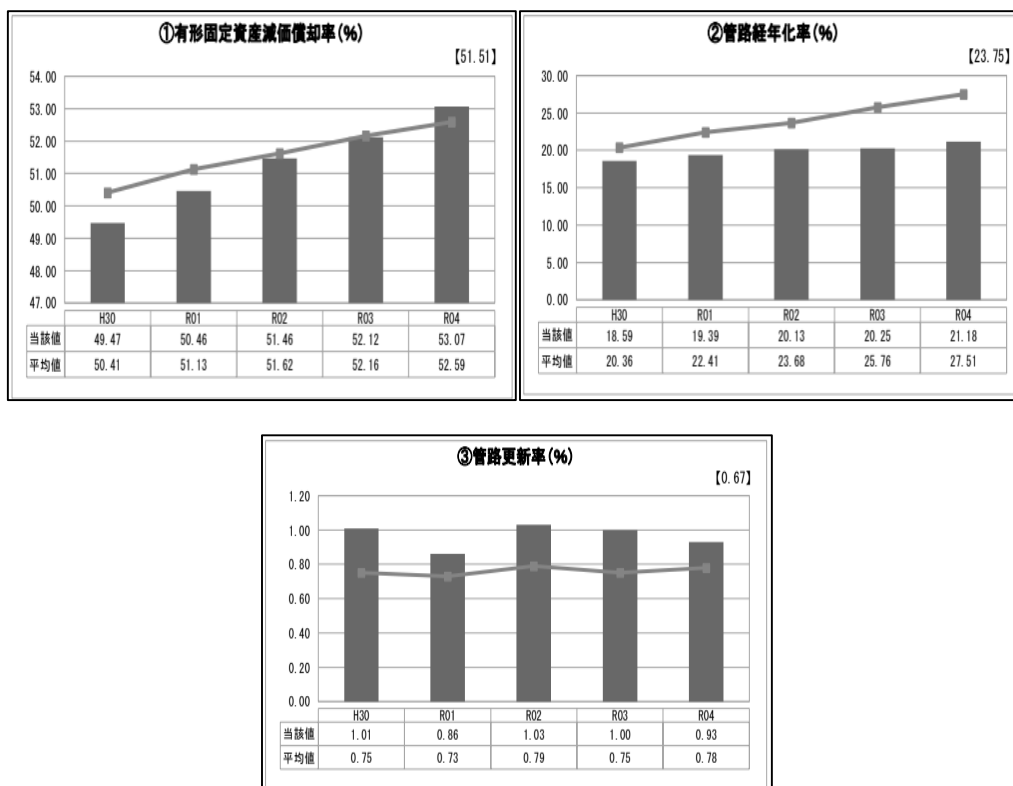
【指標の意味】一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

⑧有収率(%) $\text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量} \times 100$

【指標の意味】施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。

有収率の指標は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要がある。

③ 老朽化の現状



- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和4年度全国平均

（岐阜市が開示している分析結果）

- 有形固定資産減価償却率は前年度比 1.0 ポイント増の 53.1%となり、老朽化が進んでいる状況となっていることから、引き続き、予防保全的な修繕や部分的な更新工事により現有資産の長寿命化を図りながら効率的な施設の更新を行う必要がある。
- 管路経年化率は、前年度比 0.9 ポイント増の 21.2%と管渠の老朽化も進んでいる。
- 管路更新率は目標としている 1.0%に 0.1 ポイント及ばなかったものの、経年化進展の抑制に努めている。

（指標の解説）

①有形固定資産減価償却率(%) 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100

【指標の意味】有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

②管路経年化率（％）法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長× 100 【指標の意味】法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。
③管路更新率（％）当該年度に更新した管路延長÷管路延長× 100 【指標の意味】当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

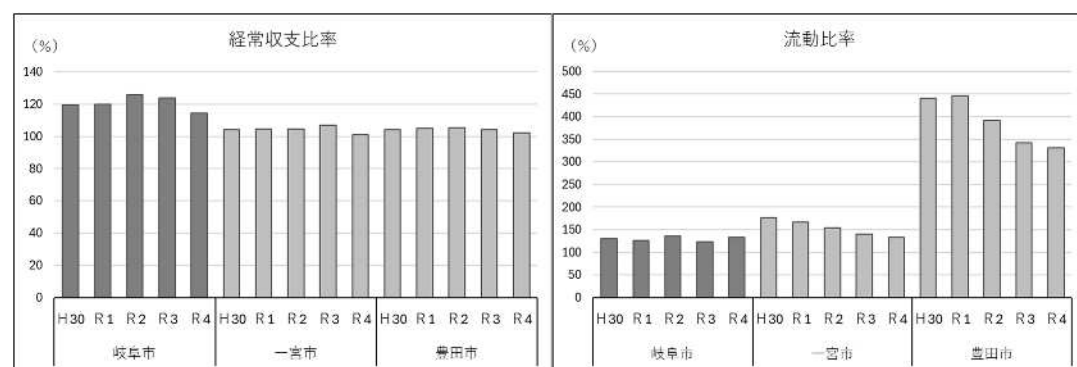
（６）同等規模自治体との比較（令和４年度各自治体経営比較分析表より）

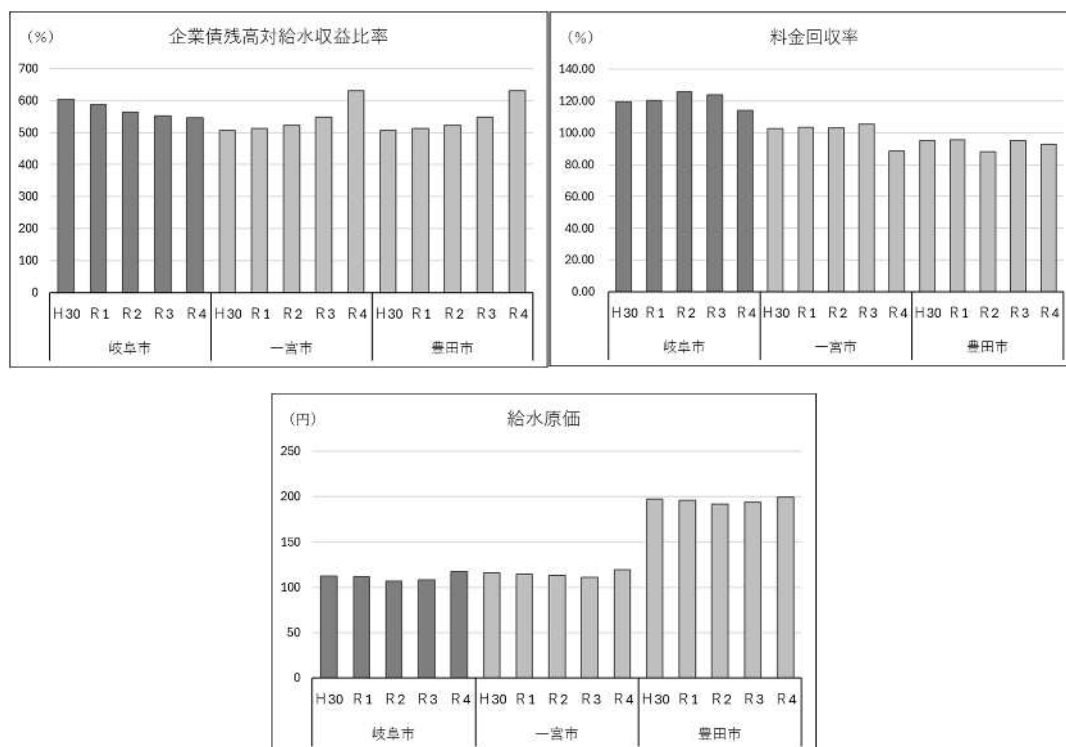
岐阜市と同等規模自治体である愛知県一宮市、豊田市と平成 30 年度から令和 4 年度までを比較した。

① 比較自治体の人口

自治体	岐阜市	一宮市	豊田市
人口（国土地理院 2024 年）	399,492 人	377,661 人	415,853 人

② 経営の健全性

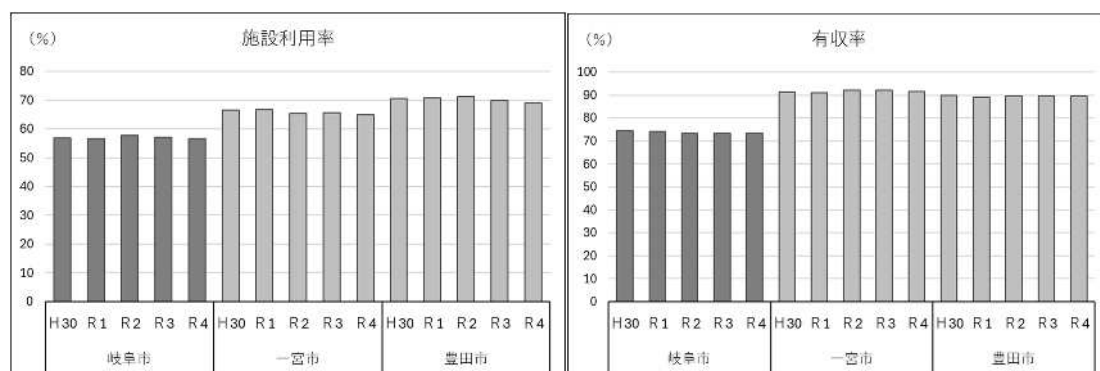




同等規模自治体との比較

- 経常収支比率
比較自治体と比べて費用に対する収益率は高く推移しているが、直近では減少傾向となっている。
- 流動比率
短期的な債務に対する支払い能力は比較自治体に比べ低い。
- 企業債残高対給水収益比率
給水収益に対する企業債残高は比較自治体に比べ高かったが、近年は減少傾向にある。
- 料金回収率
給水に係わる費用の給水収益で賄えている率は、比較自治体に比べ高くなっているが、直近では減少傾向である。
- 給水原価
有収水量にかかる費用は比較自治体に比べ低くなっている。

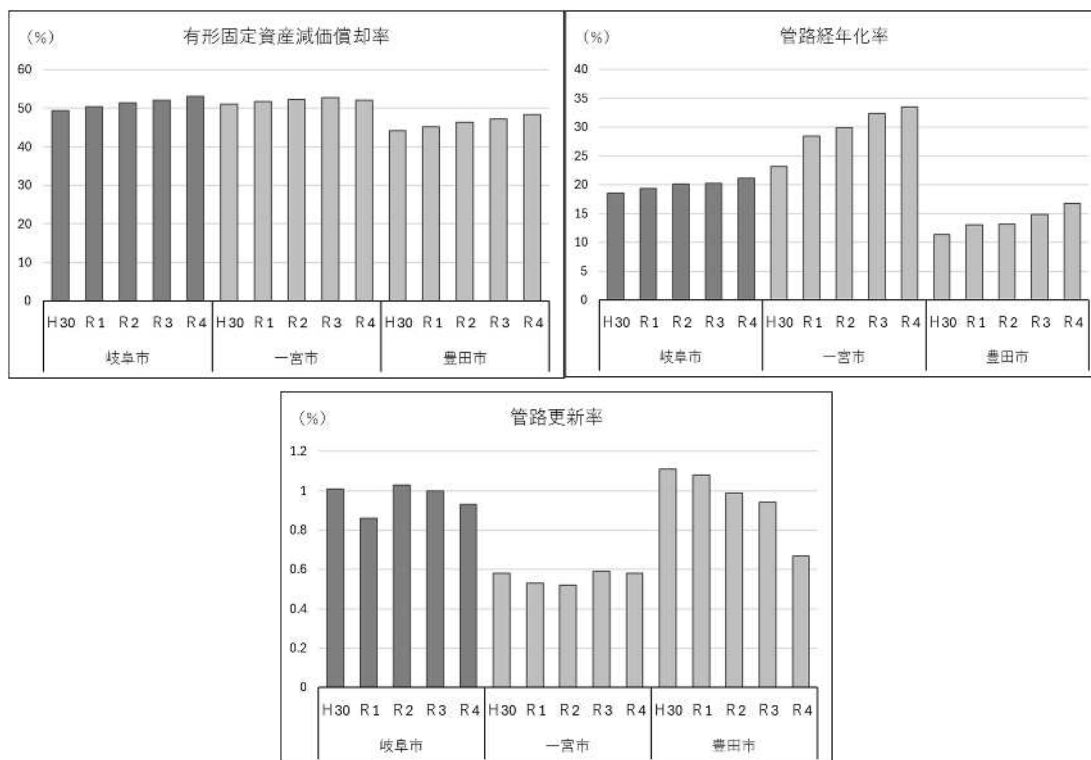
③ 経営の効率性



同等規模自治体との比較

- 施設利用率
配水能力に対する配水量割合は、比較自治体に比べ低くなっている。
- 有収率
配水量に対する有収水量は、比較自治体に比べ低くなっている。

④ 老朽化の現状



- 有形固定資産減価償却率
償却対象有形資産のうち減価償却累計額の比率が比較自治体に比べ高く、法定耐用年数に近い資産が多いことがうかがえる。
- 管路経年化率
法定耐用年数を超えた管路延長割合は近年増加傾向にある。
- 管路更新率
当該年度に更新した管路延長率は比較自治体に比べ高くなっている。

4 現状と課題（水道事業）

（１）事業の視点より

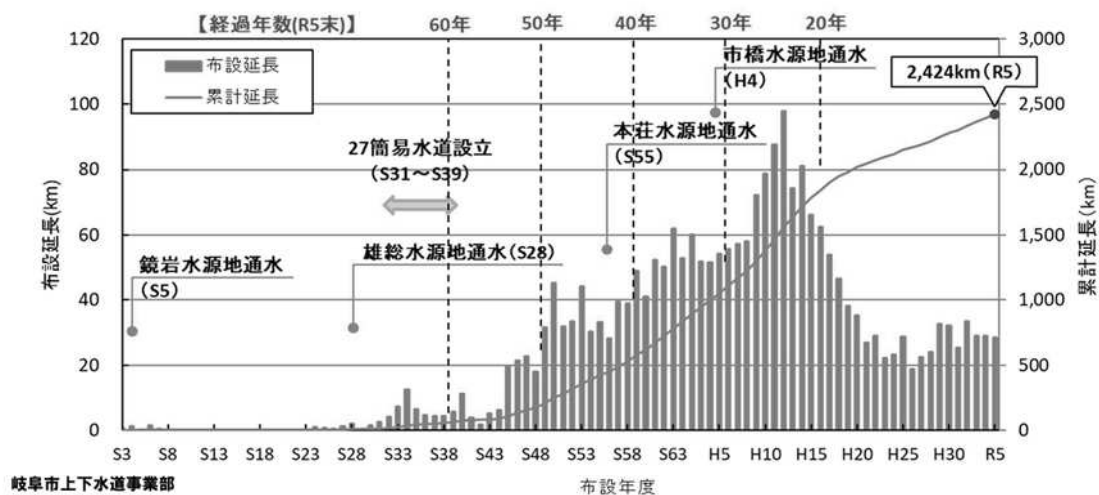
岐阜市の水道事業は概況でも述べたように、給水戸数と年間一戸当たりの使用水量では世帯数増加により給水戸数は増えてはいるが、節水型社会の進展、世帯人数の減少等により、一戸当たりの使用量は減少傾向にある。安心、安全な水を供給するという公共性の中、平成 26 年度を初年度とした 11 か年計画の第 10 期拡張事業が実施中である。また、同様の目的として、水道整備事業では市民生活や産業活動において欠くことのできないライフラインとして、未給水区域の解消を目的に令和 7 年度を目標年次として第 6 期水道整備事業が進行中である。その水道整備事業の計画には設備更新、施設耐震化が主な目的となっている。

土木施設については、法定耐用年数 60 年を超過した土木施設は少ないが、昭和 40 年代に建設された施設は 50 年程度経過していて、今後更新を迎える施設は増加していくと推測される。設備の老朽化に対応するとともに、昨今の自然災害に対する耐震化対策も課題となる。

管路については、管路全体の耐震管率は 20%程度であり、水道管の法定耐用年数 40 年を超過する管路の増加が予想されていること、また耐震基準の改定等により耐震性能を満たしていない施設があるため優先度を考慮して計画的、実現可能な計画的管路全体の耐震化に取り組む必要がある。

基幹管路（主要な水道管）については、昭和 50 年代から平成 10 年代後半までに整備された水道管が多く 50%程度が耐震化されているが、令和 6 年度以降多くの管路が法定耐用年数である 40 年を経過し、令和 5 年度末で法定耐用年数を経過した老朽管の割合は 39.7%であり、水道管の更新を行わないと、20 年後にはその割合が 75.0%に上昇する見込みが立っている。したがって引き続き耐震化に取り組む必要がある。

これからの施設整備について、老朽化対策と耐震化を目的として、施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメントの観点から、中長期的な視点に立ち、水道施設全体にわたって効率的かつ効果的な更新を行うため、施設の計画的な点検・調査の結果に基づく適切な維持管理及び予防的な修繕の実施による各施設のライフサイクルコストの低減、長寿命化対策による整備費の平準化が今まで以上に必要となる。



出典：令和 6 年度第 1 回岐阜市上下水道事業経営審議会参考資料

（２） 組織の視点より

上下水道事業部に所属する職員数の推移をみると、柳津町との市町村合併による定数増を除き、職員定数を削減しており、昭和 62 年のピーク（156 人）から約 40%の削減を行っている。

施設の老朽化が進行している中、計画的な老朽化対策、強靱化のため、施設の維持管理、更新の実施が必要であるが、更新計画を実施するのは職員であり、点検・調査を計画・設計・工事監督業務者と連携・実施を適格かつ迅速に行うことのできる人材の確保は不可欠である。

また、経験により培った専門的知識、技術や技能を保有する職員の退職が増加していくこととなり技術力の確保が課題となる。そのような環境の中、内部人材のみならず民間活用も含め外部人材の活用も考慮し幅広く人材確保を図る必要がある。

人口減少による使用水量の減少が見込まれる中、経営計画に基づき計画的な施設更新が不可欠となるがそれに伴い、組織体制の充実、強化、人材育成が必要となる。

（３） 財務の視点より

水道事業は、水道法に基づき、快適で衛生的な生活環境を実現するために、日々の生活の営みや経済活動に必要となる水を提供している。また、水道事業は、「公営企業」として、「独立採算制」を基本原則に運営されており、使用者からの料金収入を主な財源として成り立っている。

現在、岐阜市の水道事業経営は次のような環境に置かれている。少子高齢化の進展に伴う人口減少に加えて、節水型機器の普及や節水意識の高まりなどを要因とする水需要の

減少により、料金収入の増加は期待できない一方で、施設設備の老朽化対策や強靱化などへの経費が増大していくことが見込まれる。

岐阜市の世帯数の増加や水道の整備により、給水戸数は増加しているが、料金収入につながる有収水量は減少傾向である。

今後、岐阜市の総人口の減少が予想されており、有収水量の減少傾向は継続していくものと見込まれることから、施設の老朽化・耐震化に適切な対応をしていくため、事業の効率化及び経費の削減に努め、必要な収益を確保できる経営体質になるように取り組んでいくことが必要である。そのために人的資源の確保以外にも DX 化などの推進も必要となる。

水道事業は市民が負担する料金収入により成り立っていることは言うまでもない。これに鑑みて、引き続き水道事業の合理化、効率化を進めるとともに、長期的視野に立った施設整備計画、並びに財政計画に基づく事業運営にitous努めるべきである。

第3 中央卸売市場について

1 中央卸売市場事業の概要

(1) 事業の根拠

岐阜市中央卸売市場は、卸売市場法第1条及び第4条ならびに農林水産大臣の認可に基づき、昭和46年7月に岐阜市により開設された。地方公営企業法第2条及び岐阜市中央卸売市場業務条例第1条に基づき、岐阜市が中央卸売事業を営むものである。

(2) 事業の目的

岐阜市中央卸売市場業務条例第1条には「生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする」旨の定めがある。かかる目的に基づく岐阜市中央卸売市場の基本理念は、以下のとおりである。

「今までも、そしてこれからも、中央卸売市場は、私たちの生活に欠かすことのできない大切な生鮮食料品を、鮮度を保ったまま、衛生的に、かつ、公正な価格で消費者の皆様へ供給することにより、食生活の安全、安心、安定を図るよう努めていきます」

(3) 市場の役割

岐阜市中央卸売市場は、生活に欠かすことのできない生鮮食料品を、生産者から消費者へ公正な価格で供給し、岐阜市民の食生活の安定と生産者の利益の向上を図ることを目的としている。

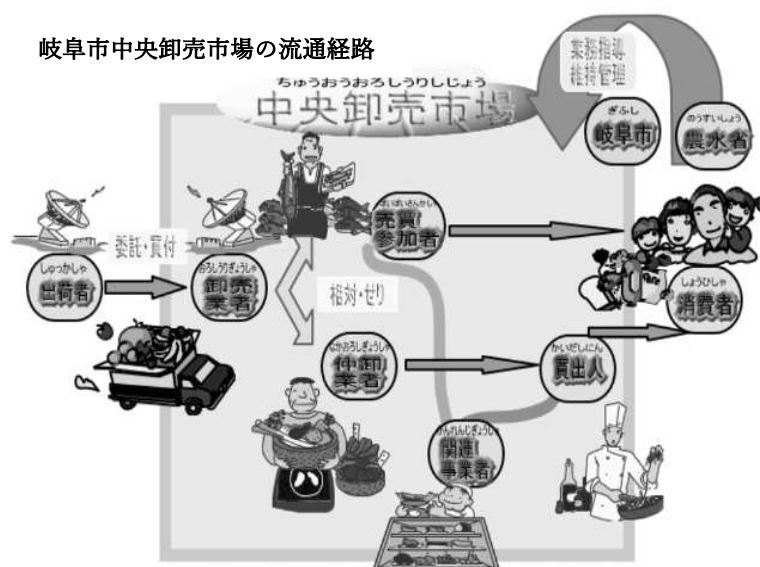
全国の中央卸売市場で取り扱う品目には、青果物、水産物、食肉、花き等があるが、岐阜市中央卸売市場では、青果物（野菜、果実）と水産物（鮮魚・冷凍魚・加工水産物）の2種類を取り扱い、50年以上にわたって、これら品目の円滑かつ公正な供給の役割を果たしてきた。

平成30年6月に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法が改正されたことを受け、今後の中央卸売市場には競争力の向上が期待される場所である。令和2年6月に施行された新卸売市場法は、卸売市場への民間業者の参入制度の導入をはじめ、大幅な規制緩和をすすめる一方で、「卸売市場におけるその他の取引ルール」の設定により、実態に即した各中央卸売市場の運営の裁量を認めている。岐阜市中央卸売市場においても、安全な生鮮食品の流通にかかる公平性・公正性の確保という従来の公共的役割に加

え、より高い付加価値を生み出す機能と独自性のある取り組みが求められている。

(4) 市場を支えるしくみ

岐阜市中央卸売市場を支えるしくみとして、生鮮食品等の流通経路と市場関係者等がある。現在は、大規模な売買参加者や仲卸業者が買い付けた商品を卸売場から直接搬送する取引が増えており、市場流通において卸売場の果たす役割が従前以上に多様化・拡大している。



中央卸売市場の流通関係機関及び業者等

関係者等	役割または内容
市場開設者 (岐阜市)	「岐阜市中央卸売市場業務条例」等に基づいて、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、岐阜市民の食生活安定に役立つために、市場内の取引業務及び施設の適正かつ健全な使用を監督する。
農林水産省	「卸売市場法」等に基づき、卸売市場の開設・取引に関する規制を施し、生鮮食料品等の取引の適正化と生産及び流通の円滑化を図り、国民生活の安定に役立つために各種の認定や指導・監督権限をもつ。
出荷者	「出荷者」には以下が含まれる。 ・農家、漁家、漁業会社、食料加工業者など自ら生鮮食料品（加工品）を生産し、出荷する「生産者」 ・農業協同組合、漁業協同組合、園芸組合、出荷組合などの「出荷団体」 ・産地市場において、直接生産者から商品を買付け、消費市場へ出荷する「集荷業者」 ・海外から生鮮食料品を輸入し市場へ出荷する「輸入業者」
卸売業者	開設者の許可を受けて、出荷者から販売委託された物品と買い付けた物品を市場内卸売

関係者等	役割または内容
	場において仲卸業者または売買参加者に対して卸売を行う。
仲卸業者	開設者の許可を受けて、卸売業者が行う取引売買に参加し、買い受けた物品を市場内の店舗で仕分けし、または調整して販売する。
売買参加者	市場の外で商売を営む小売商・加工業者・飲食業者・大口消費者などのうち、開設者の承認を受けて卸売業者が行う売買取引に仲卸業者と同じ立場で参加し、消費者等に小売りする。
関連事業者	開設者の許可を受けて、買出人を中心とする市場利用者及び市場内で働く人たちを対象に各種のサービスを営む。
買出人	卸売業者が行う売買取引（せり売り・相対売り）に直接参加できる資格をもたず、仲卸業者及び関連事業者から物品の卸売を受け、消費者等に小売りをする。

（５）市場関係業者の状況

岐阜市中央卸売市場の事業に携わる市場関係業者の状況は、次のとおりである。

岐阜市中央卸売市場における市場関係業者の状況

（令和６年４月１日現在）

	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者	関連事業者数
青果部	1	20	197	—
水産部	2	9	129	—
関連事業者	—	—	—	63
計	3	29	326	63

令和２年度に青果卸売業を営んでいた２つの事業者が合併し、現在青果部の卸売業者は１社となっている。

(6) 市場の取扱数量と取扱金額

岐阜市中央卸売市場の令和5年度の取扱数量及び取扱金額は以下のとおりである。

取扱高と販売金額

令和5年度 取扱高		
部類	取扱数量 (トン：t)	取扱金額 (単位千円：税込)
総取扱高	174,424	52,855,375
青果部	165,136	45,577,267
野菜	138,716	33,747,705
果実	26,420	11,829,561
水産物部	9,288	7,278,108
鮮魚	1,632	2,423,265
冷凍魚	1,780	2,266,860
加工物	5,876	2,587,984

岐阜市中央卸売市場の令和5年度取扱高数量の約95%は青果部によるものであり、取扱金額においても全体の約86%を青果部が占めている。

(7) 市場の使用料

岐阜市中央卸売市場の事業収益は、市場使用料に依拠している。市場使用料には、売上高割使用料と施設使用料の2種類があり、使用料の概要及び規定は次のとおりである。

売上高割使用料の概要・考え方	岐阜市中央卸売市場業務条例に基づき、卸売業者が、卸売金額に1,000分の2.5を乗じた額にその10%に相当する額を加えた額を負担する。 また、仲卸業者が、当市場の卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額に1,000分の2.5を乗じた額にその10%に相当する額を加えた額を負担する。
施設使用料の概要・考え方	岐阜市中央卸売市場業務条例に基づき、卸売業者、仲卸業者、関連事業者等が、使用する施設の面積に応じて負担する。基準使用料は、農林水産省が示す考え方に基づいて算定している。
使用料改定年月日	令和元年10月1日

岐阜市中央卸売市場使用料

卸売業者 市場使用料	せり売若しくは入札または相対取引に係る金額に、1,000 分の 2.5 を乗じた額にその 10% に相当する額を加えた額及び 卸売場 1 m ² につき、月額 165 円 低温売場 甲 1 m ² につき、月額 1,507 円 低温売場 乙 1 m ² につき、月額 497 円
仲卸業者 市場使用料	仲卸業者が、当市場の卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額に 1,000 分の 2.5 を乗じた額にその 10% に相当する額を加えた額及び 仲卸売場 1 m ² につき、月額 1,463 円
関連事業者 市場使用料	第 1 種 甲 1 m ² につき、月額 825 円（関連店舗区分） 乙 同 月額 715 円（関連店舗区分） 第 2 種 甲 1 m ² につき、月額 1,606 円（関連店舗区分） 乙 同 月額 1,067 円（関連店舗区分） 丙 同 月額 715 円（関連店舗区分及び管理庁舎）
事務所使用料	甲 1 m ² につき、月額 627 円（仲卸売棟 2 階） 乙 同 月額 979 円（仲卸売棟 3 階） 丙 同 月額 836 円（卸売棟） 丁 同 月額 627 円（その他）
倉庫使用料	1 m ² につき 月額 693 円 活かし湯 同 月額 1,023 円
加工室使用料	1 m ² につき 月額 693 円
買荷保管積込所 使用料	1 日あたり 12 時間以上の使用指定または使用許可を受けている場合 1 m ² につき 月額 77 円
冷蔵庫使用料	冷蔵庫棟 月額 2,684,000 円 低温冷蔵庫 1 m ² につき 月額 1,881 円
駐車場使用料	甲 1 台につき、月額 6,600 円（仲卸売棟 3 階） 乙 同 月額 4,400 円（卸売棟・仲卸売棟屋上） 丙 同 月額 2,200 円（関連店舗屋上） 丁 同 月額 4,400 円（本場路面）
会議室使用料	大会議室 1 時間につき 1,100 円 第 1 会議室 同 550 円 第 2 会議室 同 330 円
水道使用料	1 m ³ につき 21 円

(8) 市場の収益の状況

市場の営業収益は、取扱高（金額）に基づく売上高割使用料と施設使用料が主軸となっている。実質的には電気料等の預り金を内容とする雑収益を含めた市場の営業収益は次のような状況である。令和４年度の雑収益の増加は、主に電気料等の高騰に起因するものである。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
営業収益	417,695	410,247	400,420	446,640	455,206
売上高割使用料	124,230	123,484	119,165	121,595	122,594
青果物売上高割使用料	104,125	107,403	103,124	104,653	105,502
水産物売上高割使用料	20,105	16,081	16,040	16,942	17,092
施設使用料	229,028	229,459	221,297	222,038	218,919
卸売業者売場使用料	28,395	28,395	27,918	27,963	28,395
仲卸業者売場使用料	49,622	50,002	48,814	48,784	47,412
関連事業者市場使用料	36,526	36,533	35,165	35,593	34,316
事務所使用料	50,739	50,808	48,101	48,703	48,703
倉庫使用料	11,142	11,798	11,755	11,691	11,311
冷蔵庫使用料	8,880	8,880	8,880	8,880	8,880
水道使用料	1,901	1,755	1,733	2,190	1,897
駐車場使用料	29,415	28,154	25,586	24,668	24,349
低温冷蔵庫使用料	6,661	7,382	7,483	7,757	7,856
加工室使用料	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
買荷保管積込所使用料	4,568	4,548	4,686	4,635	4,629
その他使用料	15	41	11	11	7
雑収益	64,436	57,304	59,958	103,007	113,692
電気料	58,613	51,484	55,983	99,031	109,717
その他使用料	5,823	5,820	3,976	3,976	3,976

出典：岐阜市中央卸売市場 事業会計決算書

2 組織の概要

(1) 沿革

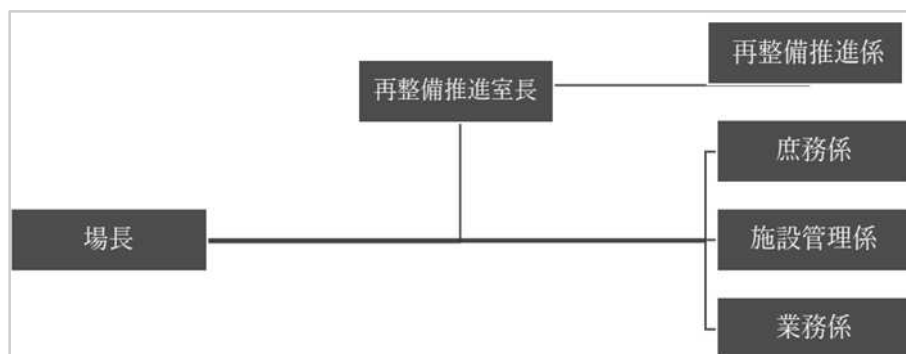
岐阜市ではかつて、織田信長の楽市楽座にその歴史が始まると伝えられている市場が、市内の長住町及び元町を中心に広がっていた。昭和 20 年 7 月の戦災により一面の焼野原となったが、戦後いち早く復興し、市場の機能を回復した。市内はもとより、県内外から買出人が集まり活況を呈していたが、交通障害の解消・衛生環境の改善等を図る趣旨から、新市場の建設が検討されることとなった。

岐阜市中央卸売市場は、長く市内中心部にあった市場で営業してきた業者を統合合併し、現在の岐阜市茜部新所への移転を伴うかたちで開設された。昭和 46 年に制定された卸売市場法に基づき、農林省（現在の農林水産省）より開設認可を受け、中央卸売市場としての認可を得て岐阜市が開設したものである。岐阜県内唯一の中央卸売市場であり、近代化的かつ衛生設備を備えた食品総合卸売市場として、昭和 46 年 7 月 19 日に業務を開始し、現在に至っている。

平成元年度には、供給人口及び取扱量の増加、輸送形態の変化などに対応するため、約 3 年の期間をかけて、卸売場の拡張、仲卸売店舗・低温売場・水産プレハブ冷蔵庫の設置など、大規模な増改築工事を実施した。施設の改修・整備については、以後も、平成 22 年度の耐震補強工事、平成 27～28 年度にかけて省エネ改修工事等を実施しているが、施設設備の多くは、中央卸売市場開場以来の使用を経ており、老朽化・機能の不足が指摘されている。平成 30 年度以降、施設設備計画が段階的に検討されており、令和 4 年 3 月には岐阜市中央卸売市場再整備事業基本計画が策定された。

(2) 組織体制

令和 6 年度 4 月 1 日現在の岐阜市中央卸売市場の組織体制と人員配置は以下のとおりである。



従前から設置されていた「庶務係」「施設管理係」「業務係」に加えて、令和３年度に市場整備計画を担当する「再整備係」が新設された。令和５年度には、「再整備推進室長」が設置され、「再整備係」を改め「再整備推進係」として上記の組織体制となった。

「再整備推進室長」の設置により常勤職員数が１名増加し、現在の中央卸売市場は会計年度任用職員２名を含む計１６名により運営されている。

各係の人員構成と主な業務内容は次のとおりである。

係名	構成	事務分掌
庶務係	係長１名 係員１名	・ 予算、決算、財務諸表の作成 ・ 資金、財政計画、公印、人事、給与 ・ 文書・諸規定の制定 ・ 使用料の調定収入・預り保証金取扱い事務 ・ 支払その他経理に関する事項 ・ 財務検査に関する事項 ・ その他一般庶務に関する事項
施設管理係	係長１名 係員２名 会計年度任用職員１名	・ 保安衛生に関する事項 ・ 施設所用許可、維持管理に関する事項 ・ 建設改良に関する事項 ・ 整備計画（技術的なこと）に関する事項 ・ 防災に関する事項 ・ 市場協会に関する事項
業務係	係長１名 係員２名 会計年度任用職員１名	・ 卸売業者の許可指導監督 ・ 仲卸業者の許可指導監督 ・ 売買参加者の承認指導監督 ・ 統計 ・ 条例改正に関する事項 ・ 流通業務の活性化に関する事項 ・ 関連事業者の許可指導監督 ・ 取引委員会に関する事項 ・ 業務検査に関する事項
再整備推進係	係長１名 係員３名	・ 市場整備計画に関する事項 ・ 施設管理係業務全般に関する事項 ・ 開設運営協議会に関する事項

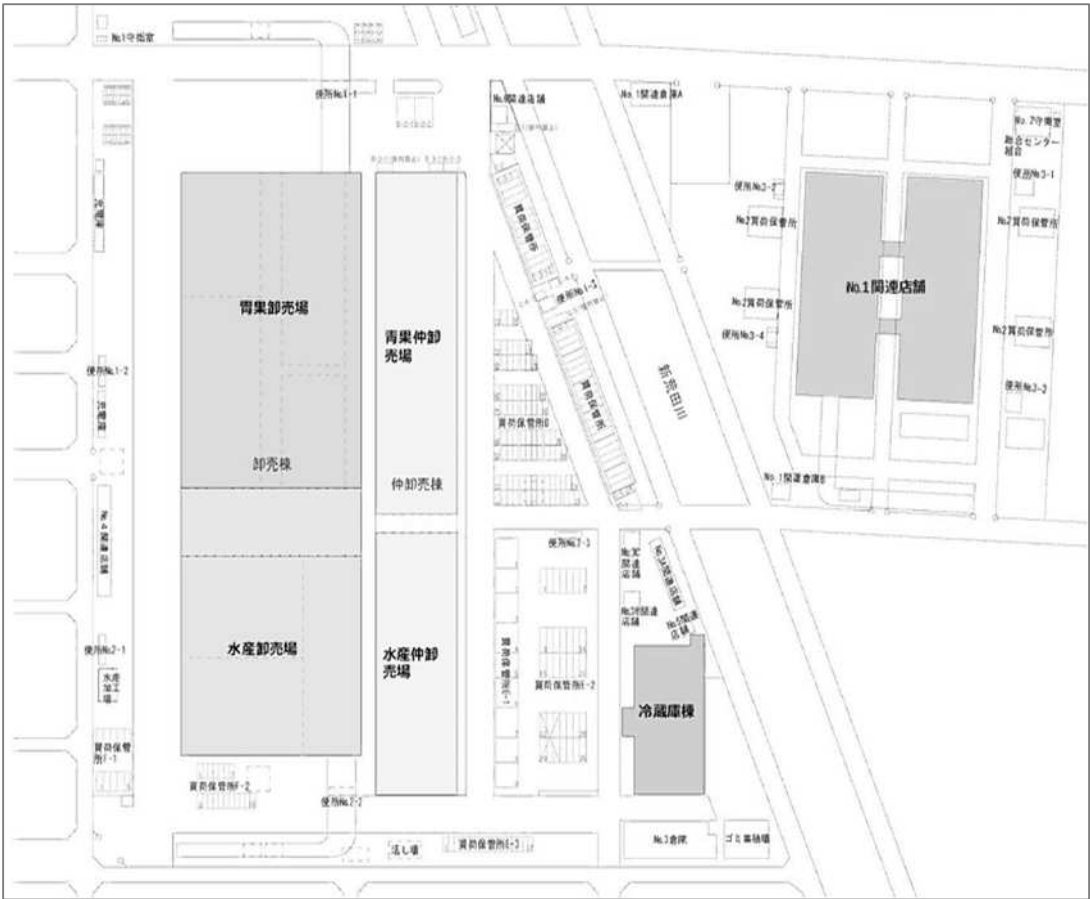
(3) 施設の概要

岐阜市中央卸売市場の施設概要は次のとおりである。

岐阜市中央卸売市場の概要

位置	岐阜市茜部新所 2 丁目 5 番地
敷地面積	123,952 m ² (新荒田河西側敷地 93,387 m ²) (新荒田河東側敷地 30,565 m ²) *岐阜市場内管理道路を含む。
建物面積	72,930 m ²
開場年月	昭和 46 年 7 月

岐阜市中央卸売市場 現況配置



各施設の概要は次のとおりである。

岐阜市中央卸売市場 施設の概要

種類	規模及び構造		面積 (㎡)
卸売場	鉄骨一部鉄筋コンクリート造り 2 階建 (卸売棟 1 階)		19,975
仲卸売場	鉄筋コンクリート造 3 階建 (仲卸売棟 1 階)		8,270
関連店舗	第 1 種	鉄筋コンクリート造 2 階建 (一部平屋建 6 棟)	6,809
	第 2 種	鉄筋コンクリート造 2 階建	445
		鉄筋コンクリート造平屋建	460
		鉄骨造 2 階建	160
業者事務所	鉄骨一部鉄筋コンクリート造 2 階建		943
	鉄筋コンクリート造 3 階建 (仲卸売棟 2 階)		4,446
	鉄筋コンクリート造 3 階建 (仲卸売棟 3 階)		4,246
	コンクリートブロック造・鉄骨造 2 階建		322
	鉄骨造 2 階建 (関連店舗組合事務所)		184
冷蔵庫	鉄筋コンクリート造 2 階建 (塔屋 3 階)		4,126
	プレハブ式水産低温冷蔵庫		1,086
バナナ醗酵室	鉄筋コンクリート造 2 階建 (塔屋 2 階)		605
倉庫	鉄骨造平屋建 (一部コンクリートブロック造)		615
	鉄筋コンクリート造平屋建 (淡水魚活かし場)		145
	鉄骨造 2 階建 (学校給食事務所等)		406
	軽量鉄骨造平屋建 (水産小売組合倉庫)		74
	鉄骨造平屋建 (関連事業者用)		331
水産加工室	鉄骨造 2 階建		154
買荷保管	鉄骨一部鉄筋コンクリート造 2 階建 (卸売棟 1 階)		1,629
積込所	鉄筋コンクリート造平屋建 (仲卸売棟東側)		1,896
	鉄骨造平屋建 (10 か所)		5,619
管理庁舎	鉄筋コンクリート造 3 階建 (一部 4 階建)		1,773
立体駐車場	鉄筋コンクリート造 (仲卸売棟 3 階)		6,269
ゴミ集積所	鉄骨造平屋建		328
屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建		382
その他	車庫、No 1 守衛室、休憩室兼シャワー室、動力消防ポンプ室、自転車置場、ガスガバナ室、塔屋、防火水槽、充電庫		1,232
	計		72,930

出典：岐阜市中央卸売市場「令和 5 年度市場概要」

3 財務の概要

(1) 岐阜市中央卸売市場の財政状態及び経営成績の推移

① 貸借対照表

令和元年度～令和5年度の貸借対照表の推移は以下のとおりである。

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産					
土地	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055
建物	8,671	8,706	8,706	8,886	8,886
減価償却累計額	△ 6,181	△ 6,307	△ 6,436	△ 6,564	△ 6,700
差引;建物簿価	2,490	2,399	2,270	2,322	2,186
構築物	431	431	431	431	431
減価償却累計額	△ 343	△ 348	△ 354	△ 360	△ 366
差引;構築物簿価	88	82	76	70	64
機械及び装置	349	349	349	349	349
減価償却累計額	△ 288	△ 274	△ 281	△ 289	△ 295
差引;機械及び装置簿価	61	75	67	60	53
車両及び運搬具	2	2	2	2	2
減価償却累計額	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2
差引;車両及び運搬具簿価	1	0	0	0	0
工具、器具及び備品	18	20	21	21	21
減価償却累計額	△ 7	△ 9	△ 11	△ 13	△ 15
差引;工具、器具及び備品簿	10	11	10	7	5
建設仮勘定	0	6	119	0	0
有形固定資産合計	3,706	3,630	3,600	3,516	3,365
投資					
投資有価証券	2	2	2	2	2
固定資産合計	3,709	3,633	3,602	3,518	3,368
流動資産					
現金預金	851	951	1,065	1,089	1,185
未収入金	199	190	199	213	236
前払金	0	0	0	0	0
流動資産合計	1,051	1,141	1,265	1,303	1,421
資産合計	4,760	4,774	4,867	4,822	4,790

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
負債の部					
固定負債					
引当金					
退職給付引当金	85	85	85	90	91
固定負債合計	85	85	85	90	91
流動負債					
未払金	125	100	200	131	113
引当金	8	9	9	9	10
賞与引当金	8	9	9	9	10
預り金	0	0	0	0	0
預り保証金	52	42	36	36	36
流動負債合計	186	152	246	178	160
繰延収益					
長期前受金	2,857	2,857	2,857	2,857	2,857
収益化累計額	△ 2,139	△ 2,175	△ 2,211	△ 2,247	△ 2,281
差引:繰延収益	717	681	645	609	575
負債合計	989	919	978	878	827
資本の部					
資本金	3,493	3,493	3,493	3,493	3,493
剰余金					
利益剰余金					
建築改良積立金	224	277	361	395	449
未処分利益剰余金	53	84	33	54	18
利益剰余金計	277	361	395	449	468
剰余金計	277	361	395	449	468
資本の部計	3,771	3,855	3,889	3,943	3,962
負債資本合計	4,760	4,774	4,867	4,822	4,790

(出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書) △はマイナス

令和5年度における対前年度増減分析は次のとおりである。

i) 資産の部

【固定資産】

固定資産は対前年度比 150 百万円(4.3%)減少している。これは主に、減価償却の減少 150 百万円によるものである。

【流動資産】

流動資産は対前年度比 118 百万円(9.1%)増加している。これは主に、現金預金の増加 95 百万円、未収金の増加 22 百万円によるものである。

ii) 負債の部

【固定負債】

固定負債は対前年度比 1 百万円 (1.4%) 増加している。これは主に、退職給付引当金の増加によるものである。

【流動負債】

流動負債は対前年度比 17 百万円 (9.9%) 減少している。これは主に、未払金の減少によるものである。

【繰延収益】

繰延収益は対前年度比 34 百万円 (5.6%) 減少している。これは、収益振替による減少である。

iii) 資本の部

資本の部は対前年度比 18 百万円 (0.5%) 増加している。これは、令和5年度当期利益 18 百万円を計上したことによるものである。

② 損益計算書

令和元年度～令和５年度の損益計算書の推移は次のとおりである。

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営業収益	417	410	400	446	455
売上高割使用料	124	123	119	121	122
施設使用料	229	229	221	222	218
雑収益	64	57	59	103	113
営業費用	557	501	561	597	658
市場管理費	422	351	416	452	507
減価償却費	135	140	144	144	150
資産減耗費	0	9	0	0	0
営業利益（△は損失）	△ 140	△ 91	△ 160	△ 150	△ 202
営業外収益	201	183	203	215	233
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0
他会計補助金	165	147	166	179	199
長期前受金戻入	35	35	35	35	34
雑収益	0	0	0	0	0
営業外費用	8	8	8	10	12
雑支出	8	8	8	10	12
経常利益	53	84	33	54	18
当年度利益	53	84	33	54	18
当年度未処分利益剰余金	53	84	33	54	18

(出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書) △はマイナス

i) 営業利益

令和元年度～令和５年度は営業損失で推移している。そして、令和５年度は対前年度比営業損失が 52 百万円拡大している。

これは主に、雑収益が対前年度比 10 百万円増加により、営業収益増収となったものの、市場管理費 55 百万円増加による営業費用の増加を賄えなかったことによるものである。

ii) 経常利益

他会計補助金が対前年度比 20 百万円増加したものの、営業費用の増加を回収しきれず、経常利益は対前年度比 35 百万円の減益となった。

4 現状と課題

(1) 事業の状況

岐阜市中央卸売市場の直近 5 か年（令和元年度～令和 5 年度）の取扱高の状況は次のとおりである。

区分	取扱高	
年度（令和）	数量（t：トン）	金額（単位千円：税込）
元	215,916	53,552,906
2	203,023	53,254,877
3	186,827	51,399,212
4	181,820	52,427,859
5	174,423	52,855,375

取扱高数量が継続的に減少している。この減少傾向は、全国の中央卸売市場に共通するものであり、要因として、消費者数の減少、農漁業者の減少と高齢化、加工食品需要の増加、公設市場における取引形態の変化等によるものであり、生鮮食品の流通をとりまく環境の厳しさについては論をまたないところである。岐阜市中央卸売市場の取扱高金額については、販売単価の上昇により、一定程度が維持されている状況である。取扱品目ごとの詳細な内訳は以下のとおりである。

青果物取扱実績

区分		取扱高	
部類	年度 (令和)	数量 (t：トン)	金額 (単位千円：税込)
青果部	元	203,477	44,982,296
	2	192,067	46,398,430
	3	176,668	44,550,278
	4	172,630	45,210,575
	5	165,136	45,577,267
	野菜	元	174,653
		2	161,901
		3	147,291
		4	143,725
		5	138,716
			34,571,365
			35,289,285
			33,094,769
			33,722,437
			33,747,705

区分		取扱高		
部類		年度 (令和)	数量 (t: トン)	金額 (単位千円: 税込)
	果 実	元	28,824	10,410,931
		2	30,166	11,109,146
		3	29,377	11,455,509
		4	28,905	11,488,137
		5	26,420	11,829,561

水産物取扱実績

区分		取扱高		
部類		年度 (令和)	数量 (t: トン)	金額 (単位千円: 税込)
水産物部		元	12,439	8,570,610
		2	10,956	6,856,447
		3	10,159	6,848,934
		4	9,190	7,217,284
		5	9,288	7,278,108
	鮮魚	元	2,736	3,226,310
		2	2,340	2,479,263
		3	2,061	2,428,042
		4	1,768	2,541,638
		5	1,632	2,423,265
	冷凍魚	元	2,809	2,661,560
		2	2,226	1,972,053
		3	1,855	2,071,663
		4	1,750	2,255,266
		5	1,780	2,266,860
	加工 水産物	元	6,894	2,682,740
		2	6,390	2,405,131
		3	6,244	2,349,229
		4	5,672	2,420,380
		5	5,876	2,587,984

令和２年度、令和３年度の取扱高の減少には、新型コロナウイルス感染症の影響があるが、新型コロナウイルス感染症の影響が一段落した令和４年度以降も、取扱高の回復傾向が見いだせない点に課題がある。販売単価の上昇により、取扱金額が一定程度維持されていることから、当面の岐阜市中央卸売市場の収益（売上高割使用料）にはいまだ大きな影響が出ていないが、長期的な経営計画においては、この取扱高の継続的減少を前提として、その対応が検討されるべきである。

（２） 市場関係業者の状況

岐阜市中央卸売市場の事業に携わる市場関係業者数の推移は次のとおりである。

	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数	関連事業者数	合計
平成 25	4	43	472	78	597
平成 26	4	41	464	74	583
平成 27	4	38	454	74	578
平成 28	4	35	446	75	560
平成 29	4	34	405	74	517
平成 30	4	33	404	75	516
令和元年	4	33	395	72	504
令和 2	4	30	385	71	490
令和 3	3	30	384	69	486
令和 4	3	29	352	69	453
令和 5	3	29	349	67	448
令和 6	3	29	326	63	421

市場関係業者の数が継続的に減少しており、なかでも市場の業務における買い手である仲卸業者・売買参加者の数の減少が顕著である。経営者の高齢化、後継者不足に伴う自主廃業が指摘されている。前述のとおり、岐阜市中央卸売市場の取扱高は継続的な減少傾向にあるが、業務の担い手である市場関係業者数の継続的減少と相関関係にあると考えられる。

市場関係業者のうち、卸売業者及び仲卸業者には、岐阜市中央卸売市場業務条例第 11 条の 5 及び第 25 条に基づく事業状況報告義務が課せられている。卸売市場が、出荷者・消費者の信頼を得て、生鮮食料品等の円滑な供給を行うためには、市場関係業者の経営体制の整備・財務の健全性が欠かせない要素であり、かかる趣旨にもとづき、岐阜市中央卸売市場及び開設者である岐阜市には、卸売業者及び仲卸業者に対する適切な指導・監督が求められる。

岐阜市中央卸売市場業務条例第 71 条第 2 項は、卸売業者または仲卸業者の財務状況について、市長が必要な改善措置をとることができる一定の場合として、以下を定めている。

- | |
|--|
| (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が 1 を下回った場合 |
| (2) 資本金の合計金額の資本金及び負債の合計金額に対する比率が 0.1 を下回った場合 |
| (3) 連続する 3 以上の事業年度において、経常損失が生じた場合 |

① 卸売業者の状況

卸売業者全体の財政状態の概要は、次のとおりである。

金額単位：千円

年度	総資産	現預金	流動資産	流動負債	有利子負債	純資産	自己資本比率
令和 3 年度	5,492,517	1,386,911	3,205,344	1,680,383	342,300	3,263,435	59.4%
令和 4 年度	5,323,149	1,761,163	3,014,121	1,497,945	345,000	3,274,178	61.5%
令和 5 年度	5,869,192	2,446,527	4,005,017	2,069,906	297,905	3,344,111	57.0%

岐阜市中央卸売市場業務条例第 71 条第 2 項に定める一定の場合のうち、(1)(2)への抵触に関し、現在のところ特段の懸念はないと考えられるが、岐阜市中央卸売市場の取扱高の約 95%は青果であり、青果部と水産物部では、卸売業者の事業規模と経営状況が異なる。

水産物部の業績概要は次のとおりである。

金額単位：千円

年度	受託品 取扱額	受託手数料	買付販売	買付 販売益	兼業利益	売上 総利益	営業利益	経常利益
令和 3 年度	213,326	11,915	6,376,691	401,531	113,346	526,792	△93,761	△33,796
令和 4 年度	206,612	11,534	6,770,286	452,503	89,344	553,381	△65,721	△18,111
令和 5 年度	202,182	11,279	6,830,761	528,900	99,915	640,094	△34,369	△19,032

卸売業者の収益は、受託手数料・買付販売益・兼業利益の 3 つから構成されるところ、青果部卸売業者の主たる収益は、取扱額に基づく受託手数料によって安定的に確保されており、手数料率は 8.5%もしくは 7%である。一方、水産物部卸売業者の主たる収益は買付販売益であり、実際の取引の成果に依拠している。受託手数料率は 5.5%であり、改正前卸売市場法に定められた委託手数料の影響が残っている状況である。

事業規模・収益構造の違いにより、水産物部卸売業者においては、事業成果の指標である営業利益の計上が難しい状況にあり、岐阜市中央卸売市場業務条例第 71 条第 2 項に定める一定の場合のうち、(3)への抵触が懸念される。

② 仲卸業者の状況

岐阜市中央卸売市場の業務に係る仲卸業者は、令和6年4月1日現在において、計29社である。内訳は、青果部仲卸業者が20社、水産部卸売業者が9社である。

仲卸業者の財政状態・業績について、令和5年度の概要はいまだ十分に把握されていない。各社の決算日が区々であることにもよるが、各仲卸業者の決算日と令和6年12月末時点での令和5年度財務報告の提出状況は以下のとおりである。

決算日	該当会社数	提出数	未提出数
令和6年1月末日	2社	2社	0社
令和6年2月末日	3社	3社	0社
令和6年4月末日	9社	6社	3社
令和6年5月末日	9社	5社	4社
令和6年6月末日	3社	2社	1社
令和6年8月末日	1社	0社	1社
令和6年9月末日	2社	0社	2社
合計	29社	18社	11社

決算日から半年以上を経過しても財務報告を確認できない仲卸業者があり、仲卸業者の状況把握にかかる管理体制に懸念がある。なお、未提出のうち、廃業・破産に伴う未提出会社が3社ある。

以上をふまえた仲卸業者全体の財政状態の概要は次のとおりである。

金額単位：千円

年度	総資産額	現預金	流動資産- 流動負債	負債合計	利益剰余金	純資産
令和1年度 計	11,973,732	3,209,935	3,204,843	6,678,900	4,894,131	5,294,833
令和2年度 計	11,971,078	3,447,215	3,469,924	6,447,232	5,124,294	5,523,846
令和3年度 計	12,145,523	3,263,896	3,344,338	6,493,393	5,262,578	5,652,130
令和4年度 計	12,269,249	3,111,655	2,979,654	6,598,922	5,270,774	5,670,326

また、業績の概要は次のとおりである。

金額単位：千円

年度	売上	売上総利益	営業利益	経常利益
令和1年度 計	40,061,067	6,548,296	212,293	225,637
令和2年度 計	42,137,231	6,968,147	271,970	432,450
令和3年度 計	42,839,977	6,872,396	137,616	283,942
令和4年度 計	46,288,726	7,631,509	△43,650	189,145

近年の業績について、売上総利益の増加傾向と営業利益の減少傾向が認められる。販売費及び一般管理費の増加が推定される。

仲卸業者の経営状況に関し、「仲卸業者の財務検査及び改善措置命令に関する運用規程」は、仲卸業者の財産の状況が以下の（１）～（３）のいずれにも該当する場合には、中小企業診断士の診断を受けさせることとし、必要があると認めるときは検査を行い、当該仲卸業者の財産に関し、市長が必要な改善措置命令を行うことができる旨を定めている。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が１を下回った場合
- (2) 純資産の合計金額の純資産及び負債の合計金額に対する比率が 0.1 を下回った場合
- (3) 連続する 3 以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

現在、上記（１）～（３）のすべてに該当する仲卸業者はないとの認識において、改善措置は実施されていないが、（１）～（３）の該当状況は次のとおりである。

年度	要件（１）に該当	要件（２）に該当	要件（３）に該当	複数の要件に該当
令和１年度 計	２社	10 社	－	－
令和２年度 計	２社	10 社	－	－
令和３年度 計	２社	11 社	９社	５社
令和４年度 計	３社	10 社	11 社	７社

上記の３つの要件はいずれも、単独要件としても、財務上の懸念があると判断されるものである。３つの要件すべてに該当する状況は限定的であり、かつ、財務上の危険が高く、改善指導の難しさが予想される。令和６年度においては、上記のうち（２）の要件のみに該当する仲卸業者が破産しており、３つの要件すべてを充足しなければ改善指導の対象とならない現在の運用規程と管理体制には懸念がある。仲卸業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するという監督・指導権の趣旨に鑑み、仲卸業者の財務上のリスクは、予防的な意味合いを含め、より広い観点から検討されるべきである。

③ 使用料の減免に係る状況

岐阜市中央卸売市場業務条例第 69 条に、使用料の減免をすることができる場合として、次の定めがある。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって、市場施設を使用できないことが 3 日以上にわたったとき
- (2) 第 66 条の規定(指定又は許可の取消しその他の規制)により、使用停止が 3 日以上にわたったとき
- (3) 法令に基づく処分をうけ、営業不能になったため、休業が 3 日以上にわたったとき
- (4) 使用者が国又は公共団体であるとき又は市長が特別の理由があると認めるとき

近年の状況として、(4) 特別の理由により、次の使用料減免措置が講じられている。

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免措置
- 岐阜中央市場冷蔵株式会社に対する減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免措置は、飲食店等の営業自粛(令和 3 年 8 月 20 日～9 月 30 日)により、売上が一定割合以上減少した市場関係業者に対して講じられた。申請状況は以下のとおりである。

	青果部 (卸売・仲卸業者計)	水産物部 (卸売・仲卸業者計)	関連事業者等	合計
30%減免	8	6	16	30
20 %減免	3	2	7	12
10%減免	1	—	6	7
減免合計	12	8	29	49
対象者数	21	11	72	104
減免申請割合	57.1%	72.7%	40.3%	47.1%

減免率の高い(30%)申請が多く、卸売業者・仲卸業者の苦境が窺える。減免の対象期間は令和 4 年 1 月～3 月の 3 か月分の市場使用料であり、減免総額は約 447 万円であった。

一方、岐阜中央市場冷蔵株式会社に対する減免措置は、平成 26 年 2 月の申請にもとづいて行われ、「平成 26 年 4 月 1 日から、現在の冷蔵庫棟運営終了まで」の期間にわたる使用料を対象として減免が承認され、現在に至っている。

岐阜中央市場冷蔵株式会社は、岐阜市中央卸売市場の関連事業者として冷蔵倉庫業を営む法人である。昭和 46 年に設立され、岐阜市中央卸売市場の開場以来、卸売市場の冷蔵庫棟の運営管理を担っている。主な出資者は、岐阜市中央卸売市場卸売業者及び岐阜市であり、取締役の構成も同様である。

平成 26 年の市場使用料の減免承認にあたり、主たる減免理由として、岐阜中央市場冷蔵株式会社の経営成績・財政状態の悪化と、岐阜市中央卸売市場の事業における冷蔵庫棟の運営管理の必要性・重要性が挙げられている。減免額は 1 か月あたり 1,785 千円である。岐阜中央市場冷蔵株式会社からは、使用料の減免申請とともに、経営改善を進める旨の誓約書が提出されているが、毎期の事業報告書には使用料の減免に関する記載はなく、減免の常態化がうかがえる。また、今後の冷蔵庫棟に対する考え方として、当時の表現に従えば、令和 6 年頃の新冷蔵庫棟への移行予定と、岐阜市が運営に直接関与しない旨の方針が記載されている。

(3) 施設の状況

岐阜市中央卸売市場の施設設備について、昭和 46 年開場以来の使用に伴う老朽化・機能の低下が指摘されており、以下の経緯で整備計画が公表されてきた。

平成 27 年 8 月	岐阜市長による諮問
平成 29 年 7 月	「岐阜市中央卸売市場のあり方検討委員会」による答申
平成 31 年 3 月	「岐阜市中央卸売市場経営展望」の公表
令和 3 年 3 月	「岐阜市中央卸売市場経営戦略」の公表
令和 4 年 3 月	「岐阜市中央卸売市場再整備事業基本計画」の公表

平成 27 年 8 月の岐阜市長による諮問を受け、「岐阜市中央卸売市場のあり方検討委員会」は、平成 29 年 7 月に卸売市場の将来展望について答申を提出した。答申では、市場が存続していくためには「現在地で施設を改修、再整備することが望まれる」との意見がまとめられている。

平成 30 年の卸売市場法改正により、競争力向上のために各市場の独自の取り組みと将来ビジョンが求められるようになったことを背景に、平成 31 年 3 月「岐阜市中央卸売市場経営展望」が公表された。「岐阜市民を中心に広域への視野を持ち、安全安心な食料を安定的に提供するハブ市場（拠点市場）－産地と消費者と連携し、時代に合った「食」を提案する市場－」を将来ビジョンとして掲げている。重点的取り組みの一つに、市場関係者等のヒアリングに基づく再整備プロジェクトが挙げられた。

令和 3 年 3 月に公表された「岐阜市中央卸売市場経営戦略」では、老朽化した施設の更新及び将来ビジョン実現のため、令和 7 年度から令和 12 年度にかけての市場再整備

実施を前提として、投資・財政計画（収支計画）が作成されている。

これらを受け、令和３年度に新設された「再整備係」において、令和４年３月に「岐阜市中央卸売市場再整備事業基本計画」が策定された。この基本計画は、岐阜市中央卸売市場再整備事業の実施段階のはじまりに位置するものであり、岐阜市中央卸売市場の建替えを前提に策定されている。「岐阜市 PPP/ PFI 手法導入優先的検討に関する指針」に基づき、一定額以上の事業費が見込まれる場合に該当するものとして、再整備事業は、岐阜市公共施設等マネジメント委員会及び岐阜市 PFI 手法検討委員会による検討を経て進められている。岐阜市公共施設等マネジメント委員会においては主に施設規模の検討が行われ、岐阜市 PFI 手法検討委員会においては、設計・建設にかかる分離発注・仕様発注等の従来型手法に比し、より安く、または同一価格でより上質のサービスを得るために、民間資金とノウハウの活用が具体的に検討されている。

令和４年７月、岐阜市中央卸売市場は、「岐阜市中央卸売市場再整備事業基本計画」に基づき、再整備事業の支援事業者の選定のための公募型プロポーザルを実施した。

「岐阜市中央卸売市場再整備事業要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル」として、再整備事業推進に必要な諸条件等の検討及び精査、事業者公募に向けた必要書類の作成から事業者選定、契約締結に至るまでの一連の事業者の選定プロセス等について総合的に支援する事業者の選定を行った。

同年９月、審査の結果三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社（名古屋支社）が支援業務委託事業者として選定された。岐阜市中央卸売市場再整備基本計画によれば、整備事業者の選定プロセス及び基本設計・実施設計に３～４年を要し、当該期間内に三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社の支援を受けて、詳細な調査検討と事業者の選定が行われる予定であった。

令和４年９月の支援業務委託契約締結後、基本計画に基づく調査・検討が進められるなか、令和６年５月、岐阜市公共施設等マネジメント推進委員会は、建替えから改修へと、岐阜市中央卸売市場再整備事業にかかる方針の転換を決定した。事業推進上のリスクとして、社会・経済情勢の変化に伴う想定を上回る物価の急騰が指摘されており、その結果として、次の２つの課題が認識された。

課題① 建設費の高騰

課題② 市場内業者の経営悪化

課題①では、建設費の急激な高騰が懸念されている。建設資材物価指数等の建設費関連指数に基づき、建設費の上昇率は約 20%と算定され、建替えを前提とした再整備事業全般に及ぼす影響が指摘された。

課題②では、卸売業者・仲卸業者・関連事業者等の市場内業者の経営状況の悪化が懸念されている。新型コロナウイルス感染症に伴う取扱高の低迷に加え、物価・人件費の

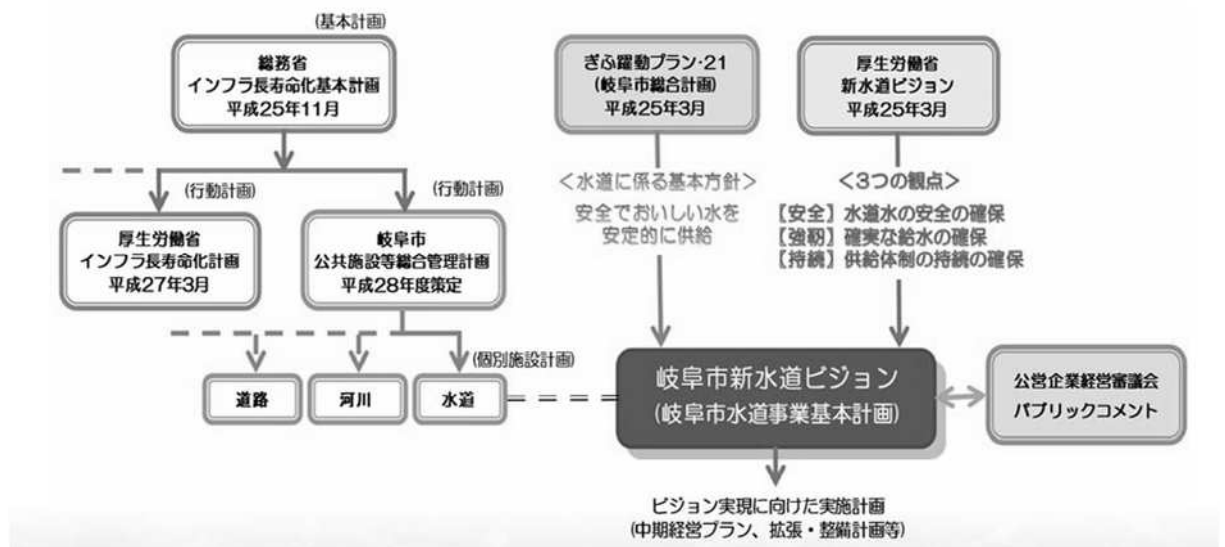
高騰が市場内業者の財務状況に及ぼす影響が指摘された。

かかる課題認識に基づき、実情に即した効果的かつ効率的な再整備事業となるよう、岐阜市中央卸売市場再整備事業の基本計画にたちかえり、改修案を検討することとなった。三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社との支援業務委託契約に関する見直しについては、令和 7 年度予算案への対応が求められている。

第4 監査の結果及び意見（総合意見：水道事業）

岐阜市の水道事業については、「岐阜市水道ビジョン」（平成20年12月策定、以下「水道ビジョン」という。）を公表後、人口減少社会の到来や、専門知識や技能を有する職員の減少など、事業環境の変化を前提とする、これまで経験したことのない新たな課題に対処する背景から、厚生労働省の「新水道ビジョン」の考え方に基づく「岐阜市新水道ビジョン」（平成29年3月策定）以下、「新水道ビジョン」という。）において、アセットマネジメント手法による中長期的な更新需要と財政収支の見通しを検討、経営の効率化・健全化に向けた取り組みを実践している。

【岐阜市新水道ビジョン基本理念】



確かな技術で

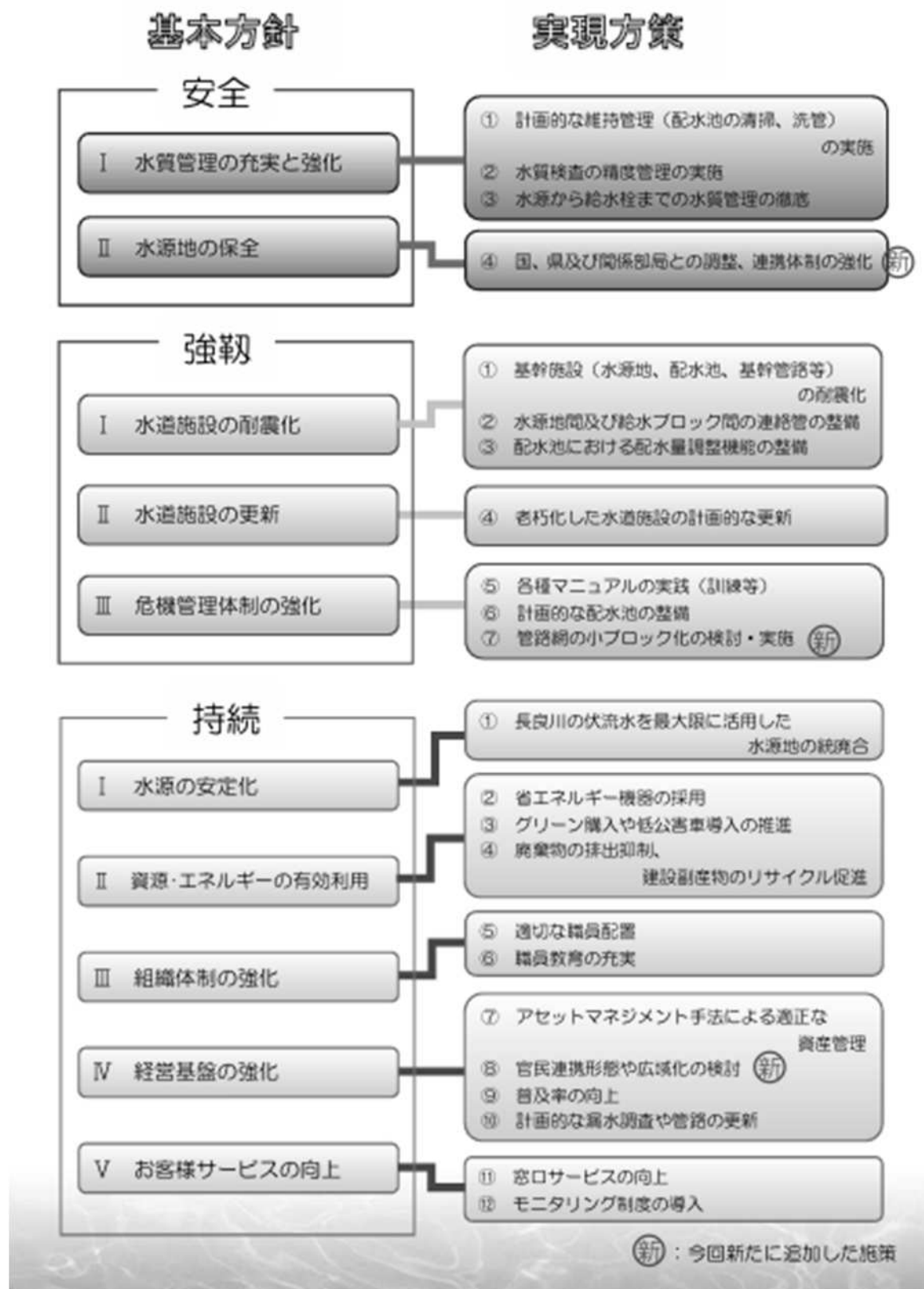
普段の暮らしを支え

信頼される

ぎふしの水道

出典：岐阜市新水道ビジョン

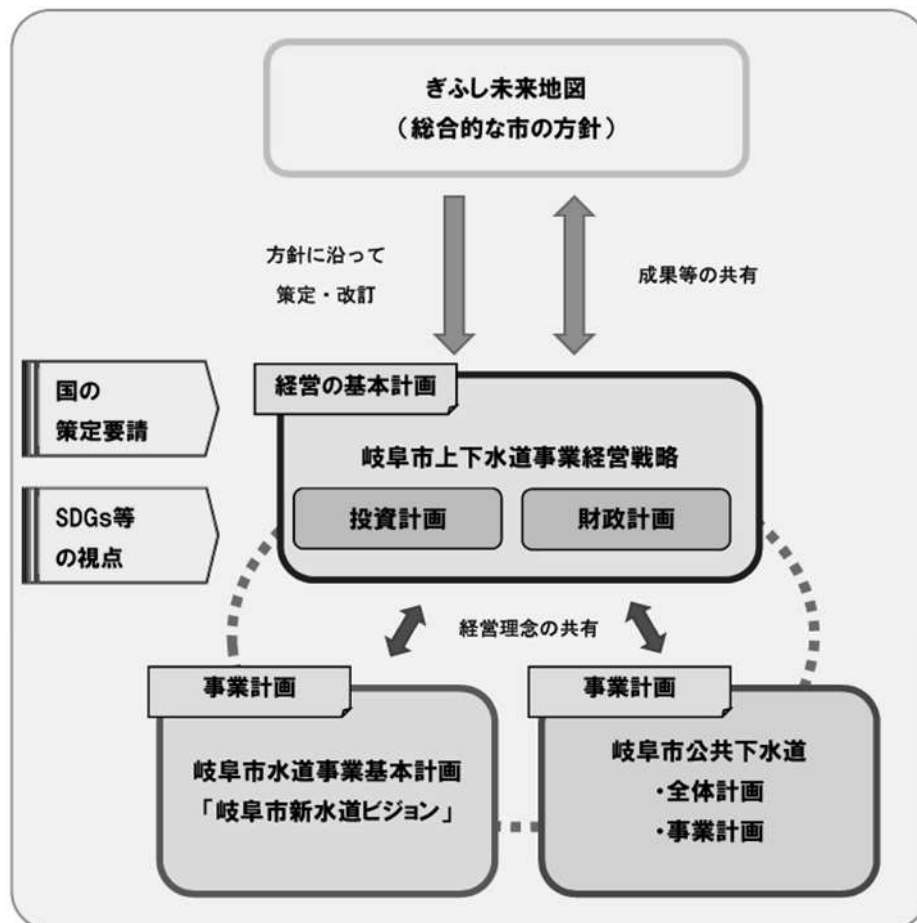
【新水道ビジョンの基本方針と実現方策】



出典：岐阜市新水道ビジョン

岐阜市上下水道事業部においては、「岐阜市上下水道事業経営戦略（令和2年度～令和11年度、以下「経営戦略」という。）」を策定し、将来にわたり安定的に事業を継続するため、上下水道事業の事業運営の方針を明らかにしている。

【岐阜市上下水道事業経営戦略の位置付け】



出典：岐阜市上下水道事業経営戦略

【経営戦略の経営理念】

「水」を通じて、当たり前のくらしを未来まで支えます

～水道・下水道によって、安全・安心・快適な生活を支え続けます～

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略

【経営戦略の基本方針】

- ① 施設の機能維持 ～適切な維持管理、老朽化対策、強靱化～
- ② 財政基盤の強化 ～支出減・収入増による持続可能な財政基盤の確立～
- ③ 組織の整備・人材育成 ～組織体制の見直し・職員育成～
- ④ お客様の信頼醸成 ～わかりやすく積極的な広報

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略

1 財政計画について

岐阜市上下水道事業部では、投資計画の策定にあたっては、水道施設の老朽化対策、強靱化（耐震化・耐水化・貯留時間確保）への取り組みを反映し、財政計画の策定にあたっては、料金収入の減少見込み等を反映してシミュレーションを作成している。

別紙1 水道事業 投資・財政計画

		【執行計画年度期間】																(単位:百万円)
区分		H27	H28	H29	H30	算出	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R2-R11	
		決算	決算	決算	決算	算出	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	平均	
収入	1	55.7	55.6	55.1	55.5	55.1	55.0	54.6	54.2	53.9	53.5	53.1	52.8	52.4	51.9	51.6	53.3	
	2	83.6	83.4	82.7	82.7	82.4	82.2	81.9	81.5	81.2	80.8	80.5	80.2	79.8	79.4	79.1	80.7	
	3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	2.3	
支出	5	46.5	46.2	45.5	46.5	47.1	47.5	45.5	45.6	45.3	45.2	45.0	44.5	44.5	44.1	43.1	45.6	
	6	7.0	7.1	6.2	6.2	6.4	7.2	6.6	6.6	6.7	6.8	6.8	6.8	6.5	6.5	6.5	6.8	
	7	2.9	2.9	2.7	3.1	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.6	
	8	2.8	2.8	2.2	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	
繰越金	9	0.2	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	10	21.8	22.0	22.2	23.0	23.1	23.4	23.7	24.2	24.4	24.4	24.5	24.5	24.5	24.4	24.8	24.8	
	11	8.1	7.9	7.0	8.4	9.4	9.6	9.6	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.3	9.3	9.4	9.3	
	12	9.2	9.4	9.8	9.0	9.0	7.5	9.1	8.6	8.6	8.3	7.3	7.3	6.8	6.8	6.5	7.7	
繰越金	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	14	9.2	9.4	9.8	9.0	9.0	7.5	9.1	8.6	8.6	8.3	7.3	7.3	6.8	6.8	6.5	7.7	
	15	18.0	18.3	19.0	24.7	17.7	16.6	17.0	16.2	17.7	16.9	15.9	15.6	14.1	14.1	13.3	15.7	
	16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰越金	17	0.2	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	18	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	19	16.2	16.7	17.7	14.7	16.4	16.1	19.9	21.3	20.2	18.5	16.3	15.6	15.5	15.7	11.5	17.1	
	20	13.5	14.2	14.7	11.0	14.4	13.8	18.3	19.6	17.0	17.2	14.6	13.6	13.2	13.3	10.4	15.2	
繰越金	21	2.3	1.9	2.2	1.6	0.4	1.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	1.0	1.6	1.1	0.4	1.1	
	22	44.3	46.5	46.6	46.6	51.3	48.2	53.9	51.7	53.0	57.0	48.5	49.1	48.6	47.7	42.5	50.0	
	23	22.6	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	24.4	
	24	21.8	22.1	21.8	22.0	21.8	21.1	21.1	21.0	20.7	20.1	19.7	19.2	18.6	17.6	19.8	19.8	
繰越金	25	28.1	29.8	30.9	31.9	34.9	32.1	34.0	30.4	32.6	38.5	32.2	33.5	33.1	32.0	31.0	33.0	
	26	10.4	11.0	11.7	18.0	15.1	14.0	11.8	14.7	15.3	10.7	12.3	12.0	12.4	13.1	14.8	14.8	
	27	343.8	335.9	328.7	318.7	311.7	303.7	300.3	298.1	294.8	291.9	287.0	281.7	276.3	271.6	265.2	285.2	
繰越金	28	39.6	42.2	45.2	41.3	40.8	40.7	40.5	40.2	39.9	39.7	39.4	39.2	38.9	38.7	38.4	39.4	
	29	6.5	6.9	7.3	6.6	6.4	6.5	6.5	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	6.2	
	30	32.5	33.7	35.7	31.8	35.1	34.4	35.6	33.9	33.9	34.7	32.1	31.7	31.1	29.8	28.1	31.1	
	31	22.1	21.6	22.0	21.6	21.1	21.1	21.8	20.7	20.1	19.7	19.2	18.6	17.6	16.7	16.3	18.1	
繰越金	32	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	33	9.1	11.2	13.0	9.2	12.4	11.8	13.0	12.4	12.3	14.0	12.7	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	
繰越金	34	119.7%	120.4%	121.4%	119.4%	117.0%	115.8%	120.0%	118.9%	119.0%	118.4%	115.9%	116.0%	114.9%	115.1%	114.4%	114.4%	
	35	121.8%	125.2%	126.5%	129.8%	116.4%	118.5%	113.7%	118.3%	117.7%	114.2%	123.0%	123.6%	125.2%	129.5%	138.6%	138.6%	

(令和元年12月現在)

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略

【水道事業財政計画（現行料金による財政計画）】

■ 水道事業 財政計画（現行料金による財政計画）													水道料金 改定なし（単位：億円）											
区 分	現行料金算定期間												次期料金算定期間											
	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 見込	R7 計画	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画	R16 計画	H27-R6 平均	R7-R16 平均	累計	
収入	1	55.7	55.6	55.3	55.6	55.9	55.3	54.6	54.7	54.0	53.3	52.8	52.4	51.8	51.3	50.8	50.2	49.6	49.0	48.5	54.7	52.6	509.7	
	うち水道料金	2	52.6	52.6	52.7	52.4	52.8	51.7	51.2	50.9	50.3	49.9	49.5	49.0	48.5	48.0	47.5	46.9	46.2	45.8	51.5	49.7	481.6	
	（改定額）	2(2)									50.3	49.9	49.5	49.0	48.5	48.0	47.5	46.9	46.2	45.8				
	（料金改定分）	2(3)																						
	うち一般会計繰入金	3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
支出	4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.5	2.4	23.3	
	5	46.5	46.2	45.6	46.5	46.1	44.5	44.7	45.9	49.2	48.6	49.7	49.8	50.3	50.2	51.3	51.3	51.9	52.3	52.8	46.9	49.6	508.2	
	うち人件費	6	7.0	7.1	6.2	6.5	6.3	6.1	5.8	6.2	5.8	6.4	5.8	6.4	5.8	6.2	5.8	6.3	6.3	6.4	6.1	6.1	61.2	
	うち委託料	7	2.6	2.8	2.8	3.2	2.7	2.9	3.1	3.3	3.7	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.3	3.2	33.5
	うち修繕費	8	2.8	2.9	3.2	3.4	3.1	2.7	3.1	3.6	3.4	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.3	3.3	34.9
経常損益	9	2.9	2.5	2.7	3.1	2.7	2.5	2.6	5.4	3.8	3.6	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.1	3.9	5.0	49.9	
	10	21.8	22.0	22.2	23.0	23.0	23.3	23.5	23.8	24.9	26.0	26.3	27.0	26.8	27.2	27.6	27.9	28.0	28.2	28.4	24.0	26.5	273.4	
	11	8.1	7.5	7.0	6.4	5.9	5.3	4.8	4.4	4.0	3.9	4.0	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	4.3	3.9	38.4		
	12	9.2	9.4	9.8	9.0	9.2	11.4	10.6	6.9	8.8	4.9	4.7	3.2	2.5	1.4	1.1	0.5	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	特別損益	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
純損益	14	9.2	9.4	9.8	9.0	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	4.9	4.7	3.2	2.5	1.4	1.1	0.5	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	15	18.1	18.3	19.0	24.7	18.9	20.5	19.7	18.4	11.9	13.5	8.1	7.2	4.6	3.6	0.9	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	16	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.4	0.9	0.0	0.0	0.0	
	17	9.2	18.3	9.8	9.0	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	5.0	4.7	3.2	2.5	1.4	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	18	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収入	19	16.2	16.7	17.7	14.7	13.3	14.1	15.0	18.4	26.4	29.8	19.8	21.1	15.9	17.1	18.0	16.3	18.1	17.2	19.4	20.7	22.4	18.5	183.6
	20	13.4	14.1	14.6	11.8	11.2	11.9	11.7	15.6	23.1	26.6	17.7	19.0	13.8	15.0	16.0	14.3	16.0	15.2	17.3	18.8	19.3	16.4	163.1
	21	0.8	0.8	0.6	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.5	4.4	
	22	1.5	1.1	1.6	1.1	0.0	0.6	1.3	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	
	23	44.3	46.5	48.6	46.6	46.6	46.2	52.0	48.5	59.9	65.3	55.3	58.2	52.0	53.1	52.2	50.4	51.0	49.3	50.7	51.4	56.4	54.7	523.6
支出	24	22.5	24.4	26.7	24.6	24.8	24.5	30.3	26.7	39.2	45.2	35.6	38.9	33.6	35.7	34.4	34.6	34.3	36.1	37.1	35.4	36.0	356.2	
	25	21.8	22.1	21.8	22.0	21.8	21.7	21.7	21.8	20.7	20.1	19.7	19.3	18.4	17.4	16.2	16.0	16.3	14.9	14.5	14.3	21.1	18.7	167.0
	26	28.1	29.8	30.9	31.9	33.3	32.1	37.0	30.1	33.5	35.5	35.3	37.1	36.1	36.0	34.2	34.1	32.9	32.1	31.3	30.7	34.0	36.2	340.0
	27	10.4	11.0	17.7	18.0	16.3	16.1	14.2	18.5	16.7	16.3	12.3	7.2	1.8	▲ 4.0	▲ 8.8	▲ 13.4	▲ 17.6	▲ 21.0	▲ 23.3	▲ 24.5	年度末:10億以上		
	28	343.8	335.9	328.7	318.7	308.2	298.5	288.5	282.3	284.7	291.2	289.3	289.0	284.4	282.1	281.8	280.2	279.9	280.2	282.9	287.4	R11末:270億以下		
企業債現在高													<目標値> 経営期間 R11.270億円以下										270.0	
企業債元利償還金	29	29.9	29.6	28.8	28.4	27.7	27.0	26.5	26.2	24.7	24.1	23.6	23.2	22.3	21.2	20.1	19.8	20.2	18.7	18.4	18.2			
	30	56.9%	56.3%	54.8%	53.8%	52.8%	51.2%	50.9%	50.6%	48.3%	47.2%	47.0%	46.5%	45.1%	43.3%	41.4%	41.2%	42.5%	39.9%	39.8%	39.7%			

出典：水道料金のある方についての答申追加資料集

【水道事業財政計画改定（案）】

■ 水道事業 財政計画改定(案)																								水道料金 9.58%改定									
区 分		現行料金算定期間										次期料金算定期間										(単位: 億円)											
		H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 見込	R7 計画	R8 計画	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画	R16 計画			H27-R6 平均	R7-R16 平均	R7-R16 累計							
収 入	1	55.7	55.6	55.3	55.6	55.3	55.9	55.3	54.6	54.7	54.0	58.0	57.6	57.1	56.5	55.9	55.4	54.8	54.1	53.4	52.9	54.7	57.3	555.7									
	2	52.6	52.6	52.7	52.4	52.8	52.2	51.7	51.2	50.9	55.0	54.7	54.2	53.7	53.1	52.6	52.0	51.3	50.7	50.2	51.5	54.4	527.5										
	2(2)										50.3	49.9	49.5	49.0	48.5	48.0	47.5	46.9	46.2	45.8		49.7	481.6										
	2(3)										4.7	4.8	4.7	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.5	4.4		4.7	45.9										
	3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	1.0									
	4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.5	2.4	23.3									
	5	46.5	46.2	45.6	46.5	46.1	44.5	44.7	47.7	45.9	49.2	48.6	49.7	49.8	50.3	50.2	51.3	51.3	51.9	52.3	52.8	46.9	49.6	508.2									
	6	7.0	7.1	6.2	6.2	6.5	6.3	6.3	6.1	5.8	6.2	5.8	6.4	5.8	6.4	5.8	6.4	5.8	6.2	5.8	6.3	6.4	6.1	6.1	61.2								
	7	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	3.1	3.3	3.7	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.3	3.2	33.5								
	8	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.6	3.4	3.0	3.2	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.3	3.3	34.9								
収 入 の 収 支	9	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	5.4	3.8	3.6	4.9	4.3	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.1	3.9	5.0	49.9									
	10	21.8	22.0	22.2	23.0	23.0	23.3	23.5	23.8	23.9	24.9	26.0	26.3	27.0	26.8	27.2	27.6	27.9	28.0	28.2	28.4	24.0	26.5	273.4									
	11	8.1	7.5	7.0	6.4	5.9	5.3	4.8	4.4	4.0	3.9	4.0	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	4.3	3.9	38.4									
	12	9.2	9.4	9.8	9.0	9.2	11.4	10.6	6.9	8.8	4.9	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	1.1	0.1	7.8	7.8	47.9									
	13	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									
	14	9.2	9.4	9.8	9.0	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	4.9	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	1.1	0.1	7.8	7.8	47.9									
	15	18.1	18.3	19.0	24.7	18.9	20.5	19.7	18.4	19.4	11.9	18.3	12.9	16.8	14.2	13.1	10.3	9.4	6.3	4.7	2.3	17.4	15.6	108.3									
	16	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									
	17	9.2	18.3	9.8	9.0	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	5.0	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	1.1	0.1	7.8	7.8	47.9									
	18	0.0	0.0	9.2	15.7	9.8	9.0	9.1	11.5	10.6	6.9	8.8	4.9	9.5	8.0	7.3	6.2	5.8	4.1	3.6	2.2	9.5	7.8	60.4									
収 入 の 収 支	19	16.2	16.7	17.7	14.7	13.3	14.1	15.0	18.4	26.4	29.8	19.8	21.1	15.9	17.1	18.0	16.3	18.1	17.2	19.4	20.7	22.4	18.5	183.6									
	20	13.5	14.2	14.7	11.9	11.3	12.0	11.7	15.6	23.1	26.6	17.7	19.0	13.8	15.0	16.0	14.3	16.0	15.2	17.3	18.8	19.3	16.4	163.1									
	21	0.8	0.8	0.6	0.7	0.5	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.5	4.4									
	22	1.5	1.1	1.6	1.1	0.0	0.6	1.3	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0									
	23	44.3	46.5	48.6	46.6	46.6	46.2	52.0	48.5	59.9	65.3	55.3	58.2	52.0	53.1	52.2	50.4	51.0	49.3	50.7	51.4	56.4	54.7	523.6									
	24	22.5	24.4	26.7	24.6	24.8	24.5	30.3	26.7	39.2	45.2	35.6	38.9	33.6	35.7	35.9	34.4	34.6	34.3	36.1	37.1	35.4	36.0	356.2									
	25	21.8	22.1	21.8	22.0	21.8	21.7	21.7	21.7	20.7	20.1	19.7	19.3	18.4	17.4	16.2	16.0	16.3	14.9	14.5	14.3	21.1	18.7	167.0									
	26	28.1	29.8	30.9	31.9	33.3	32.1	37.0	30.1	33.5	35.5	35.5	37.1	36.1	36.0	34.2	34.1	32.9	32.1	31.3	30.7	34.0	36.2	340.0									
	27	10.4	11.0	17.7	18.0	16.3	16.1	14.2	18.5	16.7	16.3	12.3	12.0	11.4	10.3	10.2	10.3	10.2	10.4	10.4	10.2	年度末: 10億以上											
	28	343.8	335.9	328.7	318.7	308.2	298.5	288.5	282.3	284.7	291.2	289.3	289.0	284.4	282.1	281.8	280.2	279.9	280.2	282.9	287.4	R11末: 270億以下											
<目標値> 経営戦略 R11:270億円以下																																	
2700																																	
企業債元利償還金																																	
29	29.9	29.6	28.8	28.4	27.7	27.0	26.5	26.2	24.7	24.1	23.6	23.2	22.3	21.2	20.1	19.8	20.2	18.7	18.4	18.2													
30	56.9%	56.3%	54.8%	53.8%	52.8%	51.2%	50.9%	50.6%	48.3%	47.2%	42.9%	42.4%	41.2%	39.4%	37.8%	37.6%	38.8%	36.4%	36.3%	36.2%													

出典：水道料金のあり方についての答申追加資料集

経営戦略（令和２年度～令和１１年度）策定当時の「水道事業 投資・財政計画」によると、令和１１年度まで水道料金収入平均額は５０．７億円、経常損益平均額は７．７億円となっており、収入・損益とも大きく落ち込むことはないと予想されている。

しかし、水道料金の算定期間が令和７年３月をもって終了することから、令和６年７月３日に市長から岐阜市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）に対し「水道料金のあり方について」の諮問が行われ、その後、審議会において全５回の審議を経て、令和６年１０月１５日に行われた市長に対する答申では、令和７年度から水道料金を改定しなかった場合（答申資料：水道事業財政計画（現行料金による財政計画）以下、「現状計画」という。）では、令和１１年度は水道料金収入４８．５億円、純損益が１．１億円とされている。

答申資料の現状計画は令和１６年度まで策定されており、同資料によると水道料金を改定しなかった場合、令和１２年度の純損益は▲０．５億円と損失になり、その後、令和１６年度には▲４．３億円、令和７年度の水道料金収入は５０．３億円と、水道料金収入はその翌年度以降も下降する計画となっている。

また、令和７年度から水道料金を平均９．５８％改定した場合（答申資料：水道事業財政計画改定（案）以下、「改定計画」という。）、令和１２年度の純損益は４．１億円であるものの、令和１６年度の純損益０．１億円見込みで１億円を下回り、水道料金収入も年々下降し、令和１６年度は５０．２億円の計画となっている。

(1) 水道料金改定

水道料金（令和 6 年 11 月現在）は、下記の料金表により決定される。

平成 26 年 10 月 1 日算定分から適用

1 給水料金 一か月につき	(ア) 従量給水料金	種別			基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)			
		第 1 種	家事用		685 円	10 m ³ まで 5 円			
						10 m ³ を超える分 154 円			
		第 2 種	学校・幼稚園・保育所用		50 m ³ まで 3,675 円	50 m ³ を超える分 154 円			
		第 3 種	公衆浴場用		50 m ³ まで 1,840 円	50 m ³ を超える分 50 円			
		第 4 種	第 1 種 第 2 種 第 3 種 に該当 しない もの	口径 13・20・25mm	685 円	10 m ³ まで 5 円			
						10 m ³ を超える分 154 円			
				口径 40mm	20 m ³ まで 2,275 円	20 m ³ を超える分 154 円			
				口径 50mm	40 m ³ まで 5,355 円	40 m ³ を超える分 154 円			
				口径 75mm	80 m ³ まで 11,515 円	80 m ³ を超える分 154 円			
				口径 100mm	160 m ³ まで 23,835 円	160 m ³ を超える分 154 円			
				口径 150mm	380 m ³ まで 57,715 円	380 m ³ を超える分 154 円			
		(イ) メーター 料金	口径		金額		口径		金額
	13mm		70 円		50mm		1,200 円		
	20mm		180 円		75mm		1,800 円		
	25mm		220 円		100mm		2,000 円		
	40mm		400 円		150mm		3,700 円		
	2 臨時給水料金			上記のそれぞれ 2 割増とする。					
3 私設消火栓給水料金			(ア) 供給準備料金 1 個 1 か月につき 330 円						
			(イ) 給水料金 1 回 5 分又はその端数毎に 1 個 (双口は 2 個とする)につき 550 円						

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略

【現行料金と改定料金比較】

(単位：円)

給水料金 （1ヶ月）	従量栓給水料金	種別		現行料金	改定料金	料金差額		
		第1種	家事用	基本料金	685	750	65	
				従量料金（1㎡につき）				
				10㎡まで	5	15	10	
				10㎡を超える分	154	163	9	
		第2種	学校・幼稚園・保育所用	基本料金（50㎡まで）	3,675	4,500	825	
				50㎡を超える分	154	163	9	
		第3種	公衆浴場用	基本料金（50㎡まで）	1,840	2,250	410	
				50㎡を超える分	50	54	4	
		第4種	第1種 第2種 第3種 に該当 しない もの	□径13・20・25mm	基本料金	685	750	65
					従量料金（1㎡につき）			
					10㎡まで	5	15	10
					10㎡を超える分	154	163	9
				□径40mm	基本料金（20㎡まで）	2,275	2,530	255
					20㎡を超える分	154	163	9
				□径50mm	基本料金（40㎡まで）	5,355	5,790	435
					40㎡を超える分	154	163	9
				□径75mm	基本料金（80㎡まで）	11,515	12,310	795
					80㎡を超える分	154	163	9
				□径100mm	基本料金（160㎡まで）	23,835	25,350	1,515
160㎡を超える分	154				163	9		
□径150mm	基本料金（380㎡まで）			57,715	61,210	3,495		
	380㎡を超える分			154	163	9		

基本料金は第1種：約9.49%、第2種：約22.45%、第3種：22.28%、第4種：9.49%から11.21%の改定となり、従量料金は、5.84%から200%の改定となっている。

健全で持続可能な水道事業経営を実現するためには、水道施設の維持管理経費及び計画的な老朽化・耐震化対策等、強靱化を図る観点から改定額を上表のとおりとしている。

労務費及び材料費及び施工単価について、令和2年度から令和6年度の比較表は以下のとおりである。

労務費及び材料費の上昇について

上下水道事業政策課

1 労務費について

- ◆岐阜県が公表している「実施設計書」に記載されている労務費
- ◆水道管路工事に必要な主な労務費は、令和6年度では令和2年度に比べ、**19%上昇**
- ◆水道施設工事に必要な主な労務費は、令和6年度では令和2年度に比べ、**15%上昇**

【単位：円】

水道管路	R2	R3	R4	R5	R6	R6/R2
特殊作業員	22,800	22,800	23,200	24,300	26,600	117%
普通作業員	20,300	20,300	20,600	22,100	23,500	116%
運転手 (特殊)	23,600	23,600	24,600	26,500	28,300	120%
運転手 (普通)	20,400	20,500	21,500	23,200	24,500	122%
土木一般 世話役	24,100	24,700	25,900	27,400	29,300	122%
交通誘導 警備員A	14,600	14,700	15,200	16,500	18,400	126%
交通誘導 警備員B	13,100	13,100	13,600	14,300	15,900	121%
配管工	21,500	21,600	22,100	22,900	24,200	113%
平均	20,050	20,163	22,100	22,150	23,838	119%
労務費平均の比 R2年度を1とする	100%	101%	104%	110%	119%	

【単位：円】

水道施設	R2	R3	R4	R5	R6	R6/R2
電工	21,600	21,600	22,100	22,700	23,800	110%
電気通信 技術者	31,800	31,900	33,100	34,500	36,300	114%
設備機械工	24,800	24,800	25,400	27,200	29,000	117%
機械設備 据付工	24,000	24,400	25,600	26,800	28,300	118%
平均	25,500	25,675	26,550	27,800	29,350	115%
労務費平均の比 R2年度を1とする	100%	100%	104%	109%	115%	

2 材料費について

- ◆「建設物価」および「積算資料」に掲載されている材料費
- ◆水道管路工事に必要な主な材料費は、令和6年度では令和2年度に比べ、**22%上昇**
- ◆水道施設工事に必要な主な材料費は、令和6年度では令和2年度に比べ、**38%上昇**

【単位：円】

水道管路	R2	R3	R4	R5	R6	R6/R2
φ114/管 (管径φ50)	5,240	5,240	5,510	5,900	5,900	113%
φ114/管 (管径φ75)	10,000	10,000	10,500	11,300	11,300	113%
φ114/管 (管径φ75)	17,500	17,500	19,200	23,100	23,100	132%
φ114/管 (管径φ100)	28,600	28,600	31,500	34,700	34,700	121%
φ114/管 (管径φ150)	49,800	49,800	54,700	60,200	60,200	121%
平均	22,228	22,228	24,282	27,040	27,040	122%
材料費平均の比 R2年度を1とする	100%	100%	109%	122%	122%	

【単位：円】

水道施設	R2	R3	R4	R5	R6	R6/R2
変圧器	3,260,000	3,260,000	3,260,000	4,500,000	4,500,000	138%
水中ポンプ (井戸用)	2,234,000	2,446,000	2,446,000	2,446,000	3,094,000	138%
平均	2,747,000	2,853,000	2,853,000	3,473,000	3,797,000	138%
材料費平均の比 R2年度を1とする	100%	104%	104%	126%	138%	

3 施工単価について

- ◆水道管路工事の1mあたりの施工単価は、令和5年度では令和2年度に比べ、**28%増加**

水道管路	R2	R3	R4	R5
工事費(円)	2,016,389,956	2,273,579,682	2,138,132,252	2,449,504,287
整備延長(m)	28,555	27,566	26,355	27,045
施工単価(円/m)	70,614	82,478	81,128	90,571
施工単価の比 R2年度を1とする	100%	117%	115%	128%

出典：水道料金のあり方についての答申追加資料集

水道料金改定についての利用者への広報活動について【意見】

令和7年度からの水道料金によると、利用者負担は平均9.58%の値上げとなる。水道料金のあり方についての答申資料内には、「上下水道事業に関する市民意見交換会」開催結果も以下のとおり掲載されている。

1 市民意見交換会の開催状況

1) 開催概要

- 「岐阜市未来のまちづくり構想」に基づく上下水道事業部の取り組みについて、自治会連合会単位で意見交換会を開催
- 上下水道事業部職員が公民館やコミュニティセンターへ出向き、上下水道事業の現状及び取り組みについて説明
- 質疑応答やアンケート調査を合わせて実施

2) 説明内容

- 「岐阜市未来のまちづくり構想」、「岐阜市上下水道事業経営戦略」について
- 岐阜市の水道事業について
- 岐阜市の下水道事業について

3) 参加状況

- 市民意見交換会（令和5年7月7日から10月7日）
 - ・ 開催地区 計44地区（白山、本郷、城西、長森北、加納西、岩野田北、岩、他）
 - ・ 参加人数 計1,046人
※上記の他、資料配布のみ 5地区（配布資料632部）
（京町、長良、長良東、長良西、鵜）
- 上下水道事業モニター及び施設見学会（令和5年8月27日）
 - ・ 参加人数 計121人（上下水道事業モニター 18人
施設見学会：鏡岩水源地 48人 北部プラント 55人）
- 参加人数合計 1,167人



2 アンケート調査結果

1) 回答者数

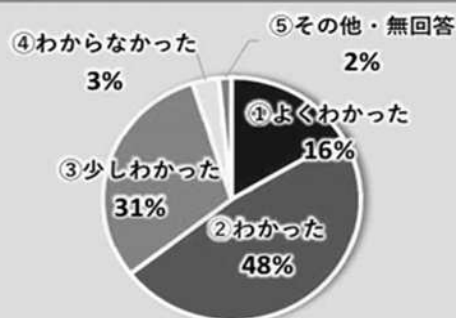
計 881人

【回答者年齢】

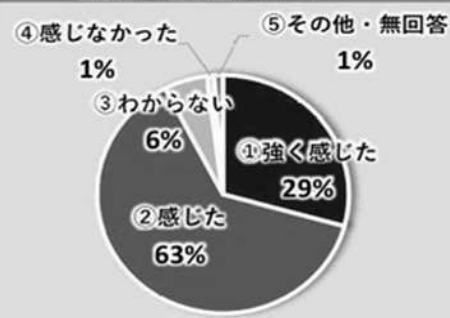
30代	40代	50代	60代	70代	80代
18人	75人	127人	307人	285人	39人人

2) 回答結果

質問1：市民意見交換会での説明内容について



質問2：岐阜市の上下水道施設の老朽化対策・耐震化の必要性について



出典：水道料金のあり方についての答申追加資料集

3 市民意見交換会でいただいた主なご意見（アンケート回答を含む）

施設の老朽化・耐震化について

- ① 上下水道管（設備）の老朽化は、十分に理解している。先延ばしにせず、計画的に行ってもらえるのであればいいと思う。特に管についてはしっかり更新して欲しい。大規模災害や大雨にも耐えうように整備してもらいたい。
- ② 維持管理や更新、耐震化、計画的な整備や長寿命化を推進して、安全安心に住み続けられる街にして欲しいです。
- ③ 更新率1%では時間がかかるため、国、県等に予算の助成を強く要望して頂きたい。
- ④ 上下水道の使用水量の減少等理解できましたが、老朽化、耐震化等の費用等については、よく検討していただきたいと思います。
- ⑤ 上下水道は生活に欠かせない施設であり、今後も維持管理を実施していただきたい。
- ⑥ 老朽化による漏水や止水が発生する可能性が高い中、漏水の調査結果や進捗状況を何らかの方法で公開すると市民全般の意識も高まってくると思う。

上下水道の料金について

- ① 安心安全の為なら料金値上げも仕方ないと思います。
- ② 東海地震等が予想されている状況があるので、更新を早急もしくは予定の前倒しでお願いしたい。使用水量が減っている現状を踏まえ、水道料金の値上げはやむを得ないと思う。
- ③ 水道管の漏水はできるだけ減らしてほしい。そのために水道料金を上げてほしいと思います。
- ④ 老朽化対策、利用水量の減から料金の改定が必要ということですね。反対はしませんが、必要最小の範囲でお願いします。
- ⑤ 最近の災害による断水や水に困っているニュースを見ると耐震や新しい設備への交換は必須だと思います。そのために利用料金が値上がりするのは致し方ないと思いました。
- ⑥ 市民の生活にはライフラインの維持は必須です。必要な費用はしっかり確保し、事業を継続するようお願いします。
- ⑦ 人口減少、施設の老朽化が進みますが、経費節減、事務効率化に努めてください。
- ⑧ 料金の値上げはやめてほしい。
- ⑨ なんでも値上げされるので、せめて水道料金の値上げは避けてほしい。
- ⑩ 老朽化対策の必要性は理解したが、水道料金、下水料金の値上げが心配。

その他ご意見

- ① 水は最後のインフラであり、将来的にも民間へ委託することは反対です。
- ② 岐阜市は水源地の水質が良いので、水道水がおいしく飲むことができありがたい。
- ③ 道路を掘らなくてもいい配管の補強技術を進めていただきたい。
- ④ 居住地域は市街化区域ではないが、下水道を敷設してほしい。
- ⑤ 大変重要なことなので、更に周知をさせていく活動が必要だと思います。



出典：水道料金のあり方についての答申追加資料集

「上下水道事業に関する市民意見交換会」には、多くの市民が参加し、アンケート調査結果も、“市民意見交換会での説明内容について”は、①よくわかった、②わかった、③少しわかった、の合計で 95%、“岐阜市の上下水道施設の老朽化対策・耐震化の必要性について”では、①強く感じた、②感じた、の合計で 92%となっている。アンケート結果からは、多くの市民は、岐阜市水道事業の持続可能性についての理解をしていると考えることができる。

水道料金のあり方についての答申の「むすび」にもあるように、水道事業の役割は、水道法第 1 条に「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。」と規定されており、安心・安全な水を将来にわたって、24 時間、365 日休むことなく供給することである。また、持続可能な水道事業経営を維持するためには、水道施設の老朽化・耐震化等の強靱化対策に継続して投資することは必要不可欠である。

岐阜市水道事業の健全で持続可能な事業経営と、岐阜市の水道を利用する岐阜市民のために、市民意見交換会に参加されていない大多数の水道利用者に対して、さらなる広報活動を推進することが望まれる。

(2) 企業債について

令和元年度から令和 5 年度の岐阜市上下水道事業部決算書（貸借対照表）に計上されている企業債残高は以下のとおりである。

【企業債残高】

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
固定負債	28,644,835	27,674,129	26,672,751	26,159,307	26,455,892
流動負債	2,171,592	2,171,505	2,181,778	2,070,743	2,014,514
合計残高	30,816,427	29,845,635	28,854,529	28,230,051	28,470,407
前年度との差額	△1,053,981 ※ 1	△970,792	△991,105	△624,478	240,356

※ 1 平成 30 年度残高：31,870,409 千円

令和元年度から令和 4 年度期末における企業債残高は減少傾向であったが、令和 5 年度期末残高は、前年より増加した。増加の要因は、令和 4 年度に実施した大規模工事である鏡岩水源地管理棟電気設備工事等を、令和 5 年度に繰越しをした影響により借入額が増加したとのことであるが、岐阜市上下水道事業部令和 5 年度決算書 2 会計 (2) 企業債及び一時借入金の概況イ企業債の概況 (イ) 令和 5 年度の借入状況注書によると、922,100 千円を翌年度 (令和 6 年度) に借り入れる予定との記載がある。

【水道料金のあり方についての答申追加資料集】によると、令和 11 年度末の企業債残高目標値は 270 億円以下となっているが、計画では 281.8 億円であり、11.8 億円の差異がある。

また、令和元年度から令和 5 年度の岐阜市水道事業決算書（損益計算書）に計上されている営業利益、受取利息及び配当金、支払利息及び企業債取扱諸費、岐阜市上下水道事業部の支払利息及び企業債取扱諸費について、その支払い能力を示す指標である「インタレスト・カバレッジ・レシオ」を加味した表は以下のとおりである。

「インタレスト・カバレッジ・レシオ」は、この倍率が高いほど、利息等の支払能力が大きく、有利子負債返済の安全度が高いことを示す指標である。10 倍以上が理想であるが、目安は 1.0 倍で、1.0 倍以下になると、利益で利息等が支払えないこととなる。なお、「インタレスト・カバレッジ・レシオ」は、分子が営業活動と財務活動で得た利益（営業利益＋受取利息＋受取配当金）、分母が支払利息等であり、利息を支払うための十分な利益を獲得できているかの指標である。

【営業利益、受取利息及び配当金、支払利息及び企業債取扱諸費とインタレスト・カバレッジ・レシオ】

(単位：千円)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
営業利益	1,237,750	1,394,389	1,278,586	877,306	978,297
受取利息及び配当金	464	318	151	50	44
営業利益＋受取利息 及び配当金合計 ①	1,238,214	1,394,707	1,278,738	877,356	978,342
支払利息及び企業債 取扱諸費 ②	587,002	532,617	483,034	435,548	401,409
インタレスト・カバ レッジ・レシオ (①／②)	2.10 倍	2.61 倍	2.64 倍	2.01 倍	2.43 倍

企業債の支払利息負担について【意見】

上記表から営業利益・支払利息及び企業債取扱諸費ともに減少傾向にあり、インタレスト・カバレッジ・レシオも 2.01 倍から 2.64 倍と目安である 1.0 倍を上回っている。

【水道料金のあり方についての答申追加資料集】から計算すると、令和９年度のインタレスト・カバレッジ・レシオは 1.87 倍と予測され 2 倍を切ることとなり、支払利息及び企業債取扱諸費の負担が大きくなることが予想される。なお、令和元年度から令和５年度の水道事業決算書に記載されている新規借入金額及び借入利率は以下のとおりである。

【新規借入金額と借入利率】

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新規借入額（百万円）	1,015	1,064	967 114	846 610	1,643
利率（％）	0.30	0.50	0.70 0.201	1.30 0.60	0.710

新規借入金の利率は7件平均で約0.61％と、令和6年11月8日現在の長期プライムレート 1.85％より低いものとなっているが、岐阜市上下水道事業部の新規借入金額は金額も大きく返済年数も長期にわたるため、今後もより一層の注視を要請したい。

2 電子契約書について

水道事業に関する契約書を閲覧したところ、契約書は基本的に紙で作成されており、印紙税法の定めにより印紙が貼付されていた。これらの印紙代は、契約の相手方の業者が負担する費用である。

ここで、紙の契約書には印紙の貼付が必要となる一方で、電子契約書については印紙の貼付は不要であるとされている。そのため、契約の電子化を進めることによって、契約に係る業務が効率化されるだけでなく、取引業者の費用負担を軽減することも可能となる。

【意見】

水道事業でも電子契約書への対応を進めており、令和6年10月より一部の工事については電子契約が可能となっている。メリットの大きい取り組みであるため、今後より多くの業者が電子契約を利用できるよう、電子契約の対象範囲の拡大や普及に向けた啓発活動等を推進いただきたい。

総合意見の最後に、令和6年1月1日に発生した能登半島地震につき、被災地への給水活動、水道管路等の応急復旧活動、水道管路等の漏水調査支援活動、令和6年9月21日に発生した能登半島豪雨につき、被災地への給水活動等、岐阜市上下水道事業部の皆さまと、様々な支援活動に従事している岐阜市職員の皆さまへの感謝をここで申し上げたい。

第5 監査の結果及び意見（個別事項：水道事業）

1 固定資産管理

（1）概要

岐阜市上下水道事業部の固定資産管理については、岐阜市上下水道事業部企業会計規程（以下「会計規程」という）第8章に定められており、その概要は以下のとおりである。

項目	条項	規定（抜粋）
固定資産 の範囲	第97条	固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。 （1）有形固定資産 ア 土地 イ 建物及び附属設備 ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。） エ 機械及び装置並びにその他の附属設備 オ 自動車その他の陸上運搬具 カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。） キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。） ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。） ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきものの （2）無形固定資産 ア 水利権 イ 借地権 ウ 地上権 エ 特許権 オ 施設利用権

項目	条項	規定（抜粋）
		カ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。) キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの (3) 投資その他の資産 ア 投資有価証券(1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。) イ 出資金 ウ 長期貸付金 エ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの オ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
固定資産の管理	第 98 条	各課長は、その主管に属する固定資産を管理し、上下水道事業政策課長は、これを総括する。
取得価額	第 99 条	固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 購入によるものは、購入価額及び付帯費 (2) 工事又は製作によるものは、工事又は製作に要した価額及び付帯費 (3) 交換によるものは、交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は控除した額 (4) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前 3 号に掲げる固定資産であって、取得価額の不明なものについては、公正な評価額
購入	第 100 条	1 固定資産を購入する場合は、主管課長は、次の事項を記載した文書によって上下水道事業政策課長に合議し管理者の決裁を受けなければならない。 (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類 (2) 購入しようとする理由 (3) 予定価額及び単価 (4) 購入に係る科目及び予算額 (5) 契約の方法 (6) その他必要と認められる事項

項目	条項	規定（抜粋）
		2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。
交換	第 101 条	1 固定資産を交換しようとする場合は、主管課長は、次の事項を記載した文書によって上下水道事業政策課長に合議し管理者の決裁を受けなければならない。 (1) 交換しようとする固定資産の名称及び種類 (2) 交換しようとする理由 (3) 契約の方法 (4) その他必要と認められる事項 2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。
無償譲受	第 102 条	1 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、上下水道事業政策課長は、次の事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。 (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類 (2) 譲り受けようとする理由 (3) 見積価額 (4) その他必要と認められる事項 2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。
登記	第 103 条	上下水道事業政策課長は、取得した固定資産のうち、第三者に対抗するため登記を必要とするものについては、法令の定めるところにより、遅滞なくその手続を行わなければならない。
検査	第 104 条	建設改良工事が完成(一部完成含む。)した場合は、別に定める検査を行わなければならない。
建設改良工事の精算	第 105 条	主管課長は、建設改良工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、精算書を上下水道事業政策課長に送付しなければならない。
振替手続	第 106 条	上下水道事業政策課長は、前条の規定により精算書の送付を受けた場合は、間接費を配賦し、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

項目	条項	規定（抜粋）
建設仮勘定	第 107 条	主管課長は、事業年度末において、未完成の建設改良工事がある場合は、未完成工事報告書を作成し、4 月 20 日までに上下水道事業政策課長に送付しなければならない。
事故報告	第 108 条	主管課長は、天災その他の事由により自己の管理する固定資産が滅失又は損傷を受けた場合は、遅滞なく上下水道事業政策課長を経由して管理者に報告しなければならない。
所管替え	第 109 条	主管課長は、固定資産所管替えをしようとするときは、上下水道事業政策課長に合議しなければならない。
異動報告	第 110 条	主管課長は、固定資産の用途変更、所管替え及び補修工事等により異動を生じた場合は、固定資産異動報告書を作成して上下水道事業政策課長に送付しなければならない。
売却	第 111 条	上下水道事業政策課長は、固定資産を売却しようとする場合は、次の各号を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。 (1) 売却しようとする固定資産の名称及び種類 (2) 所在地 (3) 売却しようとする理由 (4) 予定価額 (5) 契約の方法 (6) その他必要と認められる事項
廃棄	第 112 条	1 主管課長は、その所管にかかる固定資産を廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって上下水道事業政策課長に合議の上、管理者の決裁を受けなければならない。 (1) 廃棄しようとする固定資産の名称及び種類 (2) 所在地 (3) 廃棄しようとする理由 (4) その他必要と認められる事項 2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。
撤去	第 113 条	主管課長は、その所管にかかる固定資産を撤去しようとする場合は、前条第 1 項の例により、処理しなければならない。

項目	条項	規定（抜粋）
貯蔵品への振替	第 114 条	上下水道事業政策課長は、固定資産の撤去又は用途廃止等により発生した物件のうち、再使用できるものは、当該固定資産の帳簿価額から減価償却累計額を控除した残額の範囲内で第 79 条の規定に準じて貯蔵品に振り替えなければならない。
減価償却	第 115 条	1 上下水道事業政策課長は、次条の規定によるものを除くほか、毎事業年度末、償却資産の減価償却を行うものとする。 2 減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。 3 償却資産のうち、有形固定資産は、間接償却法により、無形固定資産は、直接償却法により減価償却を行うものとする。
（削除）	第 116 条	
特別償却	第 117 条	償却資産のうち、直接その事業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、管理者の決裁を経て、規則第 15 条第 1 項の規定により算出した金額に当該金額に 100 分の 50 の率を乗じて算出した金額を加えた金額とする。
減価償却の特例	第 118 条	有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の 100 分の 5 に相当する金額に達した後において規則第 15 条第 3 項の規定により帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ管理者の決裁を受けなければならない。
帳簿	第 119 条	上下水道事業政策課長は固定資産台帳を、主管課長はその所管にかかる固定資産について固定資産整理簿を備え、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。
報告書	第 120 条	上下水道事業政策課長は、固定資産について毎事業年度末に次に掲げる書類を作成して、管理者に提出しなければならない。 （１） 固定資産増減総括表 （２） 固定資産明細表 （３） 減価償却明細表 （４） その他必要な報告書

(2) 監査手続

上記(1)に記載の固定資産管理に関する各規定について、関連資料等を入手するとともに、必要と考えられる監査手続(閲覧、証憑突合、分析及び質問等)を実施することにより固定資産管理に関する事務の合規性等を検証した。その結果、以下の事項を確認した。

(3) 監査結果

① 固定資産の減価償却について【意見】

固定資産の減価償却方法について、固定資産台帳の閲覧により確認を行った。その結果、例えば水道管や水道メーターなど、同様の内容の資産であるにもかかわらず、償却年数や残存価額が異なっているものが散見された。過去から引き継いでいる固定資産台帳であるためやむを得ない部分もあるが、同様の資産については同様の耐用年数、償却方法、残存価額で処理するのが望ましい。

② 建物と構築物の残存価額について【意見】

固定資産のうち建物と構築物の減価償却方法について、固定資産台帳の閲覧により確認を行った。その結果、取得価額の95%に相当する償却を行った固定資産についてはそれ以後減価償却を行わず、取得価額の5%が残存価額として貸借対照表に計上されている状態であった。これは、地方公営企業法施行規則第15条第1項の規定に従った処理である。一方で、同条第3項には、一定の構造の建物と構築物については第1項の規定にかかわらず残存価額1円まで償却することができる旨の規定がある。以下に関連条文を記載する。

地方公営企業法施行規則

条項	規定（抜粋）
第 15 条	（有形固定資産の減価償却額） 1 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（この項及び第四項において「法定耐用年数」という。）（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。）に依り別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。 2 地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合においては、償却資産のうち、直接その営業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額に、当該金額に百分の五十を超えない範囲内において企業管理規程で定めた率を乗じて算出した金額を加えた金額とすることができる。 3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

残存価額とは減価償却が終了した時点でのその資産の処分価額の見積額であるが、水道施設の建物や構築物が耐用年数経過後に取得価額の５％の処分価額を有するとは考えにくく、１円まで償却を行う方が合理的であると考え。

したがって、第 15 条第 3 項に規定された条件に当てはまる資産については残存価額が 1 円に達するまでの償却も検討すべきである。

③ ソフトウェア取得の際の会計処理について【意見】

岐阜市水道事業貸借対照表を閲覧したところ、無形固定資産として計上されているものは電話加入権のみであり、ソフトウェアは計上されていなかった。

地方公営企業法施行規則においては、ソフトウェアを無形固定資産として計上すべきとしている（第 5 条）。

また、償却額の算定に当たっては、有形固定資産の場合は帳簿価額から残存価額 10％を除いた金額に対して償却率を乗じることとしている（第 15 条）のに対して、無形固定資産の場合は残存価額は設定せず帳簿価額にそのまま償却率を乗じることとしている（第 16 条）。

貸借対照表における表示に関しても、有形固定資産が原則として取得価額と減価償却累計額の総額表示とされている（第 29 条）のに対して、無形固定資産の場合は純額表示とされている（第 31 条）。

以下に関連条文の抜粋を記載する。

地方公営企業法施行規則

条項	規定（抜粋）
第 5 条	固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。 一有形固定資産 二無形固定資産 三投資その他の資産 2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。 （省略） 二次に掲げる資産無形固定資産 （省略） ヌ ソフトウェア （省略）

条項	規定（抜粋）
第 15 条	（有形固定資産の減価償却額） 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、（省略）それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（省略）に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。
第 16 条	（無形固定資産の減価償却額） 償却資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価に別表第三号に定める耐用年数（省略）に応じ別表第四号に定める償却率を乗じて算出した金額とする。
第 29 条	（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示） 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
第 31 条	（無形固定資産の表示） 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各無形固定資産の帳簿価額として表示しなければならない。

本来無形固定資産として処理すべきソフトウェアを有形固定資産として処理した場合には、以下のような問題点が発生する。

- i. 無形固定資産（ソフトウェア）として表示すべき資産が有形固定資産（工具、器具及び備品）として表示されている
- ii. 本来は残存価額の設定が不要な資産について、残存価額が設定されている。それに伴い、減価償却額の計上も過少となっている。
- iii. 本来純額表示すべき資産が総額表示されている。

水道事業においては複数のシステムやソフトウェアを用いており、固定資産台帳の中にも「システム」や「ソフト」という文言を含む資産が複数含まれていた。これらの資産が有形固定資産として計上されていたため、資産の内容について確認を行ったところ、これらは全て機器組込の状態で取得されたものであり、物理的な形態を持たない

単独のソフトウェアとして取得されたものはないとの回答を得た。単独のソフトウェアであれば無形固定資産として処理すべきであるが、機器組込のソフトウェアの場合は有形固定資産として処理している現状の会計処理は問題ないとする。

ただし、今後は無形固定資産として処理すべきソフトウェアを取得する可能性もあるため、その際には適切な会計処理が行われるよう留意が必要である。

④ ソフトウェアに関する会計規程の記載について【意見】

会計規程の第 97 条には、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の具体例が挙げられている。しかし、無形固定資産の具体例にソフトウェアの記載がない。昭和 62 年から使われている規定であるため策定当初の状況に応じた記載となっているものと思われるが、現在ではソフトウェアは代表的な無形固定資産の 1 つであると考えられるため、記載を追加することが望ましいとする。

⑤ 固定資産明細書の記載方法について【意見】

岐阜市水道事業会計決算書に含まれる固定資産明細書について、以下の（例 1）のような形で、科目ごとの記載が行われている。一方で、他市町村の水道事業に係る固定資産明細書の中には、（例 2）のように科目を用途ごとに細分化して開示している事例もある。

（例 1）

資 産 の 種 類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計		
土 地									
建 物									
構 築 物									
機 械 及 び 装 置									
車 両 運 搬 具									
工 具、器 具 及 び 備 品									
建 設 仮 勘 定									
計									

(例2)

資 産 の 種 別	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計		
土 地									
事 務 所 用 地									
施 設 用 地									
水源地その他用地									
建 物									
事 務 所 用 建 物									
施 設 用 建 物									
公 舎 用 建 物									
倉庫車庫用建物									
そ の 他 建 物									
建 物 付 属 設 備									
構 築 物									
原 水 設 備									
浄 水 設 備									
排 水 設 備									
諸 設 備									
機 械 及 び 装 置									
電 気 設 備									
計 測 設 備									
ポ ン プ 設 備									
処 理 機 械 設 備									
量 水 器									
そ の 他 機 械 装 置									
車 両 運 搬 具									
工 具、器 具 及 び 備 品									
建 設 仮 勘 定									
計									

現状の開示方法は地方公営企業法施行規則第49条の別記第十七様式に準拠しており、誤っているわけではない。しかし、(例2)のような開示方法の方がより有用性のある情報開示につながると考えられるため、開示方法の見直しを検討する余地があると考ええる。

⑥ 固定資産整理簿について【意見】

工具、器具及び備品の管理方法について確認を行ったところ、固定資産台帳システム以外に固定資産整理簿と呼ばれるエクセルシートを用いて管理を行っていた。資産の増減があった場合はまず固定資産整理簿に記入を行い、決算後の7月以降に固定資産台帳システムに転記を行っていた。また決算日時点では当期取得分の資産が台帳に登録されていないため、固定資産台帳の情報と固定資産整理簿の情報をあわせて貸借対照表との整合性等を確認していた。

固定資産台帳よりも固定資産整理簿の方が管理を行いやすいためこのような方法を採っているとのことであったが、決算時点において固定資産台帳が不完全である状態

は望ましくない。また、固定資産整理簿から固定資産台帳へ転記する際の転記の手間や転記誤りのリスクも生じる可能性がある。

固定資産台帳を適時に整備し、転記の手間や転記誤りのリスクを排除するためにも、固定資産台帳による効率的な一元管理ができないかどうか、検討を行う余地があると考ええる。

⑦ 建設仮勘定の減損について【指摘】

地方公営企業法施行規則においては、減損会計の適用について以下のとおり定められており、固定資産に減損を認識すべき場合には帳簿価額を減額としている。

地方公営企業法施行規則 抜粋

条項	規定（抜粋）
第 8 条第 3 項	次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。 二 固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

また、総務省が公表している公営企業会計の適用に関する Q&A 集には、建設仮勘定の減損について以下のような記載がある。

公営企業会計適用後の会計業務に関する Q&A 集 抜粋

質問	水道工事において、前年度に工事实施設計を行い、建設仮勘定に取得していた案件について、事業見直しの結果、計画自体を取り止め、今後同実施設計が使用される可能性がない場合の建設仮勘定に計上された当該資産の資産額を減少させるための方法は、減損会計を適用する考え方と、通常の固定資産除却、減耗除却といった考え方で会計処理をする考え方があると思いますが、資産を完全除却する場合は、どのような会計処理が適切か教えてください。
回答	事業見直しの結果、計画自体を取り止め、今後同実施設計が使用される可能性がない場合の建設仮勘定残高については、減損会計を適用して、減損損失として処理するのが適当と考えられます。

令和 5 年度の貸借対照表に計上されている建設仮勘定 1,422,178,735 円の内訳を確認したところ、平成 12 年に計上された木田配水池基本設計業務委託費 6,300,000 円及び平成 13 年に計上された木田配水池詳細設計業務委託費 21,500,000 円が含まれていた。

計上時点から 20 年以上が経過しているため当該工事の実施可能性と当初作成した設計書の活用可能性を確認したところ、活用時期は未定であるとの回答を得た。減損会計の対象となる可能性が十分あると考えられるため、今後の見込みを再度確認し、減損会計の適用の可否を判断すべきである。また、減損会計を適用しない場合においても、判断の過程を残しておくべきである。

⑧ 減損会計に関する規定について【意見】

現状においては、減損会計の適用に関する処理規定が定められていない。減損会計の適用方法を明確にするためにも、減損会計に関する規定を整備すべきと考える。具体的には、会計規程の「第 8 章 固定資産」に減損会計に関する規定を追加することが考えられる。

⑨ 固定資産の管理マニュアルについて【意見】

令和 5 年度に過年度の備品の除却漏れが発覚し、除却の会計処理を行っている。そして、これを契機に「上下水道事業部備品管理事務マニュアル」が策定され、運用が開始されている。当該規定は会計規程第 97 条第 1 号カに規定する工具、器具及び備品を対象とした管理マニュアルであり、工具、器具及び備品については除却漏れのリスクは低減されていると考えられる。

一方で、その他の資産については以下のとおり別途検討が必要であると考えられる。

【車両運搬具に関して】

令和 5 年度末において、水道事業の固定資産台帳には 27 台の車両が計上されている。車両については新規取得や廃棄があった際に固定資産台帳に反映させる仕組みにはなっているものの、期末における台帳と現物の確認は行っていない。備品と同様に除却漏れが発生する恐れもあるため、現物と台帳の確認作業を行うべきであると考えられる。

【構築物について】

構築物のうち配水管については、資産の特性上固定資産台帳と現物との完全な紐づけは困難である。現状においては、配水管の更新工事を行った際に、旧資産の敷設年度から対象資産を推定し、また更新した距離から除却相当分を割り出し、除却処理を行っている。

上記の方法には一定の合理性があると考えられるが、処理過程が複雑であるため会計処理の一貫性が損なわれるリスクも高いと考えられる。そのため、備品と同様に管理マニュアル等を整備することで処理方法について明確化し、会計処理の一貫性を担保することが望ましい。

2 棚卸資産・貯蔵品

(1) 概要

岐阜市上下水道事業部の棚卸資産・貯蔵品管理については、会計規程第 7 章に定められており、その概要は以下のとおりである。

項目	条項	規定（抜粋）
物品の範囲	第 63 条	この規程において物品とは、次に掲げるものをいう。 (1) 消耗品 (2) 材料 (3) 工具、器具及び備品 (4) 水道メーター (5) 焼成れんが (6) リン酸肥料
物品の整理区分	第 64 条	物品の整理区分は、次に掲げるところによる。 (1) たな卸資産 (2) たな卸資産以外の物品
物品取扱員	第 65 条	物品取扱員は、管理者が任命し、物品の出納及び保管の事務を行うものとする。
物品取扱員の事務引継	第 66 条	1 物品取扱員が交替する場合は、上席の職員が立会いの上、帳簿残高と現品を照合確認しなければならない。 2 前項の結果に基づき物品引継書を作成し、前任者、後任者及び立会者が連署の上、主管課長に報告しなければならない。
事故報告	第 67 条	物品取扱員及び物品を使用中の職員は、物品に亡失又は毀損その他事故があることを発見した場合は、速やかにその原因及び現状を調査して管理者に報告しなければならない。

項目	条項	規定（抜粋）
たな卸資産の範囲	第 68 条	この規程においてたな卸資産とは、第 63 条に掲げる物品であって、たな卸経理を行うもの(以下「貯蔵品」という。)をいう。
貯蔵品の整理区分	第 69 条	貯蔵品の整理区分は、次に掲げるところによる。 (1) 購入品及び製作品 (2) 再用品 (3) 不用品
一定量の貯蔵	第 70 条	1 担当課長は、経営活動に常時必要な貯蔵品を請求に応じて直ちに引き渡すことができるよう、常に一定量を貯蔵しておかなければならない。 2 貯蔵品の貯蔵量は、最少の貯蔵をもって最大の効果を挙げることができるものでなければならない。
準備要求書	第 71 条	主管課長は、毎年度を 4 半期に分けて予算に基づき事件ごとに所要資材(貯蔵品のうち管理者が別に定める基準に該当するものをいう。)の種類、数量、予定価額及び所用時期を調査の上、貯蔵品準備要求書(以下「準備要求書」という。)を作成し、担当課長に送付しなければならない。
準備要求書の提出期限	第 72 条	準備要求書の提出期限は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、準備に期間を要するものは、担当課長が別に定める。 (省略)
準備計画	第 73 条	担当課長は、準備要求書、過去の使用実績及びその他の事情を考慮し、準備計画をたてなければならない。
調達請求	第 74 条	担当課長は、貯蔵品の調達請求を行うときは、支出負担行為伺書を発行し、上下水道事業政策課長に送付しなければならない。この場合において、必要に応じて仕様書を添付するものとする。
調達事務	第 75 条	1 貯蔵品の調達事務は、上下水道事業政策課長がこれを行う。 2 上下水道事業政策課長は、常に市場価額を調査し、適当な物品の取得、受渡しの確保、価額及び納期等を管理するものとする。

項目	条項	規定（抜粋）
契約台帳	第 76 条	上下水道事業政策課長は、契約台帳に必要事項を記入整理するものとする。
受入価額	第 77 条	貯蔵品の受入価額は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 購入品は、購入に要した価額 (2) 製作品は、製作に要した価額 (3) その他は、適正な見積価額
払出価額	第 78 条	貯蔵品の払出価額は、先入先出法によるものとする。
庫入、庫出、返納伝票	第 79 条	貯蔵品を受入れ、払出し及び返納する場合は、庫入伝票(様式第 19 号)、庫出伝票(様式第 20 号)及び返納伝票(様式第 21 号)を発行しなければならない。
受入手続	第 80 条	担当課長は、貯蔵品を購入又は製作したときは、庫入伝票及び振替伝票を発行しなければならない。
払出手続	第 81 条	1 貯蔵品を請求しようとする場合は、庫出伝票を発行し、担当課長に送付しなければならない。 2 担当課長は、前項の庫出伝票と引換えに現品を引渡すとともに貯蔵品台帳に記帳し、振替伝票を発行しなければならない。
返納手続	第 82 条	1 物品取扱員は、建設改良及び維持修繕のため貯蔵品から払い出した物品に残品が生じた場合は、その都度返納伝票を発行し、現品を添えて担当課長に送付しなければならない。 2 前項の場合において、物品取扱員は、返納伝票に庫出したときの科目、単価等を記載しなければならない。 3 担当課長は、返納伝票に基づき貯蔵品台帳に記帳し、振替伝票を発行しなければならない。
貯蔵品出納日計表	第 83 条	担当課長は、庫入伝票、庫出伝票及び返納伝票により貯蔵品出納日計表(様式第 22 号)を作成しなければならない。
貯蔵品の保管	第 84 条	貯蔵品は、原則として上下水道事業政策課、下水道施設課又は維持管理課の倉庫に保管するものとする。
貯蔵品の払出限度	第 85 条	貯蔵品のうち消耗品は、1 月分の使用見込数量により払出することができる。

項目	条項	規定（抜粋）
発生品	第 86 条	物品取扱員は、次の各号に掲げるものがあるときは、これを発生品とし、再用品と不用品とに区分し、第 77 条及び第 80 条の規定に準じて受入れをしなければならない。 (1) 工事の施行に伴う撤去品 (2) その用途を廃止し、取り外した機械、器具等 (3) 鉄くずその他の発生品
不用品の処分	第 87 条	1 担当課長は、貯蔵品に不用品が生じたときは、管理者の決裁を受け、次に掲げるところにより処分するものとする。この場合において、庫出伝票及び振替伝票を発行しなければならない。 (1) 売却可能なものは、これを売却しなければならない。 (2) 売却してもその価額が売却の費用に達しないもの又は買受人がないものその他売却が不適当と認められるものは、これを廃棄することができる。 2 前項第 1 号の規定により不用品の売却をしたときは、収入の手続により行わなければならない。
帳簿	第 88 条	1 担当課長は、貯蔵品出納簿を備え、その主管に属する貯蔵品を整理しなければならない。 2 前項の貯蔵品出納簿は、品名及び形状寸法を異にするごとに別葉とし、受入れ及び払出しの単価及び数量をその都度記録しなければならない。この場合において、同じ品名、品質及び形状寸法であっても単価を異にするごとに別葉として整理することができる。
帳簿残高の確認	第 89 条	担当課長は、常に貯蔵品出納簿の現在高をこれと関係のある帳簿と照合し、その正確な受払の確認につとめなければならない。
実地たな卸	第 90 条	担当課長は、貯蔵品について毎事業年度少なくとも年 1 回、実地たな卸を行い、たな卸明細表を作成し、管理者に報告しなければならない。
実地たな卸の立会	第 91 条	担当課長は、前条の規定により実地たな卸を行う場合は、管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立会わせなければならない。

項目	条項	規定（抜粋）
たな卸の修正	第 92 条	担当課長は、実地たな卸の結果貯蔵品出納簿の残高が現品と一致しないときは、その原因を調査し、亡失損傷の理由による場合は、第 67 条の手続をとるとともに、たな卸修正表を作成し、管理者の決裁を経て関係帳簿の修正を行わなければならない。
たな卸資産以外の範囲	第 93 条	この規定において、たな卸資産以外の物品(以下「資産外物品」という。)とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 貯蔵品より払出した物品 (2) 直接科目の支出(以下「直費」という。)で購入した物品
直費購入	第 94 条	1 購入後直ちに使用する予定のもの又は建設改良工事に使用する予定のものは、管理者の決裁を経て直費として購入することができる。 2 前項に規定する物品の調達請求は、当該主管課長が支出負担行為伺書を上下水道事業政策課長に送付して行う。
管理	第 95 条	1 物品取扱員は、主管の資産外物品を用途に応じて最も効率的な管理をしなければならない。 2 物品取扱員は、資産外物品を購入又は製作したときは、検査の上、受入れしなければならない。 3 物品取扱員は、主管に属する資産外物品について物品整理簿をそなえて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。
流用の禁止	第 96 条	工事に使用する材料及び撤去品等は、返納、払出しの手続を経ずして他にこれを流用することができない。

(2) 監査手続

上記(1)に記載の固定資産管理に関する各規定について、関連資料等を入手するとともに、必要と考えられる監査手続(閲覧、証憑突合、分析及び質問等)を実施することにより棚卸資産・貯蔵品管理に関する事務の合規性等を検証した。その結果、以下の事項を確認した。

(3) 監査結果

① 貯蔵品台帳の管理方法について【意見】

紙で作成されている貯蔵品管理台帳の閲覧を行ったところ、前期繰越の額のみが記載されており、期中の増減の記載がされていなかった。理由について確認したところ、実際の日々の貯蔵品管理はエクセルシートの台帳により行っており、後日紙の台帳に転記を行っていた。貸借対照表に計上する貯蔵品の金額の集計もエクセルシートの台帳を用いていた。

紙の台帳については、従来からの引き継ぎで形式的に作成されているだけであり、実際に管理上の役割は果たしていない状態であった。また、紙の台帳は貯蔵品 1 種類ごとに 1 枚の用紙が用いられており、年度ごとに新たな用紙に転記を行う様式であるため、年度更新ごとにすべての貯蔵品の台帳を手書きで転記するという作業が生じていた。

このような二重管理は業務の効率化の観点から望ましくない。紙の台帳を廃しても業務上支障が無いようであれば、管理方法の見直しを行うべきである。

また、貯蔵品台帳に限らず、従来からの慣行で非効率な方法を採用している業務が無いかどうか確認を行い、必要に応じて業務方法の見直しを行うべきである。

② 貯蔵品台帳と直費購入物品の管理について【指摘】

貯蔵品台帳と現物の一致を確認するため、上下水道事業部敷地内の貯蔵品倉庫において実査を行った。その結果、貯蔵品台帳に記載されている数量よりも現物の方が数量が多い事例が見つかった。

不一致の原因を質問したところ、貯蔵品台帳で管理されている物品以外に、会計規程 9 3 条 2 項に規定される直費購入の物品として管理されている物品があるとの回答を得た。同一の物品であっても、災害用に貯蔵しているものは貯蔵品として、日々の修繕で使用するものは直費購入として処理がなされている。

物品の管理自体は会計規程に沿って行われており問題はないものの、払出単価や貸

借対照表における貯蔵品の計上額に関して以下のような問題が生じる可能性がある。

まず前提として、実際の物品の動きとしては貯蔵品と直費購入分の区別をせず、古いものから順に使用している。一方管理上では直費購入分から先に使用したという処理をしており、使用した物品は直費購入して補充している。使用数が直費購入分の在庫を上回った場合は不足分を貯蔵品から払い出したという処理がされ、購入価額で受入れている。

仮に管理上では貯蔵品が払い出されず、直費購入分のみが払い出されるという状態が続いた場合、直費購入の際は常に最新の単価で費用処理がなされる一方で、貸借対照表に計上されている貯蔵品の単価は更新されないこととなる。直費購入分が不足し貯蔵品が払い出されれば貯蔵品の単価は更新されるが、少なくとも常に最新の単価に更新されるわけではない。

ここで、地方公営企業法施行規則においては、以下のとおり先入先出法又は移動平均法により棚卸資産の評価を行うこととしている。

地方公営企業法施行規則 抜粋

条項	規定（抜粋）
第 11 条	たな卸資産の受払は、継続記録法によって行い、個別法によるものを除き、先入先出法又は移動平均法のうちいずれか一の方法によって整理し、かつ、これを継続して適用しなければならない。

現状において、貯蔵品の評価方法は先入先出法を用いているため形式的には規定を逸脱しているわけではない。しかしながら、実際には棚卸資産の評価額は現実の価額とずれが生じている。

現状の処理による貸借対照表への影響額を検証し、影響度合いによっては管理方法の見直しも検討すべきである。

3 IT 及びセキュリティ

(1) 概要

水道は利用者の生命にもかかわる重要な社会インフラであり、その機能に異常が生じた場合には非常に大きな影響が生じる恐れがある。海外では水道システムにハッカーが侵入し、遠隔操作で水酸化ナトリウム濃度を有害なレベルまで高めようと試みた事例も発生している。国内でも水道施設の遠隔監視装置がランサムウェアに感染した事例が発生している。このような事態が発生しないよう、サイバー攻撃の対象となりうるシステムのセキュリティ対策には万全を期す必要がある。また、水道事業は多くの個人情報を多く扱っており、情報管理の面からもセキュリティ対策は非常に重要である。

水道事業においては、岐阜市の「行政情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ基本方針」に従った情報セキュリティ対策を行っている。なお、国土交通省から水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準等として「水道分野における情報セキュリティガイドライン」が公表されており、必要と判断される場合は当ガイドラインに示された対策を実施すべきとされている。

(2) 監査手続

規定の閲覧及び担当者へのヒアリングを通じて、情報管理が規定に基づき適切に行われているか否かについて確認を行った。また、水道の供給に関連するシステムがサイバー攻撃等の影響を受ける可能性についても確認を行った。

(3) 監査結果

セキュリティの外部監査について【意見】

ヒアリングの結果、全般的なセキュリティ対策は「行政情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ基本方針」に従っており、行政部による OS アップデートや監視活動、セキュリティ研修の実施等により行われているとの回答を得た。また、現在使用している水道供給に関連するシステムについては、外部のネットワークから遮断されており、サイバー攻撃等の対象になることは想定されない旨の回答を得た。

ここで、国土交通省より公表されている「水道分野における情報セキュリティガイドライン」の 7「監査の実施」には以下のような記述があり、必要に応じて内部監査だけでなく外部監査の実施も想定されている。

7.1. 概要

実施した各種の情報セキュリティ対策が実際に機能しているかについて検証を行うため、監査を実施する。

- ☐ 自組織内部にて監査人を選出し、組織内における情報セキュリティ対策の実施状況、ルールの運用状況を確認（監査）する
- ☐ 外部の専門機関の協力のもと、各種テストを実施し、自組織の情報セキュリティに関する脆弱性の有無を確認する

7.2. 監査の実施

監査には、次のとおり、内部監査と第三者による外部監査の 2 つの方法がある。

(1) 内部監査

教育を受けた内部監査人を自組織内から選任し、組織内における情報セキュリティ対策の実施状況、ルールの運用状況の確認を実施する。

（省略）

(2) 外部監査 第三者による外部監査として、次のような方法がある。

1. システムセキュリティ検査

サーバやネットワークシステムの運用開始以降に発見される既知の脆弱性の有無、運用に対してセキュリティ上好ましくない設定等の有無を点検

2. ペネトレーションテスト

サーバやネットワークシステムに対して、攻撃者が侵入できるかどうか、侵入された場合どのようなことが発生する可能性があるかを検査

上で述べたとおり、水道事業は利用者の生命にも係る非常に重要な事業であるため、万が一に備えて万全のセキュリティ対策を行うべきである。そのためにも、岐阜市の内部的なセキュリティ対策だけでなく、外部監査の活用も検討する余地があると考ええる。

4 退職給付引当金

(1) 概要

① 採用している退職金制度

岐阜市が採用している退職金制度は、勤続年数比例の確定給付型の退職金制度である。そして、退職金支給は当該職員の退職時点の会計区分にて負担するものの、当該職員が他会計区分に在籍していた期間については、その期間に応じた退職金を会計区分間で精算する仕組みとなっている。

② 企業会計規程の定め

退職給付引当金については、会計規程第 121 条に以下のとおり定められている。

条項	項目	規定（抜粋）
第 121 条	退職給付引当金の計上方法	退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものとした場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

③ 決算書注記内容

令和 5 年度岐阜市水道事業会計決算書には退職引当金に係る注記として以下のとおり記載されている。

I. 重要な会計方針
2 引当金の計上方法
(1) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。
II. 貸借対照表等関連
2 引当金の取崩し
(1) 退職給付引当金の取崩し
令和 5 年度において、退職手当を支給するため、退職給付引当金 24,635,667 円を取崩した。

Ⅲ. その他の注記

1 新会計基準移行に係る経過措置等

(1) 退職給付引当金に関する経過措置

会計基準変更時における引当金の計上不足額は、変更時の職員の平均残余勤務年数による定額法により按分した額を費用処理している。※ 1

※ 1：退職給付に係る新会計基準は平成 26 年度より適用し、変更時の引当不足額は、14 年間に亘って按分することとしている。

④ 令和 5 年度末までの退職給付引当金積立状況

退職給付引当金推移

(単位：千円)

年度	引当金残高	引当金増加額 (△は減少額)
令和 5 年度	514,754	△24,635
令和 4 年度	539,390	30,722
令和 3 年度	508,668	30,722
令和 2 年度	477,946	30,722
令和元年度	447,224	30,722
平成 30 年度	416,502	30,722
平成 29 年度	385,780	30,722
平成 28 年度	355,057	30,722
平成 27 年度	324,335	30,722
平成 26 年度	293,613	30,722
平成 25 年度	262,891	—
平成 24 年度	262,891	—

退職給付引当繰入額・取崩額

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
退職給付引当金繰入額	30,722	30,722	—
退職給付引当金取崩額	—	—	24,635

(2) 監査手続

退職給付引当金算出根拠等について、職員ごとの計算資料等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、再計算、質問等）を実施することにより退職給付引当金に関する事務の合规性等を検証した。

(3) 監査結果

① 退職給付引当金積立状況の確認について

岐阜市上下水道事業部の令和4年度までの退職給付引当金計算は、平成26年度に把握された引当不足の解消を目標としたものとして一定額を積み立てており、退職給付引当金残高は、予定貸借対照表と決算書と同額となっていた。

しかし、令和5年度決算より当該年度末の自己都合要支給額を算出し、前年度末引当額と比較した結果、令和5年度末の引当額は充足していたため、令和5年度の退職手当の支給は、退職給付引当金を取り崩して執行したことを質問により確かめた。

当該年度末の自己都合退職要支給額について、職員ごとに計算された資料等を閲覧したところ、職員ごとの退職手当額及び、一般会計負担額と公営企業の按分額等を計算しており、期末時点の合理的かつ適正な見積もりに基づく退職給付引当金を計上しているものと考えられる。

② 退職給付引当金の計上方法におけるマニュアル等整備について【意見】

退職給付引当金については、会計規程に規定されているが、計上金額算出等の計上方法を定めた事務処理の要綱やマニュアル等は、現状未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、退職給付引当金に係るマニュアル等の整備をすることが望ましい。

5 賞与引当金

(1) 概要

岐阜市上下水道事業部においては、会計規程に準拠して会計処理を行っている。同会計規程は、地方公営企業会計の基準とされる地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則等が基礎となっている。

会計規程では、引当金計上については第 121 条に退職給付引当金の条項があるが、賞与引当金についての特別の条項は設けられていない。一方、地方公営企業法施行規則で引当金について下記のように定められている。

地方公営企業法施行規則（抜粋）

条項	項目	規定（抜粋）
第 22 条	引当金	将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等に計上し、当該事業年度の負担に属すべき引当額を費用に計上しなければならない。

なお、賞与引当金の計上方法は、岐阜市水道事業会計決算書【注記】重要な会計方針 2 引当金の計上方法（2）賞与引当金において、以下のとおり定められている。

職員の期末勤勉手当及び期末勤勉手当に係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12 月から 3 月までの 4 カ月分）を計上している。

（令和 5 年度 水道事業会計決算書 重要な会計方針）

引当金の金額をどのように決定するかについて、現行制度上、企業会計においても統一的なルール及び具体的な算定方法は定められていない。そのため、実務においては引当金計上時点の入手可能な情報に基づき、合理的かつ適正な見積りを行うことが求められているといえる。

（２）監査手続

賞与引当金算出根拠等について、職員ごとの計算資料等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、再計算、質問等）を実施することにより賞与引当金に関する事務の合規性等を検証した。

（３）監査結果

岐阜市上下水道事業部の賞与引当金算定根拠について、質問により確かめたところ、令和４年度以前まで予算額をベースとして算定していたが、令和５年度より支給前年度末職員数をベースとして賞与引当金を算定している。

また、令和元年度から令和５年度まで毎期末の賞与引当金計上額と、水道事業予定貸借対照表を比較したところ、令和４年度までは当初予算額と決算書計上額は同額であったが、令和５年度は当初予算額 55,103 千円に対し、決算書計上額は 66,893 千円となっていた。計算資料では、職員ごとに翌年度６月支給予定額を計算しており、期末時点の合理的かつ適正な見積もりに基づく賞与引当金を計上しているものと考えられる。

なお、賞与引当金算定マニュアル等の整備状況について質問等により確かめたところ、整備状況は良好であった。

6 貸倒引当金

(1) 概要

貸倒引当金は、賞与引当金同様会計規程において明文の規定はないが、貸倒引当金の計上方法について、岐阜市水道事業会計決算書【注記】重要な会計方針 2 引当金の計上方法 (3) 貸倒引当金において、以下のとおり定められている。

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(令和 5 年度 水道事業会計決算書 重要な会計方針)

(2) 監査手続

貸倒引当金の会計処理及び金額算定について、算出根拠資料等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、再計算、分析及び質問等）を実施することにより貸倒引当金に関する事務の妥当性等を検証した。

(3) 監査結果

岐阜市上下水道事業部では、年度末未収金に過去 3 年間の不納欠損率の平均を乗じて当期の貸倒引当金額を算出し、以下のとおり計算している。

貸倒実績率算出根拠

(単位：円)

年 度	前年度末未収金残高 (水道料金)	不納欠損決定額	不納欠損率 (小数点以下 4 位四捨五入)
令和 3 年度	493,161,534	11,276,427	0.023
令和 4 年度	480,056,114	7,202,664	0.015
令和 5 年度	481,186,880	10,285,160	0.021
不納欠損率平均	0.020		
令和 5 年度残高× 不納欠損率平均	$492,550,274 \times 0.020 = 9,851,005$		

※前年度末未収金残高と不納欠損決定額はいずれも消費税抜き

① 債権区分による貸倒引当金算定について【意見】

貸倒引当金とは、未収金等の債権について、回収することが困難と予想される額を見積り引き当てるものである。当該引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定する必要がある。すなわち、貸倒引当金の計算に当たって、対象となる債権を債務者の状態に応じて区分した上で、それぞれに対して貸倒見積高を計算することが望まれる。

この債権区分に関しては、民間企業が適用している計上時の債権区分について、「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）」が参考となると考える。金融商品に関する会計基準第 27 項は債権の区分について以下のように定めている。

債権の区分

一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
破産更生債権	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

出典：金融商品に関する会計基準

そして、金融商品に関する会計基準第 28 項は「債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法により算定する。」と定めている。

貸倒見積高の算定方法

一般債権	債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。
貸倒懸念債権	債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。 ① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法 ② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

破産更生債権	債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。
--------	--

出典：金融商品に関する会計基準

岐阜市水道事業においては、貸倒引当金の計算について、岐阜市水道事業会計決算書の【注記】Ⅰ重要な会計方針２引当金の計上方法（３）貸倒引当金で、「債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。」と記載されているが、その計算方法や債権区分についての記載はない。

現状は、貸倒引当金の設定対象となる債権を区分しておらず、期末未収金すべてを一般債権として貸倒引当金を算定している形となっている。そのため、水道事業として債権の状況をどのように考え、その債権に対してどのような貸倒の見積りを行っているのが明確でなく、一貫したルールの下での貸倒引当金計算ができないと考えられるため、貸倒引当金の計算方法及びその前提となる債権の区分を規定する内規等を整備することが望ましいと考える。

② 貸倒引当金の計上方法についてのマニュアル等整備について【意見】

貸倒引当金計上金額算出等の計上方法等を定めた事務処理の要綱やマニュアル等は、現状未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、貸倒引当金に係るマニュアル等の整備をすることが望ましい。

③ 貸倒引当金の算定に使用する残高の消費税の取扱いについて【指摘】

現状の貸倒引当金は、未収金残高と貸倒損失を消費税抜きの金額を使用して計算している。

貸倒実績率算定にあたり、当期の不納欠損金と前年度末未収金残高とも消費税抜きで計算することに一定の合理性はあると考えるが、当年度の貸倒引当金算定時に当年度末未収金残高を消費税抜きで計算すると、未収金のうち消費税を除いた部分のみが回収不能見込みで、消費税部分は回収可能との誤解を生じるおそれがあると考え。

そのため、当年度の貸倒引当金計算時には、消費税も含めた未収金残高を使用すべきである。

7 契約管理

(1) 概要

令和4年度、令和5年度決算報告書の【4会計(1)重要契約の要旨イ工事請負契約の主要なもの】及び、令和5年度決算報告書の収益費用明細書に計上されている委託料合計額(328,891千円)のうち、令和5年度に契約履行している下記の5件(工事契約3件、委託契約2件)について、業者選定方法等を検証した。

【工事契約】

工事名	業者名	契約年月日 着工年月日 完成年月日	契約金額 (税込) (千円)	業者選定 方法	参照 番号
大宮町1丁目ほか 配水幹線更新工事	松村工業(株)	令和5/9/12 令和5/9/12 令和6/12/13	162,800	一般競争入札	No.1
中央監視室ほか遠 方監視制御設備更 新工事	三菱電機・山一 電気特定建設工 事共同事業体	令和4/11/29 令和4/11/29 令和6/10/31	587,400	一般競争入札	No.2
本荘水源地・西側 配水池耐震補強工 事	丸成林建設(株)	令和5/9/7 令和5/9/7 令和6/7/31	121,000	一般競争入札	No.3

【委託契約】

案件名	契約先	契約期間	令和5年度金額 (税込) (千円)	業者選定 方法	参照 番号
岐阜市上下水道営 業関連業務委託	ヴェオリア・ジ エネット(株) 中部支店	平成31/1/1～ 令和5/12/31	年額 242,036	公募型プロポー ザル方式	No.4
岐阜市上下水道事 業部本庁舎警備業 務及び受付業務委 託	(株)技研サービ ス	令和3/8/1～ 令和6/7/31	年額 34,465	一般競争入札	No.5

なお、監査時点における、岐阜市契約に係る規程等の施行日は下記のとおりである。

規程等名称	施行日等
岐阜市上下水道事業部契約規程	令和2年4月1日
岐阜市公契約条例	令和2年4月1日
岐阜市上下水道事業部随意契約ガイドライン	令和4年4月1日
岐阜市上下水道事業部予定価格の公表に関する要綱	令和3年4月1日
岐阜市プロポーザル方式ガイドライン	令和4年4月1日
令和5年度入札契約制度について	令和5年4月1日
岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱	令和3年4月1日
岐阜市上下水道事業部公契約条例施行要綱	令和3年4月1日
岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱	令和4年8月1日
岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体取扱要領	令和3年4月1日

(2) 監査手続

検証に当たっては、委託業務の内容、業者選定手続、予定価格又は予算金額と契約額とを比較し、予算等の範囲内であったかどうか等の検証をして、契約締結のための決裁が適切であったかどうかを関連資料の閲覧、質問等により確認した。

(3) 監査結果

【No. 1】

契約名	大宮町1丁目ほか配水幹線更新工事
契約業者（所在地）	松村工業株式会社（岐阜市）
契約期間	令和5年9月12日～令和6年12月13日
予定価格	194,676,900 円（消費税等込み）
契約金額	162,800,000 円（消費税等込み）
契約方法	一般競争入札
応札者数	3 者
契約保証金の有無	有
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第1章第14条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	有。一次下請：9 件、二次下請：1 件 計：10 件
再委託の業務範囲	一次下請： 立坑設置及び撤去・附帯工事、間隙充填工事、吊り込み作業、既設管内洗浄作業、土木・附帯工事、舗装工事、鋼管 1000A 配管工事、仮囲い工事、交通誘導 二次下請： 仮設工事
再委託金額	合計額：67,254,000 円
再委託確認方法	施工体制台帳にて把握
個人情報取扱の有無	無
反社会的勢力でないことへの対応措置	契約書約款に明記 第 47 条の 3（暴力団排除措置による解除） 第 47 条の 4（不当要求による解除）

① 業務の内容及び業務の管理

当契約は、岐阜市大宮町1丁目及び千畳敷下地内において、老朽化した既設配水幹線を更新することを目的とし、契約業者は、その業務実施にあたり、現場の安全管理（交通安全管理含む）、工事に伴う公害防止対策、技術者の配置等、仕様書及び関係法令に従い、現場はもとより近隣の状況についても把握し、絶えず注意を払い現場内外における安全の確保、秩序の維持及び保全に努め、その業務を遂行するための要員を配置するものとする。

なお、令和6年12月13日の工事完了見込みにつき、令和6年11月9日に予定とおり完了するかを質問したところ、完了見込みとの回答であった。

② 業者選定方法について

一般競争入札は、地方自治法第234条第1項により以下のとおり定められている。

（地方自治法：第234条契約の締結）

① 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
② 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
③ 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
④ 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
⑤ 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうか

かを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

- ⑥ 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

令和5年7月25日に実施した入札及び、令和5年9月12日に締結した契約につき関連書類を閲覧したところ、松村工業株式会社以外に2者の入札があり、最低価格の申し入れ先である松村工業株式会社が落札をしたことから、特段の問題はなかった。

【No.2】

契約名	中央監視室ほか遠方監視制御設備更新工事(岐阜市祈年町4丁目1番地ほか11箇所)
契約業者(所在地)	三菱電機・山一電気特定建設工事共同事業体(名古屋市)
契約期間	令和4年11月29日～令和6年10月31日
予定価格	634,834,200円(消費税等込み)
契約金額	587,400,000円(消費税等込み)
契約方法	一般競争入札
応札者数	1者
契約保証金の有無	有
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第1章第14条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	有。一次下請：2件、二次下請：1件、三次下請：3件 計6件
再委託の業務範囲	一次下請(建設業)： プラント電気設備工 一次下請(建設業以外)： 試験調整・試運転工 二次下請： 機器搬入・据付・撤去・配線工 三次下請： 機器揚程工、機器据付工
再委託金額	合計額：32,175,000円
個人情報取扱の有無	無
反社会的勢力でないことへの対応措置	契約書約款に明記 第47条の3(暴力団排除措置による解除) 第47条の4(不当要求による解除)

① 業務の内容及び業務の管理

当契約は、上水道施設の遠方監視制御設備が経年劣化しているため更新を行い、水道施設の健全化を図ることを目的とし、契約業者は、その業務実施にあたり、構内の状況、建物の配置及び各部署の業務内容を十分に熟知するとともに、仕様書及び関係法令に従い、構内はもとより近隣の状況についても把握し、絶えず注意を払い建物内外における安全の確保、秩序の維持及び保全に努め、その業務を遂行するための要員を配置するものとする。

なお、令和6年10月31日に工事が完了したことを、検査結果通知書等の関連資料により確かめた。

② 業者選定方法について

当契約は一般競争入札であるが、岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事に該当するものとして、三菱電機株式会社（代表構成員）と、山一電気株式会社（構成員）が令和4年11月17日に落札したものである。

岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体取扱要領は以下のとおり定められている。

条項	項目	要領
第1条	趣旨	この要領は、岐阜市上下水道事業部が発注する建設工事に關し、建設工事業者の技術力等を結集することにより、確実かつ円滑な施工を確保し、品質に優れる建築物等を建設するため、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱に關し必要な事項を定めるものとする。
第2条	定義	この要領において、共同企業体とは、大規模であって技術的難度の高い工事、その他工事の規模や性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。 2 共同企業体の結成にあたっては、原則として共同連帯して請け負う共同施工方式（甲型共同企業体）によるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、技術的特性から工事を分担して行うことが適正であると岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が認める場合は、分担施工方式（乙型共同企業体）によることができる。

条項	項目	要領
第3条	対象工事	共同企業体を活用できる工事（以下「対象工事」という。）は、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁。以下「一般競争入札等実施要綱」という。）第2条に規定するもののうち、設計金額が3億円以上（橋梁上部工事、電気工事、管工事、プラント電気設備及びプラント機械設備工事については、設計金額1億円以上）のもので、選定委員会が必要と認めるものとする。 2 前項の規定に関わらず、工事の内容から、選定委員会が必要と認めたときは、対象工事にすることができる。
第4条	入札参加等	対象工事の発注にあたっては、共同企業体に加え、当該工事を単体で確実かつ円滑に施工しうる者があると選定委員会が必要と認めるときは、その者の参加を認めることができるものとする。
第5条	構成員の数、資格及び組合せ等	共同企業体の構成員の数は、2人以上4者以内とし、工事ごとに選定委員会が決定する。 2 共同企業体の構成員の資格は、次のとおりとする。 (1)発注工事に係る業種について、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。 (2)岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁）に規定する資格停止期間中でないこと。 (3)当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。 (4)前3号に掲げるもののほか、選定委員会で定めた要件がある場合には、これを満たすこと。 3 共同企業体の構成員の組み合わせは、原則として次のとおりとし、選定委員会が決定する。 (1)対象工事が、岐阜市に本店を有する建設業者（以下「市内本店業者」という。）で施工可能なものは、市内本店業者同士の組合せとする。 (2)対象工事が、市内本店業者のみでは施工が困難とされるも

条項	項目	要領
		のは、市内本店業者と市内本店以外の業者との組合せとする。4 一つの対象工事に係る共同企業体の各構成員は、当該対象工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。
第 6 条	結成方法	共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
第 7 条	出資比率	共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、原則として 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上、4 者の場合は 15%以上とする。ただし、選定委員会が当該工事の技術的特性により必要と認める場合は、出資比率の最小限度基準を 10%以上までに変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 3 項に規定する分担施工方式による場合は、構成員の分担する工事の割合とする。
第 8 条	代表者	共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、構成員中で最大の出資比率又は分担する工事の最大の割合の者でなければならない。
第 9 条	入札参加資格 審査の申請及 び審査	共同企業体は、入札参加資格申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を指定された期限までに岐阜市水道事業及び下水道事業管理者に提出しなければならない。 (1)一般競争入札参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体用）（様式第 1 号） (2)特定建設工事共同企業体構成員表（様式第 2 号） (3)誓約書（様式第 3 号） (4)特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式第 4 号）又は特定建設工事共同企業体協定書（乙）（様式第 5 号） (5)その他必要と認める書類 2 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者は、共同企業体から前項に規定する書類が提出された場合は、資格審査の後、入札に参加する資格があると認めた共同企業体の代表者に対し、一般競争入札等実施要綱第 7 条第 3 項に規定する入札参加資格認定書を交付するものとし、共同企業体が入札に参加できる工事は、入札参加資格認定書に記載された工事に限るものとする。
第 10 条	その他	この要領に定めるもののほか、共同企業体の運用に関し必要な事項は、別に定める。

③ 入札参加資格申請及び審査時の提出資料について

当契約は、岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事に該当するものとして、岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体要領の規定により契約が締結されるものである。岐阜市上下水道事業部特定建設工事企業体要領第9条に定められた書類の提出につき、質問等により確かめたところ、以下の資料の提供があり、工事成績評定点及び下請率とも一定の基準を充足しており、特段の問題はないと考える。

- i) 岐阜市における工事成績評定点（様式第6号）
- ii) 配置予定技術者の工事成績評定点（様式第7号）
- iii) 市内業者への下請率（様式第8号）

【No. 3】

契約名	本荘水源地・西側配水池耐震補強工事
契約業者（所在地）	丸成林建設株式会社（岐阜市）
契約期間	令和5年9月7日～令和6年7月31日
予定価格	130,099,200 円（消費税等込み）
契約金額	121,000,000 円（消費税等込み）
契約方法	一般競争入札
応札者数	4 者
契約保証金の有無	有
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第1章第14条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	有。一次下請：10 件、二次下請：7 件、三次下請：1 件 計 18 件
再委託の業務範囲	一次下請： 耐震補強工事、土工、楊重作業、コンクリート構造物撤去工、炭素繊維補強工、あと施工型伸縮可とう継手、仮設電気工事、あと施工せん断補強工、あと施工アンカー、コンクリート圧送、鉄筋組立工 二次下請： 電気設備工事、仮設工、あと施工せん断補強工、鉄筋組立工、コンクリート表面処理、防水工事、池内面洗浄・消毒 三次下請： 池内面洗浄・消毒
再委託金額	合計額：84,314,500 円
再委託確認方法	施工体制台帳にて把握
個人情報取扱の有無	無
反社会的勢力でないことへの対応措置	契約書約款に明記 第 47 条の 3（暴力団排除措置による解除） 第 47 条の 4（不当要求による解除）

① 業務の内容及び業務の管理

当契約は、岐阜市水道施設耐震化計画に基づき、耐震補強工事を行うことを目的とし、契約業者は、その業務実施にあたり、現場の安全管理、工事に伴う公害防止対策、技術者の配置等、仕様書及び関係法令に従い、現場はもとより近隣の状況についても把握し、絶えず注意を払い現場内外における安全の確保、秩序の維持及び保全に努め、その業務を遂行するための要員を配置するものとする。

なお、令和6年7月31日に工事完了予定であったが、工期変更により令和6年9月30日に完了したことを、契約履行期間の延長申請書及び検査結果通知書等の関連資料により確かめた。

② 業者選定方法について

当契約は一般競争入札であり、令和5年8月30日に実施した入札及び、令和5年9月7日に締結した契約につき関連書類を閲覧したところ、丸成林建設株式会社以外に3者の入札があり、最低価格の申し入れ先である丸成林建設株式会社が落札をしたことから、特段の問題はなかった。

③ 再委託業者への反社会的勢力の排除の確認について【意見】

当契約は再委託業者18件、再委託金額の契約金額に占める割合が約70%程度となっており、再委託先の業務は重要と考えられる。施工体制一般のチェックリストには、「施工体制台帳には全ての下請契約書（写）が添付されているか」等の項目があり、委託業者と再委託業者間で反社会的勢力の排除の確認を行っているものの、岐阜市上下水道事業部と再委託業者間では、直接の確認を行っていない。今後は、再委託業者から岐阜市上下水道事業部へ、反社会的勢力でないことの誓約書等の提供を求める等の対応が望ましいと考える。

【No. 4】

契約名	岐阜市上下水道営業関連業務委託
契約業者（所在地）	ヴェオリア・ジェネッツ(株)中部支店（名古屋市）
契約期間	平成 31 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日
予定価格	1,717,200,000 円（消費税等込み）
契約金額（5 年）	1,609,200,000 円（消費税等込み）※契約時消費税率 8 %
契約方法	公募型プロポーザル方式
応札者数	1 者
契約保証金の有無	無（免除）
履行の実績確認方法	業務実施報告書
再委託先の有無 ある場合は件数	有。1 件
再委託の業務範囲	メーター管理業務のうち ・検定満期メーターの取替え ・休止中メーター撤去 ・故障メーター取替 ・メーターボックス内漏水等の修理 ・開閉栓に伴うメーターの脱着
再委託金額	合計額：218,842,676 円（取扱業務予定件数×委託単価）
再委託確認方法	再委託等承諾願
個人情報取扱の有無	有
反社会的勢力でないことへの対応措置	有。公募型プロポーザル申込時に「暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書」提出

当委託契約は、岐阜市上下水道営業関連業務を平成 31 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社に委託したものである。契約方法は、公募型プロポーザル方式によっている。岐阜市上下水道営業関連業務は、契約期間で予算価格は 1,717,200,000 円（消費税等込み）に対して、契約金額は 1,609,200,000 円（消費税等込み）である。

① 委託業務の内容及び委託業務の管理

当該契約の委託業務は、下記のように岐阜市水道事業及び下水道事業管理者の委託する検針・収納・電算処理等委託業務（以下「業務」という。）である。

岐阜市上下水道営業関連業務委託の範囲と内容

業務	業務内容（主なもの）
窓口業務	① 電話対応（使用開始及び休止の受付、送付先、使用者等の変更、漏水調査の案内、還付及び漏水修理後の減免の受付、口座振替の申込みの案内、メーターに関する案内等） ② 水道料金等の窓口収納 ③ 使用開始届、使用中止届及び水道料金等口座振替申込書等の受付 ④ 水道・下水道使用証明書、水道・下水料金完納証明書及び水道・下水料金納付証明書の受付及び交付
検針業務	① 水道メーター、井戸水メーター、時間計メーター等の指針値の読み取り ② 検針データの入力 ③ ご使用水量等のお知らせ及び納入通知書の作成並びに発送 ④ 使用水量が著しく変動した時の原因調査及び時間計乗率の再調査 ⑤ 漏水が疑われる場合の使用者等への調査及び修理依頼
料金計算業務	① 検針後のデータ、提出書類等の記載内容の確認、審査及び再調査 ② 検針又は水量認定による水道料金等の計算 ③ 漏水等の異常を認識した場合の使用者等への連絡及び修理依頼 ④ 更正通知書及び充当通知書の作成並びに発送 ⑤ 調定月報及び年報の作成
収納業務	① 水道料金等の収納消込み ② コンビニエンスストア収納処理 ③ 納入通知書の作成及び発送 ④ 各種日報及び月報の作成（収納日報等）
滞納整理業務	① 水道料金等の滞納整理 ② 督促状及び延滞金納入通知書の作成及び発送 ③ 催告書の作成及び発送並びに発注者の指示による催告に関する資料の作成 ④ 給水停止に関する資料作成 ⑤ 滞納者管理 ⑥ 債権管理

業務	業務内容（主なもの）
随時精算業務	① 使用者等からの転居等の受付 ② メーター指針値の読み取り及びデータ入力 ③ 水道料金等の徴収又は収納（現地精算） ④ 水道料金等の未納の確認及び徴収 ⑤ 納入通知書（納付制）の作成及び発送又は口座振替処理
メーター管理業務	① メーター取替えのお知らせ作成及び発送 ② 検定満期メーターの取替え ③ 休止中メーター撤去 ④ 故障メーター取替え
電算処理業務	① システムの運用管理 ② システム改修（上下水道料金改定に伴うプログラム修正、消費税率改定等の法令改正に伴うプログラム修正、年号の変更に伴うプログラム修正等） ③ データの管理 ④ マスタ管理 ⑤ 水道料金等の計算

受注者は当委託契約（岐阜市上下水道営業関連業務）を適切に遂行するために、平日 8 時 45 分から 17 時 30 分（木曜のみ 20 時）、土曜、日曜及び祝日は、9 時 15 分から 16 時までを営業時間とすることを求められており、受注者は業務の施行にあたり、以下の法令等を遵守しなければならない。

遵守する法令等

- ① 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ② 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- ③ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ⑤ 岐阜市水道給水条例（昭和 36 年岐阜市条例第 34 号）及び岐阜市水道給水条例施行規程（昭和 62 年岐阜市水道部管理規程第 15 号）
- ⑥ 岐阜市下水道条例（昭和 36 年岐阜市条例第 35 号）及び岐阜市下水道条例施行規程（昭和 36 年岐阜市水道部管理規程第 3 号）
- ⑦ 岐阜市上下水道事業部企業会計規程（昭和 62 年岐阜市水道部管理規程第 7 号）
- ⑧ 岐阜市個人情報保護条例（平成 16 年岐阜市条例第 1 号）
- ⑨ 岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）
- ⑩ 岐阜市上下水道事業部徴収事務等委託規程（平成 19 年岐阜市上下水道事業部管理規

程第6号)

⑪ 前各号に掲げるもののほか、業務に関連する法令等

② 業者選定方法について

平成31年1月から令和10年12月（2期契約期間）の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

岐阜市上下水道営業関連業務委託

契約期間	委託業者	契約方法	委託額（税込）
平成31年1月1日～ 令和5年12月31日	ヴェオリア・ジェ ネッツ(株) 中部支店	公募型プロポーザ ル方式	（契約期間総額） 1,609,200,000 円 （契約時消費税率 8%）
令和6年1月1日～ 令和10年12月31日	ヴェオリア・ジェ ネッツ(株) 中部支店	公募型プロポーザ ル方式	（契約期間総額） 1,801,140,000 円 ※業務追加により契約金 額変更

岐阜市プロポーザル方式ガイドライン（抜粋）

プロポーザル方式とは	対象業務に対する発想、課題解決方法、取組体制等の提案を求め、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定する方法をいう。
基本原則	岐阜市公契約条例の主旨に留意して実施する。 （1）公正性の確保 事業に最もふさわしい提案を総合的に判断できる選定基準に従い実施し、厳正に事業者の選定を行う。 （2）競争性の確保 より多くの事業者が参加できるよう必要不可欠な参加条件のみとする。 （3）透明性の確保 手続全体、募集・審査の経験及び結果を市民・プロポーザル参加者に可能な限り公表する。
プロポーザル方式の種類	（1）公募型 一定の参加条件の下に、募集要領等を広く一般に公表し、参加希望者を募る方式。

	(2) 指名型 一定の参加条件の下で事業者を指名し、プロポーザルを実施する方式。
審査委員会	基本的な考え方 ① 募集方法、審査の経緯及び審査結果の十分な情報公開 ② 適切な審査委員の選定と民主的な審査委員会の運営 ③ 客観性があり適切な審査基準の設定
注意事項（審査結果）	審査結果については、速やかに公表するものとし、最優秀者及び優秀者は事業者の名称と点数を明らかにし、他の参加者については匿名（A、B、C等表記）で点数を公表する。

i) 審査結果の公表について【意見】

令和6年1月1日から令和10年12月31日を契約期間とする「岐阜市上下水道営業関連業務委託」について令和4年9月28日付け岐阜市上下水道事業部公告第49号にて公告し、公募型プロポーザル方式を実施した結果、ヴェオリア・ジェネッツ(株)中部支店が選定された。

当該契約にかかる業者選定方法は、岐阜市行政部契約課が公表している「岐阜市プロポーザル方式ガイドライン」に基づいて実施しているかどうかを確認するために、審査委員会の設置要綱、評価基準の資料を閲覧したところ、概ねガイドラインどおりに運用されていた。

しかし、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインでは、審査結果を評価項目ごとの点数及び合計点を情報公開として岐阜市ホームページに公表すること（通常型・簡易型）となっているが、当該契約に係る公表事項は合計点のみの公表となっている。公表していない理由を確認したところ、「岐阜市上下水道営業関連業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」において、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式は公表しないものとする、とされたためとのことであった。今後は岐阜市プロポーザル方式ガイドラインに沿い審査結果を公表するよう努めることが望ましい。

ii) コスト面への影響について【意見】

プロポーザル方式による業者選定のため、単純に価格だけで判断すべき内容ではないものの、当該契約は5年間にわたるものでありコスト面での影響も大きいと、次回以降の委託契約は包括委託契約ではなく、個々の業務の委託契約を行うことも

検討することが望ましい。

iii) 競争性の確保について【意見】

平成 31 年 1 月から令和 10 年 12 月までの期間、同一の業者との契約が継続中である。プロポーザル方式に参加した応募者は 1 者のみであり、競争性が十分に発揮されている状況とは言えないことから、上記「コスト面への影響」にも記載したとおり、包括委託契約ではなく、個々の業務の委託契約を行うことも検討することが望ましい。

【No. 5】

契約名	岐阜市上下水道事業部本庁舎警備業務及び受付業務委託
契約業者（所在地）	(株)技研サービス（岐阜市）
契約期間	令和３年８月１日～令和６年７月３１日
予定価格	115,654,880 円（消費税等込み）
契約金額（３年）	103,395,600 円（消費税等込み）
契約方法	一般競争入札
応札者数	２者
契約保証金の有無	無（免除）
履行の実績確認方法	日報
再委託先の有無 ある場合は件数	無
個人情報取扱の有無	有
反社会的勢力でないことへの対応措置	契約書約款に明記 第 19 条の 3（暴力団排除措置による解除） 第 19 条の 4（不当要求による解除）

当委託契約は、岐阜市上下水道事業部本庁舎に令和３年８月１日から令和６年７月３１日までの期間、岐阜市上下水道事業部本庁舎警備業務及び受付業務を株式会社技研サービスに委託したものである。契約方法は、一般競争入札によっている。岐阜市上下水道事業部本庁舎警備業務及び受付業務は、契約期間で予定価格は 115,654,880 円（消費税等込み）に対して、契約金額は 103,395,600 円（消費税等込み）である。

① 委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約の委託業務の委託内容は、下記の内容であり、岐阜市上下水道事業部本庁舎（以下「本庁舎」という。）及び駐車場並びに資材倉庫等（以下「本庁舎等」という。）における巡回警備業務（以下「警備業務」という。）を実施し、火災及び盗難その他の事故の予防並びに事故発生時の迅速かつ適正な初期対応を行い、人身及び建物並びに付属設備等の被害を最小限に防止すること、本庁舎の開庁時、閉庁時を問わず必要となる電話受付等の業務（以下「受付業務」という。）を実施し、市民及び上下水道利用者等のお客様に対するサービスの向上を図ることを目的とする。

岐阜市上下水道事業部本庁舎警備業務及び受付業務委託

業務区分	業務内容（主なもの）
警備・受付業務 （夜間（毎日）及び 岐阜市の休日を 定める条例に規 定する市の休日）	① 本庁舎等の巡回警備及び施錠開錠、カードキーセキュリティの確認、戸締り、電気、ガス、水道、火の元の確認等 ② 定められた鍵（カードキーを含む）の保管及び管理 ③ お客様等からの電話受付、文書受付、FAX 受付 ④ 閉庁時の本庁舎等への入退庁管理 ⑤ 市民開放の会議室の鍵の受け渡し ⑥ 災害その他非常時の関係職員への連絡・必要な応急措置
受付業務	① お客様等からの電話受付、文書受付、FAX 受付 ② 作業伝票のパソコン入力 ③ 日別、項目別の受付・処理件数等を集計した月報の作成

受注者は当委託契約（岐阜市上下水道事業部本庁舎警備業務及び受付業務）を適切に遂行するために、夜間 17 時 15 分から翌日 9 時 00 分（毎日）2 名、昼間 8 時 45 分から 17 時 30 分（休日）2 名を配置することを求められており、受注者及び従事者の責務等は以下のとおりである。

受注者及び従事者の責務等（抜粋）

- ① 従事者は、上下水道事業部全体の業務内容を熟知した上で業務に臨むこと。
- ② 受注者は、従事者に対し、常に本業務の公共性を考慮した言語、動作、態度、服装を心掛け、お客様等の信頼を損なうことがないよう適切な指導監督を行うこと。
- ③ 受注者は、従事者に統一した制服及び顔写真入り名札を貸与し着用させること。
- ④ 従事者は、みだりに持ち場を離れてはならない。
- ⑤ 受注者及び従事者は、業務を実施するにあたり個人情報取扱特記仕様書を遵守すること。
- ⑥ 受注者は、業務の円滑な実施を図るため、従事者の中から業務全体を総合的に把握し調整を行う業務主任者を定め届け出ること。
- ⑦ 受注者は、業務主任者に業務作業手順を記した作業マニュアルを作成させると共に、手順の改良、見直し等で変更が生じた場合は、随時更新させること。なお、作成、更新したマニュアルは、担当職員の承認を得ること。

受注者が作成する日報等が適切に提出されているか、業務主任者を明記した業務従事者届が提出されているか及び作業マニュアルが作成されているかを確認するために、日報等（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月分）の関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 業者選定方法について

平成 30 年 8 月から令和 9 年 7 月（3 期契約期間）の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

岐阜市上下水道事業部本庁舎警備業務及び受付業務委託

契約期間	委託業者	契約方法	委託額（税込）
平成 30 年 8 月 1 日～ 令和 3 年 7 月 31 日	(株)技研サービス	一般競争入札	(契約期間総額) 98,300,000 円 (8%・10%)
令和 3 年 8 月 1 日～ 令和 6 年 7 月 31 日	(株)技研サービス	一般競争入札	(契約期間総額) 103,395,600 円
令和 6 年 8 月 1 日～ 令和 9 年 7 月 31 日	(株)技研サービス	一般競争入札	(契約期間総額) 116,167,260 円

岐阜市上下水道事業部本庁舎警備業務及び受付業務委託契約は、3 期間とも一般競争入札となっており、令和 3 年 8 月～令和 6 年 7 月までの契約につき関連書類を閲覧したところ、株式会社技研サービス以外に 1 者の入札があり、最低価格の申し入れ先である株式会社技研サービスが落札をしたことから、特段の問題はなかった。

第6 監査の結果及び意見（総合意見：中央卸売市場事業）

1 再整備事業

岐阜市中央卸売市場の再整備事業は、平成27年度以降検討を重ね、令和4年度には建て替えを前提として実施段階に入ったが、令和6年度において、建て替えから改修へと方針転換の決定がなされた。基本計画に基づく支援業務委託契約の内容と報酬額は確定しており、実施段階における基本計画の見直しは原則として望ましいものではない。社会経済情勢の変化に伴う想定を上回る物価の高騰が、建設費と市場内業者の経営の状況に大きな影響をもたらしたとして二つの課題が認識されているが、後者の市場内業者の経営悪化については、現在までの検討の経緯に懸念がある。

令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響は、不測の事態であったと考えられる。一方、市場内業者の経営状況の悪化については、毎期の事業報告に基づく把握は可能であり、かつ新型コロナウイルス感染症の発生前から、その状況把握の精度と運用整備に課題があることは、平成18年度岐阜市中央卸売市場包括外部監査においてすでに指摘されているところであり、今回の包括外部監査においても改善が見いだせていない。

再整備事業にかかる検討は、有識者等を含めた岐阜市の専門部会により行われるが、岐阜市中央卸売市場の現況の正確な把握と報告の責任は、中央卸売市場にある。岐阜市中央卸売市場の重要な業務として、市場内業者にかかる正確な状況把握と報告に努められたい。さらに再整備事業の遂行にあたっては、卸売業者及び仲卸業者の適切な状況報告に加え、平成26年度以降市場使用料の減免承認を余儀なくされている岐阜中央市場冷蔵株式会社と冷蔵庫棟の課題について正確な報告が求められるところである。

令和4年3月に策定された基本計画において、冷蔵設備の機能強化・冷蔵庫棟の刷新が課題とされているが、現在の冷蔵庫棟の維持に係る問題点の記載はない。岐阜中央市場冷蔵株式会社の使用料の減免は、冷蔵庫棟更新までの猶予措置であり、再整備事業計画においては、岐阜中央市場冷蔵株式会社のあり方・冷蔵庫棟の運営体制の検討が不可欠であるが、現在のところ、かかる検討の経緯と結論はあきらかでない。

【意見】

今回の岐阜市中央卸売市場再整備事業の方針転換の決定は、経済的合理性の観点に基づくものと推察される。再整備投資額は、いずれ減価償却費の負担となって、岐阜市中央卸売市場の将来の業績及び財政状態に大きな影響を及ぼすものでもある。実態をふまえた効果的・効率的な再整備事業とするために、岐阜市中央卸売市場及び市場内業者が抱える現在の経営上の課題を明らかにすることが望まれる。

第7 監査の結果及び意見（個別事項：中央卸売市場事業）

1 売上高割使用料

（1）内 容

売上高割使用料は、『岐阜市中央卸売市場業務条例』（以下、業務条例という。）により徴収する卸売業者売上高割使用料及び仲卸業者売上高割使用料がある。

そして、その額については、業務条例第68条第1項では、「市場における使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ）は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表4の金額の範囲内で市長が規則で定める。」とされている。

岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則（以下、施行規則という。）第86条では、「（業務）条例第68条第1項の規定により規則で定める使用料の額は、別表第3のとおりとする。」とされており、別表第3の内容は以下のとおりである。

種別	金額
卸売業者 市場使用料	せり売り若しくは入札又は相対取引に係る金額に1,000分の2.5を乗じた額にその10パーセントに相当する額を加えた額
仲卸業者 市場使用料	仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）1,000分の2.5を乗じた額にその10パーセントに相当する額を加えた額

売上高割使用料の令和元年度から令和5年度までの取扱品目の部類別の推移は下表のとおりである。

（単位:千円）

節	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青果物	104,125	107,402	103,124	104,652	105,502
水産物	20,105	16,081	16,040	16,941	17,091
計	124,230	123,484	119,164	121,594	122,594

（出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書）

岐阜市中央卸売市場の取扱品種区分別の取扱数量及び取扱金額の推移は下表のとおりである。

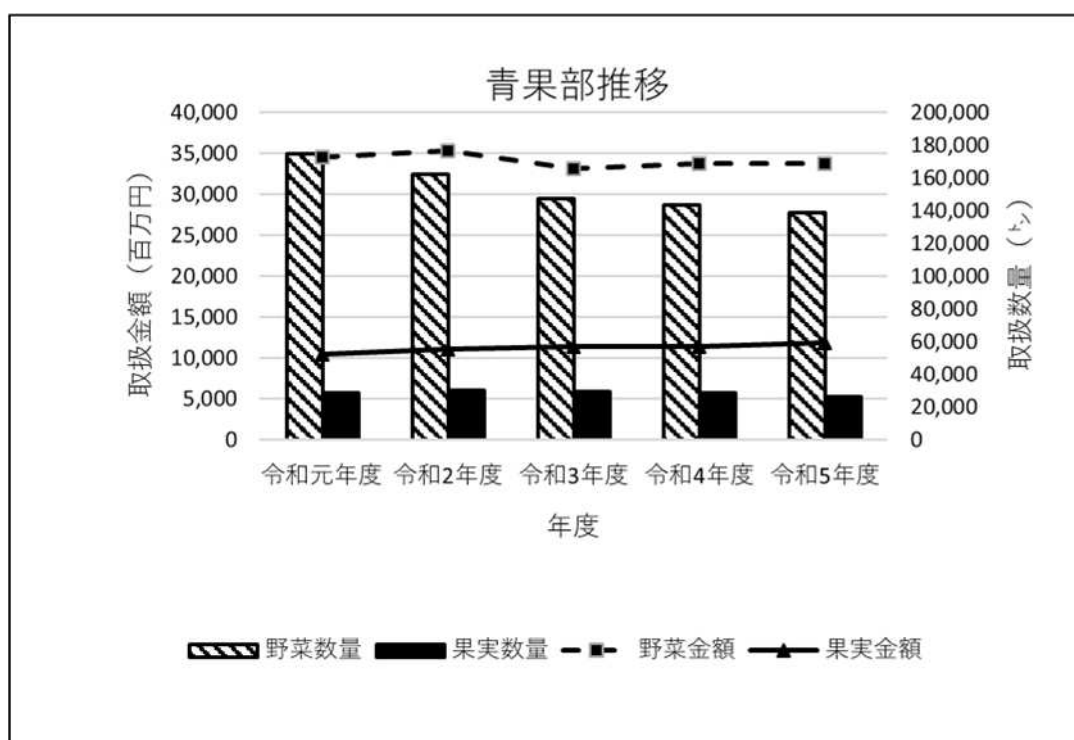
(数量:トン、金額:百万円)

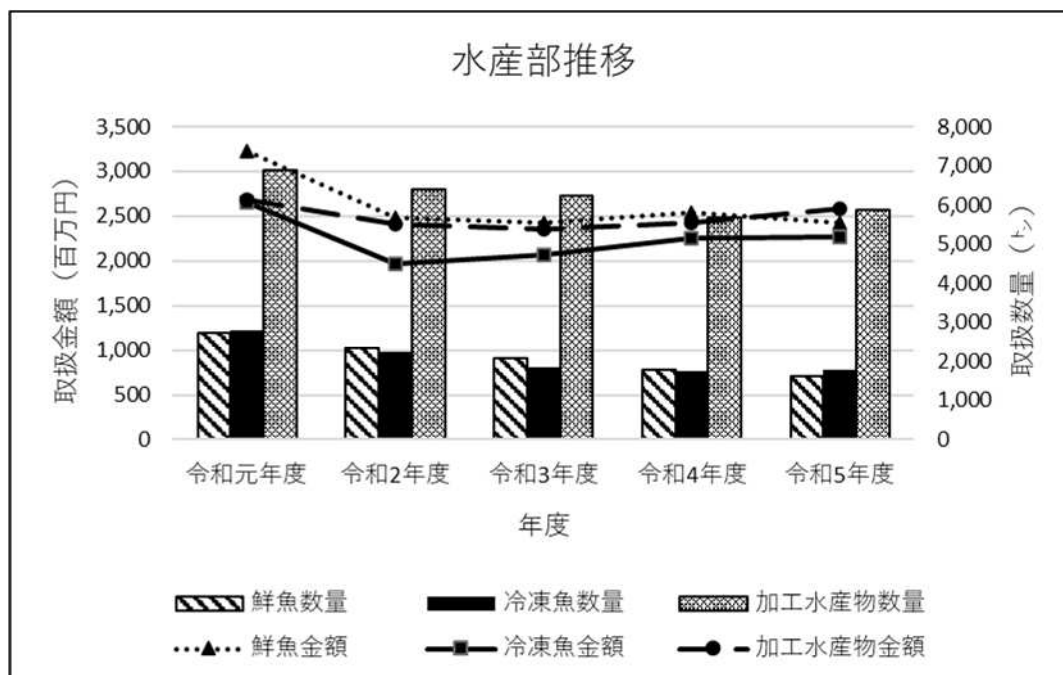
区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
青果部	203,477	44,982	192,067	46,398	176,668	44,550	172,630	45,210	165,136	45,577
野菜	174,653	34,571	161,901	35,289	147,291	33,094	143,725	33,722	138,716	33,747
果実	28,824	10,410	30,166	11,109	29,377	11,455	28,905	11,488	26,420	11,829
水産部	12,439	8,570	10,956	6,856	10,159	6,848	9,190	7,217	9,288	7,278
鮮魚	2,736	3,226	2,340	2,479	2,061	2,428	1,768	2,541	1,632	2,423
冷凍魚	2,809	2,661	2,226	1,972	1,855	2,071	1,750	2,255	1,780	2,266
加工水産物	6,894	2,682	6,390	2,405	6,244	2,349	5,672	2,420	5,876	2,587
計	215,916	53,552	203,023	53,254	186,827	51,399	181,820	52,427	174,423	52,855

(出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書)

(注) 金額は消費税込の金額である。

上表推移を各部別にグラフ化すると下記のとおりとなる。





青果部、水産部とも取扱金額には著しい変動は見受けられないものの、取扱数量は減少傾向にある。つまり、取引単価が増加傾向にあることから単価×数量である取引金額には影響を与えておらず、取扱金額を基礎として計算される売上高割使用料にも著しい変動は無いと言える。

(2) 庶務手続

売上高割使用料の計算及び会計システムへの入力は以下の手順で行われている。

- i 場内の青果卸 1 社、水産卸 2 社から売上高報告書を日次で、仲卸業者からは買入物品販売報告書を月次で入手する。
- ii 庶務係にて、これらを 1 か月分集計して業者毎の売上高月額を算出し、売上高月額に 2.5/1000 を乗ずることにより各業者に請求する売上高割使用料を計算する。
- iii 計算された各業者別の売上高割使用料を元に振替伝票を起票し、会計システムに入力する。

令和 6 年 3 月度を対象として各種資料を入手し、上記計算過程を確認したところ、手順どおり行われていることを確認したが、以下【指摘】については今後の実務に当たり参考にされたい。

【指摘】

仲卸業者に対する売上高割使用料は、場内卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額を対象としている。そしてその金額は仲卸業者から提出される買入物品販売報告書から把握することになっているが、その提出するタイミングは該当する取引が発生した時としており、無い場合には特に報告書の提出は求めているとのことである。

これは、業務条例第 48 条にて、仲卸業者は卸売業者以外の者から買い入れて販売した時に報告することを求めていることが理由となっている。

ただし、仲卸業者からの自己申告に拠っているところ、報告対象とすべき取引があるにも関わらず報告を失念していることも考えられる。

そこで、該当取引が無い時でも「取引無し」として報告させるなどして、全ての仲卸業者から報告を徴求する必要があると考える。

2 施設使用料

(1) 内容

岐阜市中央卸売市場は、卸売業者や仲卸業者に対して売場を賃貸しているほか、その他の市場参加者も対象として、事務所施設や駐車場を賃貸している。これら賃貸収入を施設使用料として分類している。

そして、その額については、業務条例第 68 条第 1 項では、「市場における使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ）は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表 4 の金額の範囲内で市長が規則で定める。」とされている。

岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則（以下、施行規則という。）第 86 条では、「（業務）条例第 68 条第 1 項の規定により規則で定める使用料の額は、別表第 3 のとおりとする。」とされており、別表第 3 の内容は以下のとおりである。

種別	金額	
卸売業者市場使用料	面積割	卸売場 165円/㎡/月
		低温売場 甲 1,507円/㎡/月
		低温売場 乙 497円/㎡/月
仲卸業者市場使用料	面積割	仲卸売場 1,463円/㎡/月
関連事業者市場使用料	第1種 甲	825円/㎡/月
	第1種 乙	715円/㎡/月
	第2種 甲	1,606円/㎡/月
	第2種 乙	1,067円/㎡/月
	第2種 丙	715円/㎡/月
事務所使用料	甲	627 円/㎡/月
	乙	979 円/㎡/月
	丙	836 円/㎡/月
	丁	627 円/㎡/月
倉庫使用料	693 円/㎡/月	
	活かし場 1,023 円/㎡/月	
加工室使用料	693 円/㎡/月	
買荷保管積込所使用料	12時間/日以上の使用予定又は使用指定を受けている場合 77 円/㎡/月	
冷蔵庫使用料	冷蔵庫棟	2,684,000 円/月
	低温冷蔵庫	1,881 円/㎡/月
駐車場使用料	甲	6,600 円/台/月
	乙	4,400 円/台/月
	丙	2,200 円/台/月
	丁	4,400 円/台/月
会議室使用料	大会議室	1,100 円/時間
	第1会議室	550 円/時間
	第2会議室	330 円/時間
水道使用料	21 円/㎡	

施設使用料の令和元年度から令和５年度までの推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

節	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
卸売業者売場使用料	28,395	28,394	27,918	27,962	28,394
仲卸業者売場使用料	49,622	50,001	48,813	48,784	47,412
関連事業者市場使用料	36,526	36,532	35,164	35,593	34,315
事務所使用料	50,738	50,807	48,100	48,702	48,702
倉庫使用料	11,141	11,798	11,755	11,690	11,311
冷蔵庫使用料	8,880	8,880	8,880	8,880	8,880
水道使用料	1,900	1,755	1,733	2,190	1,897
駐車場使用料	29,414	28,154	25,585	24,667	24,349
低温冷蔵庫使用料	6,661	7,381	7,482	7,756	7,855
加工室使用料	1,163	1,164	1,164	1,164	1,164
買荷保管積込所使用料	4,568	4,547	4,686	4,635	4,629
その他使用料	14	41	11	10	7
合計	229,028	229,458	221,296	222,038	218,919

(出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書)

施設使用料収入額は、令和２年度まで 229 百万円程度で推移していたが、令和３年度以降は 220 百万円程度で推移している。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症による業務用の需要減退による打撃を受けた卸売業者や仲卸業者などに対して、施設使用料の減免を行ったことによる。

令和４年度以降も令和２年度以前の水準には回復に至っていない。

施設使用料の計算に当たり、主に㎡当たり単価に各場内業者の利用面積を乗じて算定されていることから、施設使用料の金額は、各場内業者の利用面積に応じて変動することが考えられる。

そして利用面積は場内業者数及び岐阜市中央卸売市場の取扱数量に比例すると考えられる。

主な場内業者である卸売業者及び仲卸業者数の推移は下表のとおりであり、業者数に著しい変動は無い。

(単位:社)

区分		R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
卸売業者	青果	2	1	1	1	1
	水産物	2	2	2	2	2
仲卸売業者	青果	21	21	20	20	20
	水産物	9	9	9	9	9

(出典:庶務係提出資料)

業者数に変動は無いものの、上記 1 売上高割使用料の項にて記載のとおり、岐阜市中央卸売市場での青果物、水産物の取扱数量が減少傾向にあることから、施設使用料収入も回復に至っていないと認められる。

(2) 庶務手続

施設使用料の計算及び会計システムへの入力は以下の手順で行われている。

- i 施設使用料の計算は、全ての節についてエクセルで行われている。
- ii 各節ごとにエクセルファイルが用意されており、前月以降に発生した異動内容に基づき、エクセルファイルを更新する。
- iii 各エクセルファイルを印刷して、異動内容及び計算結果が正しく反映されているかを複数人でチェックする
- iv チェック後のエクセルファイルに基づいて振替伝票を起票し、会計システムに入力する。

令和 6 年 3 月度を対象として各種資料を入手し、上記計算過程を確認したところ、手順どおり行われていることを確認した。

以下【指摘】については今後の実務に当たり参考にされたい。

①施設使用料単価の改定について【指摘】

市場使用料の最終改定は平成 31 年となっており、その際、売上高割使用料の料率を変更したとのことである。施設使用料の各単価については平成 31 年以前より、改定されていないことが窺える。

なお、施設使用料の算定式を示すと以下のとおりである。

施設使用料算定式

施設使用料（㎡当たり単価）	
=	$\left[\frac{(\text{建設費}-\text{補助金}) \times (1-0.1)}{\text{耐用年数}} + \frac{\text{起債利子}}{\text{耐用年数}} + \text{一般管理費} \right. \\ \left. - \text{市場使用料} - \text{行政監督費} \right] \times \frac{1}{\text{使用面積}} \times \frac{1}{12 \text{ ヲ月}}$

一般管理費は施設使用料を算定する時点において、最近の財務データに一定の

伸び率を加味して将来5年分を見積り、その平均値を算出して用いている。

市場使用料は売上高割使用料のことであり、将来5年分市場取扱高を見積み、

これに料率を乗じ、平均値を算出して用いる。

行政監督費は一般管理費の20%とみなしている。

上記計算式は、昭和48年9月農林省食品流通局市場課作成の『市場使用料について（市場使用料算定式及び算定例）』に基づくものである。

算式の一要素である一般管理費は人件費及び物件費で構成され、物件費は主に備品消耗品費、水道光熱費、委託料で構成されている。

これらの今後5年分を見積もり算定することとなっており、定期的に見直しの上、改定の有無を判断する必要があると考えられるが、このような見直しは行われていない。

この点については、持続可能な中央卸売市場運営の実現には、市場の歳出に応じた適切な受益者負担が必要である一方、市民に生鮮食料品を安定的に供給する役割を果たすため、施設使用料の変動を抑制し、場内業者の安定的な経営を図ることも大切である。こうした中、市場の再整備事業を進める中で、施設使用料の見直しについて、場内業者の意見を聴取しており、今後、再整備事業にあわせて、算定式の見直しや使用料の改定基準等を検討していくとのことである。

現状、市民に生鮮食料品を安定的に供給するという市場の役割に鑑み、場内業者の経営安定化を図るべく負担を抑制するという趣旨には特に問題は無い。ただし、燃料、資材をはじめとする物価変動、賃金相場の変動によって回収すべき市場運営コストは変動するものであり、その変動に応じて利用者負担額も変動すべきと考える。

現状、市場再整備事業が進められているなか、再整備後の市場運営に必要なコストに応じた算定式の見直し、使用料の改定を期待したい。

②計算過程のシステム化【指摘】

現状、施設使用料の計算はエクセルファイルを用いて計算されている。現状、庶務係にて計算過程及び結果を複数人でチェックしているとのことであるが、エクセルシートの短所として集計範囲や参照するセルの設定に誤り、漏れが生じやすいことが挙げられるところ、施設使用料の計算対象となる項目も多岐にわたり、卸売業者・仲卸業者を始めとする市場参加者数も 20 社以上となることから、誤りも生じやすいと考えられる。

そこで、事務ミスも防止、計算作業の効率化を図るためにもシステム化の導入も一考されたい。

3 営業収益-雑収益

(1) 内容

卸売業者、仲卸業者などの市場参加者がその業務にて使用する電気、水道を使用者負担分として請求している。

(単位:千円)

節	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電気料	58,612	51,483	55,982	99,030	109,716
その他使用料	5,823	5,820	3,975	3,975	3,975
合計	64,436	57,303	59,958	103,006	113,692

(出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書)

令和4年度から電気料収入は著しく増加している。これは、電気料金単価の高騰によるものである。

つまり、各場内業者への請求額は、業者の各月使用量に単価を乗じて計算しているところ、単価は岐阜市中央卸売市場事業の電力会社からの供給単価に拠っており、昨今の燃料高騰等を受け供給単価が上昇したことが原因と認められる。

なお、岐阜市中央卸売市場事業では、12月1日から始まる1年間の電力供給業者は一般競争入札で決定している。

(2) 庶務手続

営業収益-雑収益の計算及び会計システムへの入力は以下の手順で行われている。

- i 営業収益-雑収益の計算はエクセルにて行われている。
- ii 各市場参加者の各月使用量は、施設管理業務受注者のメーター検針結果に基づき、前月検針値と当月検針値の差分として計算される。
- iii 上記iiで計算された使用量に、電力会社からの供給単価を乗じて計算する。
- iv 上記iiiで計算された各場内業者の使用者負担分を合計して、振替伝票を起票し、会計システムに入力する。

令和6年3月度を対象として各種資料を入手し、上記計算過程を確認したところ、手順どおり行われていることを確認した。

4 営業費用-市場管理費

市場管理費の各節計上額及び売上高比の推移は下表のとおりである。

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計上額	売上高比	計上額	売上高比	計上額	売上高比	計上額	売上高比	計上額	売上高比
給料	50	12.0%	47	11.5%	51	12.8%	50	11.2%	56	12.3%
手当	27	6.5%	26	6.3%	28	7.0%	26	5.8%	33	7.3%
賞与引当金繰入	8	1.9%	9	2.2%	9	2.3%	9	2.0%	10	2.2%
報酬	8	1.9%	6	1.5%	6	1.5%	6	1.3%	5	1.1%
法定福利費	17	4.1%	16	3.9%	18	4.5%	17	3.8%	19	4.2%
退職給付費	3	0.7%	5	1.2%	11	2.8%	7	1.6%	4	0.9%
備消耗費	2	0.5%	2	0.5%	1	0.3%	1	0.2%	1	0.2%
厚生福利費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
旅費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
被服費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
光熱水費	79	18.9%	69	16.8%	74	18.5%	137	30.7%	147	32.3%
燃料費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
食料費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
印刷製本費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
修繕費	73	17.5%	24	5.9%	47	11.8%	30	6.7%	46	10.1%
保険料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
賃借料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
通信運搬費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
手数料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
委託料	99	23.7%	97	23.7%	119	29.8%	115	25.8%	135	29.7%
負担金分担金	47	11.3%	41	10.0%	45	11.3%	45	10.1%	45	9.9%
公課費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	422	101.2%	351	85.6%	416	104.0%	452	101.3%	507	111.4%

営業収益	417	100.0%	410	100.0%	400	100.0%	446	100.0%	455	100.0%
------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------

(出典:岐阜市中央卸売市場事業会計決算書)

売上高比 = 市場管理費各節計上額 ÷ 営業収益高

令和3年度から令和5年度の全ての年度において、営業収益で市場管理費を賄えておらず、市場管理費合計額の売上高比は100%超で推移している。

光熱水費は令和3年度まで年間70百万円程度で推移していたが、令和4年度以降140百万円と倍増しており、これにより売上高比30%程度と重要性を増している。

市場管理費の各節の中で委託料の売上高比が各年度において最も高い。また、その計上額も増加傾向にある。

負担金分担金は、年間45百万円程度が固定的に発生している。

5 光熱水費

(1) 内容

岐阜市中央卸売市場事業にて費消する水道料金、電気代等进行处理している。

このうち、卸売業者・仲卸業者などの場内業者使用分は、各社へ請求、回収していることは上記の営業収益-雑収益の項で記載したとおりである。

岐阜市中央卸売市場事業では、12月1日から始まる1年間の電力供給業者は一般競争入札で決定しており、各年度の落札単価の推移は下表のとおりである。

(単位;円/kwh)

期間		R4/11/30迄	R5/11/30迄	R5/12/1以降
応札業者数(社)		3	2	3
落札供給業者		(株)エネット	岐阜電力(株)	丸紅新電力(株)
基本料金	常時	630.00	3,056.80	1,656.19
	予備電源	111.10	111.10	128.70
電力量料金 (常時・予備電源)	重負荷時間	17.39	34.86	23.22
	昼間時間	14.93	29.72	20.23
	夜間時間	13.66	25.05	16.79

(出典:岐阜市中央卸売市場の電気使用量(高圧))

落札単価は、令和4年12月1日以降供給分より急騰し、令和5年12月1日以降供給分では比較的落ち着いたものの、令和4年11月30日以前と比較すると依然として高水準となっている。このような落札単価の上昇を背景に光熱水費は増加している。

6 委託費

令和5年度の委託費の内訳は下表のとおりである。

(単位:千円)

No.	契約締結日	件名	委託業者	税込金額
1	R4.4.15	管理庁舎等清掃業務委託	技研サービス	1,425
2	R4.5.24	警備業務委託	環境システム社	51,258
3	R4.5.25	施設管理業務委託（市場の電気、水道の検針、場内の施設維持管理その他付随する業務	技研サービス	32,735
4	R5.4.3	高低圧電気設備保守点検業務委託	中部電気保安協会	2,945
5	R5.4.1	中央監視装置保守点検業務委託	N E C ネットエスアイ	3,146
6	R5.4.1	消防用設備保守点検業務委託	アプロ通信	3,524
7	R5.4.1	冷蔵・冷凍・空調設備保守点検業務委託	中部空調サービス	8,129
8	R5.4.1	冷蔵庫棟エレベーター保守点検業務委託	三菱電機ビルソリューションズ	642
9	R5.4.14	ねずみ・衛生害虫等調査及び防除業務委託	中部環境サービス	586
10	R5.9.15	建築設備点検業務委託	太平ビルサービス	660
11	R5.11.29	場内樹木剪定業務委託	堀造園	1,320
12	R5.12.1	貯水槽清掃業務委託	ビルカン	737
13	R4.9.12	岐阜市中央卸売市場再整備事業要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社名古屋	41,990
			その他3件	238

税込合計 149,339

税抜 135,762

各契約について、契約種別、履行期間及び契約金額は下表のとおりである。

(単位:円)

No.	契約締結日	件名	委託業者	契約種別	履行期間	契約金額
1	R4.4.15	管理庁舎等清掃業務委託	技研サービス	指名競争	R4.6.1 ~ R7.5.31	4,276,800
2	R4.5.24	警備業務委託	環境システム社	一般競争	R4.7.1 ~ R7.6.30	153,392,646
3	R4.5.25	施設管理業務委託（市場の電気、水道の検針、場内の施設維持管理その他付随する業務	技研サービス	一般競争	R4.7.1 ~ R7.6.30	98,208,000
4	R5.4.3	高低圧電気設備保守点検業務委託	中部電気保安協会	指名競争	R5.4.1 ~ R6.3.31	2,945,800
5	R5.4.1	中央監視装置保守点検業務委託	N E C ネットズエスアイ	随意	R5.4.1 ~ R6.3.31	3,146,000
6	R5.4.1	消防用設備保守点検業務委託	アプロ通信	指名競争	R5.4.1 ~ R6.3.31	3,524,000
7	R5.4.1	冷蔵・冷凍・空調設備保守点検業務委託	中部空調サービス	指名競争	R5.4.1 ~ R6.3.31	8,129,000
8	R5.4.1	冷蔵庫棟エレベーター保守点検業務委託	三菱電機ビルソリューションズ	随意	R5.4.1 ~ R6.3.31	642,180
9	R5.4.14	ねずみ・衛生害虫等調査及び防除業務委託	中部環境サービス	指名競争	R5.4.14 ~ R6.3.31	586,300
10	R5.9.15	建築設備点検業務委託	太平ビルサービス	指名競争	R5.9.15 ~ R6.3.31	660,000
11	R5.11.29	場内樹木剪定業務委託	堀造園	指名競争	R5.11.29 ~ R6.3.15	1,320,000
12	R5.12.1	貯水槽清掃業務委託	ビルカン	指名競争	R5.12.1 ~ R6.3.15	737,000
13	R4.9.12	岐阜市中央卸売市場再整備事業要求水準書等作成及び事業者選定支援業務委託	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社名古屋	公募式プロポーザル方式	R4.9.12 ~ R7.3.31	105,050,000

委託先決定方法には、通常、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」が挙げられるが、岐阜市では以下のような取扱をしている。

一般競争に付する契約は以下のとおりである。

『岐阜市一般競争入札等実施要綱（最終改正令和6年3月11日）』第2条

(1) 建設工事の請負契約 次に掲げる工事

ア 土木一式工事及び舗装工事 設計金額が3,000万円以上のもの

イ アに掲げる工事以外の工事 設計金額が1,500万円以上のもの

(2) (1)に掲げる契約以外の契約 次に掲げる契約

ア 測量・建設コンサルタント等の業務委託契約 設計金額が1億円以上のもの

イ 動産の買入れ又は売払いの契約 設計金額が3,000万円以上のもの

以上各号の区分に応じ、当該各号の定めるもののうちから、岐阜市建設工事業者選定委員会において決定

(1)、(2)に関わらず契約の内容から、選定委員会が必要と認めたときは一般競争入札を行うことができる。

随意契約によることができるものは以下のとおりである。

『随意契約ガイドライン（最終改正令和4年4月1日）』

予定価格が少額

契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

緊急の場合 等

そして、随意契約を締結するに当たっては、『契約依頼書兼執行伺書』に『一者随意契約理由書』を添付の上、上席者の承認を得ることとしている。

一般競争入札に付す必要があるもの、随意契約によることができるもの以外については指名競争入札による。

(1) 委託費の計上対象契約のうち、随意契約についてその手続の準拠性を以下で確認する。

No.	委託業者	理由書の有無 *1	随意契約理由
5	NEC ネットエスアイ	有	契約の性質又は目的が競争入札に適さない。*2
8	三菱電機ビルソリューションズ	有	契約の性質又は目的が競争入札に適さない。*3

*1：理由書とは、一者随意契約理由書をいう。

*2：具体的には、「保守点検対象となる中央監視装置はソフト面、ハード面において NEC ネットエスアイの独自システム・技術を使用しており、非公開であるため、NEC ネットエスアイ以外は保守点検業務を行うことができない。」とのことである。

*3：具体的には、「保守点検対象となる冷蔵庫棟エレベーターは三菱電機株式会社製であり、保守点検にはメーカー独自の技術が必要である。機種に精通し、事故又は異常の発生時に原因を緊急に調査するため三菱電機グループの三菱電機ビルソリューションズが必要である。」とのことである。

両契約の保守点検対象となる機器装置は、開発したメーカーのノウハウ、技術、部品など独自の性質を有するものとも考えられることから、随意契約に対応することに特に異論は無い。

(2) 長期継続契約締結の可否について

契約No. 1、2 及び 3 については、契約期間を 3 年間とする長期継続契約を締結している。

地方公共団体の予算執行は、原則として、会計年度独立、単年度予算主義であるところ、これを遵守することで、業務上、支障が出る場合があり、そういった業務に対しては、例外のひとつとして長期継続契約を認めている。そして支障が出る場合とは、単年度主義を貫くことが、業務上、不経済であったり、契約関係の安定性を欠くことにもつながる場合と考えられる。

岐阜市では、市が締結する長期継続契約については『岐阜市長期継続契約に関する条例（平成 18 年岐阜市条例第 53 号。以下「条例」という。）』を定めており、条例第 2 条では、長期継続契約を締結することができる契約として以下の 2 号を挙げている。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するため複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの

そして、『岐阜市長期継続契約事務処理要領（平成 18 年 10 月 2 日施行。以下「要領」という。）では条例の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとし、対象及び期間について以下のとおり規定している。

（対象等）

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する物品は、電子計算機、複写機等の OA 機器、事務機器、理化学機器、医療機器等の機器、車両、仮設建築物及びソフトウェアとする。

2 条例第 2 条第 2 号に規定する役務は、庁舎等の建物総合管理業務、警備業務、清掃業務、設備・機器等の保守管理業務、端末機器等入力業務、給食業務、文書配送業務、ソフトウェアの使用許諾等とする。

（期間）

第 3 条 長期継続契約（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約をいう。以下同じ。）の相手方の債務の履行期間については、次の基準を基本として運用する。

- (1) 条例第 2 条第 1 号に規定する物品の借入に係る契約については、原則として当該物品の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数をいう。）を基準とし、借入期間については、商慣習上認められる年数とする。
- (2) 条例第 2 条第 2 号に規定する役務の提供に係る契約については、原則として 3 年以内とする。

岐阜市中央卸売市場事業にて、現状、長期継続契約の対象としている内容は、管理庁舎等清掃業務、警備業務、施設管理業務であり、また、その期間も 3 年間であることから、条例及び要領に沿ったものとなっており、特に異論は無い。

7 負担金分担金

(1) 内容

負担金分担金の主なものは、岐阜市中央卸売市場協会（以下、「市場協会」という。）に対する開設者負担金である。

① 市場協会の概要

市場の円滑な運営と総合的発展を目的として、開設者である岐阜市と場内関係者が負担金を出し合い運営している団体であり、市場協会の役員には、青果、水産物卸売業者及び仲卸業者の代表者、市場長等から構成されている。

市場協会の主な役割は場内の環境保全であり、具体的には、場内清掃、生ゴミ等処理、発砲スチロール処理、パレット処理、魚腸骨等処理である。

これら環境保全業務を岐阜市と場内関係者から拠出された負担金で行っている。

② 開設者負担金の推移

岐阜市が支出している負担金の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

年度	税込金額	前年度比増減	備考
H30 実績	22,395	△ 10,505	費用負担変更による減少
R1 実績	51,290	28,895	衛生費の大幅な増加
R2 実績	45,790	△ 5,500	繰越金の還付及び市場まつり中止による減少
R3 実績	49,790	4,000	
R4 実績	49,790	0	
R5 実績	49,790	0	
R6 予算	49,790	0	

(出典:予算見積附属書8)

令和3年度より消費税込 49,790 千円（税抜 45,263 千円）で固定されている。

③ 開設者負担金の計算方法

開設者の負担割合は、市場協会の衛生費全体の2/3以内及びその他費用全体の1/2以内を方針とされており、令和5年度及び令和6年度予算の負担金の具体的な計算過程は下表のとおりである。

(単位:千円)

項目		年	予算額	場内業者計	岐阜市	繰越金	雑入
衛生費		R5	81,306	6,972	48,715	0	25,619
		R6	81,920	7,246	48,989	0	25,684
衛 生 費 内 訳	場内清掃	R5	19,500	0	19,500	0	0
		R6	19,500	0	19,500	0	0
	生ごみ等	R5	35,000	4,165	8,594	0	22,240
		R6	34,000	3,775	7,924	0	22,300
	発砲スチ ロール	R5	4,600	400	1,200	0	3,000
		R6	4,500	375	1,125	0	3,000
	パレット	R5	14,600	1,430	12,874	0	295
		R6	14,500	1,420	12,780	0	300
	魚腸骨	R5	1,320	309	927	0	84
		R6	1,320	309	927	0	84
	物品購入	R5	2,000	666	1,333	0	0
		R6	4,100	1,366	2,733	0	0
	その他	R5	4,286	0	4,286	0	0
		R6	4,000	0	4,000	0	0
総務・交通事務費		R5	8,006	1,075	1,075	5,856	0
		R6	8,758	801	800	7,157	0
厚生費		R5	350	350	0	0	0
		R6	350	350	0	0	0
消費税		R5	1,000	1,000	0	0	0
		R6	1,000	1,000	0	0	0
予備費		R5	7,098	0	0	7,098	0
		R6	4,446	0	0	4,446	0
合計		R5	97,760	9,397	49,790	12,954	25,619
		R6	96,474	9,397	49,790	11,603	25,684

(出典:市場協会費業者負担金内訳表)

8 営業未収金管理

(1) 内容

令和5年度の貸借対照表に計上されている未収金残高の内訳は下表のとおりである。

(単位:千円)

未収金 科目	振替前の科目		調定年度								合計	備考	
	項	目	令和5年 度	令和4年 度	令和3年 度	令和2年 度	令和元 年度	平成24年 度～30年 度	平成23年 度	平成22年 度			平成21年 度
営業未 収金	営業 収益	売上高割使用料	12,339									12,339	
		施設使用料 (面積割)	13,056	148	37	39			539	694	354	14,869	
		施設使用料 (水道使用料)	250	0								250	
		雑収益(電気料)	9,461	0					106	130	43	9,743	
		小計	35,108	148	37	39			645	825	398	37,203	
営業外 未収金	営業 外収 益	他会計補助金	199,247									199,247	一般会計 からの繰入金
		雑収益	2									2	
		小計	199,249									199,249	
未収金合計			234,357	148	37	39			645	825	398	236,453	

(出典:年度別未収入金の内訳)

そして、営業未収金の各目に係る回収サイトについては、施行規則第88条第1項にて下記のとおり定められている。

目	回収サイト
売上高割使用料	使用する月の翌月末
面積により計算する使用料	使用する月の末日
水道電気使用料	使用する月の翌月末日

(2) 監査の結果

規定されている各目の回収サイトから各目の営業未収金残高推定値は以下のとおり試算された。

(単位:千円)

目	推定値	備考
売上高割使用料	11,010	R6年3月度単月の売上高割使用料が残高として残る。
面積により計算する使用料	0	当月末日回収であり、残高は残らない。
水道電気使用料	5,974	R6年3月度単月の使用料が残高として残る。

令和5年度の営業未収金の各目別残高と推定値に差異がある。

これについては、月末が納期限の使用料等について、場内業者の銀行口座からは月末に引き落とされるが、銀行間での手続（指定金融機関への集約等）に時間がかかるため、中央卸売市場の収入となるのは翌月初頭となるものが一定程度ある。また、令和6年3月末日は休日のため、納期限が4月1日にずれ込み、未収金残高が多額に残っているものであり、異常は無い。

【指摘】

長期未回収債権の整理について

上表の未収金残高内訳では平成21年度の債権が未回収として残っているが、長期未回収債権の相手先別、年度別の内訳は以下のとおりである。

(単位:円)

相手先	属性	目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
A	関連事業者	施設使用料	354,417	694,140	539,257	1,587,814
		電気料	43,800	130,929	106,739	281,468
		合計	398,217	825,069	645,996	1,869,282

(出典:未収債権管理簿)

(単位:円)

相手先	属性	目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合計
B	関連事業者 (餅の製造販売)	施設使用料	39,862	37,125	148,500	136,125	361,612
		電気料	0	0	205	1,122	1,327
		水道使用料	0	0	210	945	1,155
		合計	39,862	37,125	148,915	138,192	364,094

(出典:未収債権管理簿)

① Aの現況について

Aは存続しており、先方の債務認識はあるとのことである。直近（令和6年7月時点）で連絡は可能である。

② Bの現況について

休業状態であるが連絡は可能。製造設備が地面に固着しており撤去費用も少なくないと見込まれ明け渡し困難な状況。

岐阜市中央卸売市場事業では先方に連絡を取る等して回収努力はしている。また、時効完成により不納欠損処理を適宜行っている。

ただし、Aに対する債権は平成21年度より残っており、滞留期間を鑑みると今後の回収可能性に疑義があることから、債権放棄により整理することも必要である。

また、貸借対照表の表示に当たっては、このような長期未回収債権は正常な営業循環過程から外れていることから、流動資産区分では無く、固定資産区分の投資その他の資産に振り替えることが望ましい。

9 卸売業者の財務状況に関する指導・監督

岐阜市中央卸売市場業務条例第 71 条第 2 項（3）の要件に該当する卸売業者については、平成 28 年以降岐阜市の経営指導が継続して行われている。

令和 6 年 2 月、卸売市場法第 12 条第 2 項の規定に基づく報告徴求により、岐阜市は農林水産大臣に当該卸売業者の経営状況報告を提出しており、そのなかで令和 6 年 1 月時点の残高試算表に基づく経営状況について「前年度より改善され、（業績は）大きく上向いている」旨を報告している。当該卸売業者の令和 5 年度（令和 6 年 3 月期決算）の最終的な経常損失額が前年度から拡大している状況をふまえると、指導監督の実効性・報告の信頼性に懸念がある。

【指摘】

長期にわたる経営指導においては、経営指導の詳細な記録と、経営改善の進捗管理が必要である。平成 18 年度に実施された岐阜市中央卸売市場を対象とする包括外部監査において、卸売業者の財務状況の評価・把握に関し、公認会計士や中小企業診断士等の専門家による指導が奨励されている。実効性のある経営指導には会計的な視点が必要であることをふまえて、業務条例第 71 条の本旨に基づく卸売業者の経営指導体制の構築が強く望まれる。

10 仲卸業者の財務状況に関する指導・監督

前述のとおり、「仲卸業者の財務検査及び改善措置命令に関する運用規程」は、仲卸業者の財産の状況が以下の（１）～（３）のいずれにも該当する場合には、中小企業診断士の診断を受けさせることとし、必要があると認めるときは検査を行い、当該仲卸業者の財産に関し、市長が必要な改善措置命令を行うことができる旨を定めている。

- （１） 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が 1 を下回った場合
- （２） 純資産の合計金額の純資産及び負債の合計金額に対する比率が 0.1 を下回った場合
- （３） 連続する 3 以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

現在、上記 3 要件すべてに該当する仲卸業者はないとの認識から、改善措置はとられていない。

平成 18 年度岐阜市中央卸売市場包括外部監査においては、この 3 要件といわゆる「できる」規定に関し、仲卸業者の財務状況について必ずしも詳細な検討が行われているとは言えない状況にあるとの意見が述べられている。少なくとも 3 つの要件のうち、2 つ以上に該当した場合については指導対象とすることが望ましいとして、検査対象の拡大が提案されている。

前述のとおり、令和 6 年度において、上記のうち（２）の要件のみに該当する仲卸業者が破産している。仲卸業者の財務状況把握及び指導の必要性の目安として、上記の 3 要件全ての充足が求められる現在の運用規程には問題がある。平成 18 年度岐阜市中央卸売市場包括外部監査の意見に対し、真摯な対応がなされていない点に懸念がある。

【指摘】

直近 10 年間における仲卸業者数の減少率は市場関係業者のなかで最も高い。仲卸業者の正確な状況把握の重要性に鑑み、前回包括外部監査以来の指導監督体制の課題に対応されたい。